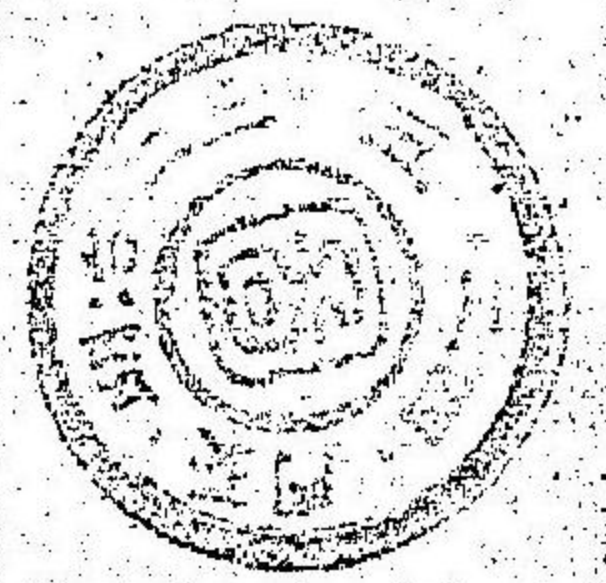


4410
612 No. 3611/2

法學士石原健三校閱
宮川大壽 著



日本民事訴訟法解全

東京 博文館藏版

朕民事訴訟法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年三月二十七日

内閣總理大臣兼內務大臣
海軍大臣 陸軍大臣 司法大臣 大藏大臣 文部大臣 遞信大臣 外務大臣 農商務大臣
伯爵 山西縣 伯爵 山田郷 伯爵 松方顯 伯爵 大正 伯爵 榎本武揚 子爵 後藤象一 子爵 青木藤一 子爵 岩村通俊

録可文

民事訴訟法目錄 (法律第二十九號)

第一編 總則

第一章 裁判所

第一節 裁判所ノ事物ノ管轄

第二節 裁判所ノ土地ノ管轄

第三節 管轄裁判所ノ指定

第四節 裁判所ノ管轄ニ付テノ合意

第五節 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避

第六節 檢事ノ立合

第二章 當事者

第一節 訴訟能力

第二節 共同訴訟人

第三節 第三者ノ訴訟參加

- 第四節 訴訟代理人及ヒ輔佐人
- 第五節 訴訟費用
- 第六節 保証
- 第七節 訴訟上ノ救助
- 第三章 訴訟手續
 - 第一節 口頭辯論及ヒ準備書面
 - 第二節 送達
 - 第三節 期日及ヒ期限
 - 第四節 懈怠ノ結果及ヒ原狀回復
 - 第五節 訴訟手續ノ中斷及ヒ中止
- 第二編 第一審ノ訴訟手續
 - 第一章 地方裁判所ノ訴訟手續
 - 第一節 判決前ノ訴訟手續

- 第二節 判決
- 第三節 闕席判決
- 第四節 計算事件、財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ノ準備手續
- 第五節 証拠調ノ總則
- 第六節 人證
- 第七節 鑑定
- 第八節 書證
- 第九節 檢證
- 第十節 當事者本人ノ訊問
- 第十一節 證據保全
- 第二章 區裁判所ノ訴訟手續
 - 第一節 通常ノ訴訟手續
 - 第二節 督促手續

第三編 上訴

第一章 控訴

第二章 上告

第三章 抗告

第四編 再審

第五編 證書訴訟及び爲替訴訟

第六編 強制執行

第一章 總則

第二章 金錢ノ債權ニ付テノ強制執行

第一節 動産ニ對スル強制執行

第一款 通則

第二款 有體動産ニ對スル強制執行

第三款 債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行

第四款 配當手續

第二節 不動産ニ對スル強制執行

第一款 通則

第二款 強制競賣

第三款 強制管理

第三節 船舶ニ對スル強制執行

第三章 金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行

第四章 假差押及ヒ假處分

第七編 公示催促手續

第八編 仲裁手續

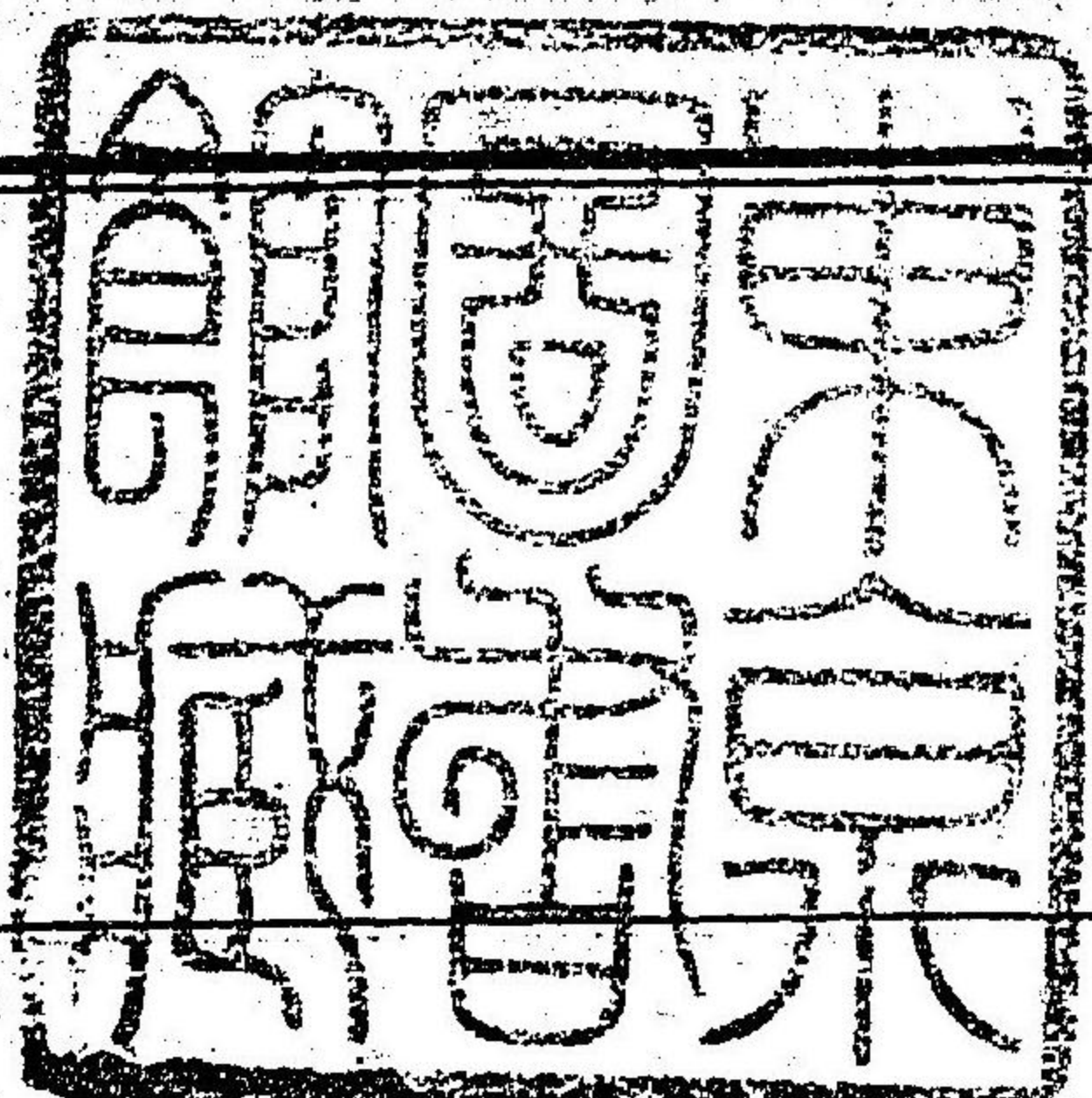
民事訴訟法正解

法學士 石原健三校閱

宮川大壽著

緒言

茲ニ一箇ノ法律アレバ必ズ其効用ナカルベカラズ民法商法等ヨ
 リシテ以テ刑法行政法等ニ至ル迄皆ナ各々其特有ノ効アリ民事訴
 訟法モ亦一箇ノ法律ナレバ獨リ其効用ナキ一能ハザルナリ然則ナ
 其効用ハ如何ナルカ曰ク民法ヲ運用シ其レヲ實地ニ効アラシ
 ムル一即チ是レナリ夫レ民法ハ民人各個ノ行事即チ民人相互ノ
 間ニ於ケル權利義務ノ關係及其區域等ヲ定ムルト雖モ固ト是レ活
 物ニアラザレバ獨リ自カラ行ハル一能ハザルナリ之レヲ運用ス
 ルノ力之レヲ稱シテ救濟權ト云フ此權ハ權利ノ毀損傷害ヲ受ケ又
 ハ受ケントスルモノ、爲メニ生シテ其者ニ屬スト雖モ此者ハ只之



レチ有スルノミニテハ未ダソレチ効用アラシムルヲ能ハズ之
 レチシテ効用アラシメント欲セバ之レチ運用セザルベカラズ之ヲ
 運用スルニ付テハ其方法ナカレカザルナリ之レチ蒸氣機關ニ
 譬フルニ蒸氣ノ力如何ニ強大ナルモ若シ之ヲ導クニ機關ヲ以テス
 ルヲナク放縱專恣其爲ス所ニ委セバ豈ニ能ク舟車ヲ行ルノ力アラ
 シヤ今夫レ民事訴訟法ハ救濟權ノ運動スルニキ行路ヲ規定スルモノ
 ナリ此ノ法ノ救濟權ニ於ケル其關係ハ恰カモ猶ホ蒸氣ノ機關ニ於
 ケルカ如シ權利ノ毀損傷害ヲ受ケ又ハ受ケントスルモノガ有スル
 救濟權ニシテ其運動スルノ際ニ依ルベキノ法則ナカラシメバ如何
 ヲ能ク民法ヲシテ其効ヲ奏セシムルヲ得ンヤ民法ニシテ効ヲ奏セ
 シムル能ハズンハ各人民ノ有スル權利ハ忽チ蹂躪セラレテ万民其
 堵ニ安ズルヲ能ハザルベク社會ノ進歩安靜ハ得テ望ムベカラザ
 ルナリ民事訴訟法ノ忽諸ニ付ス可ラザルヤ如斯然ルニ世人ハ民法

ノ一ニ係ルトキハ充分其意ヲ注クノ傾キアリト雖モ民事訴訟法ノ
 事ニ係ルトキハ之ヲ舍テ顧ミサルノ風ナキニアラズ是レ豈ニ民法
 ト民事訴訟法ト相牽聯シテ離ルベカラザルモノナルヲ知ラザル
 ニ坐スルモノニアラザルナキヲ得ンヤ此書固ヨリ讀者ヲシテ訴訟
 法學者タラシムルモノニアラザルモ其ノ規定ノ一般ヲ了知セシメ
 救濟權ノ運用ヲ爲シテ已レノ蒙ムル權利ノ毀損傷害ヲ救濟スル者
 ノ爲メニハ大ヒニ効用ノアルベキヲ信ズルナリ

第一篇 總則

(解) 本篇ハ本法全部ニ通スル法則ヲ攝メテ規定セリ故ニ冠ラズ
 ニ總則ノ標目ヲ以テセルモノナリ
 本法ニ規定セルモノ固トヨリ單純ナラズ訴訟ヲ爲スベキ裁判所之
 ナ管掌審理スル方法手續及強制執行等ノ事ヨリシテ仲裁手續等ニ

至ルマテ頗ブル復雜ナリト雖ドモ又其各部ニ共通スル規則ナキニ
アラズ然ルニ之レヲ其各部ノ冒頭ニ於テ一々規定セシカ繁冗ヲ致
スノミニテ何ソノ利益モアラザルベシ故ニ茲ニ此種ノ法則ヲ集メ
テ規定セルモノナリ

第一章 裁判所

(解) 裁判所トハ訴訟ノ管轄審理ヲ爲シ之レニ決定ヲ與フル官衙
ヲ云フ此官衙ハ訴訟ヲ審理裁斷スル唯一ノ機關ナリ故ニ訴訟ノ法
規ヲ定メントスルヤ先ツ此官衙ノ構成並びニ權限ノ一ヲ定メザル
ベカラズト雖此官衙ハ民事事件刑事事件トノ兩種ノ事件ヲ併セ
テ審理シ裁斷スル所ナルカ故ニ之ヲ民法訴訟法中ニ定ムルハ當チ
得シモノト云フベカラズ故チ以テ我政府ハ裁判所構成法ナルモノ
ヲ發布シ其中ニ於テ之ヲ規定セリ之レヲ以テ此等ノ事ニ就テハ此
法律中ニ規定セザルナリ

第一節 裁判所ノ事物ノ管轄

(解) 裁判所ノ管轄トハ裁判所ガ訴訟事件ヲ審理シ判決スルノ權
力ヲ有スルニ名ツク茲ニ事物ノ管轄ト云フモノハ土地ノ管轄ニ對
シテ之レヲ名ツケシモノニシテ裁判所ガ訴訟ノ目的ト爲レル事柄
又ハ物件ニ付キ之ヲ審理裁判スルノ權力ノ有無ヲ定ムルガ故ニ名
ツケテ以テ事物ニ干スル裁判所ノ管轄トハ云ヒシナリ
本節ハ即チ事物ニ就テ裁判所ノ有スル權力ノ一ヲ規定セルモノナ
リ

第一條 裁判所ノ事物ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ從フ

第二條 訴訟物ノ價額ニ依リ管轄ノ定マルトキハ以下數條ノ規定ニ
從フ

第三條 訴訟物ノ價額ハ起訴ノ日時ニ於ケル價額ニ依リ之ヲ算定ス
果實、損害賠償及ヒ訴訟費用ハ法律上相牽連スル主タル請求ニ附

(果實) トハ物ヨ
リ生ズル定期ノ生
産物ヲ云フ

(損害賠償) トハ
毀損セラレタル權
利ノ補給ニ供スル
貨幣ノ辨濟ヲ云フ
(本訴) トハ新タ
ニ起セル一箇獨立
ノ訴訟ヲ云フ
(反訴) トハ己レ
ニ對シテ求メラレ
タル訴訟ニ於テ抗
辨ノ方法トシテ爲
ス所ノ請求ヲ云フ
(債權) トハ特定
ノ人カ特定ノ人ニ
對シテ行ヒ得ル權
利ヲ云フ
(物權) トハ人ガ

帶シ一ノ訴ヲ以テ請求スルトキハ之ヲ算入セス
第四條 一ノ訴ヲ以テ數箇ノ請求ヲ爲ストキハ前條第二項ニ掲ケル
モノヲ除外シ外其額ヲ合算ス
本訴ト反訴トノ訴訟物ノ價額ハ之ヲ合算セス
第五條 訴訟物ノ價額ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム
第一 債權ノ擔保又ハ債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物權カ訴訟物ナ
ルトキハ其債權ノ額ニ依ル但物權ノ目的物ノ價額寡キトキハ
其額ニ依ル
第二 地役カ訴訟物ナルトキハ要役地ノ地役ニ依リ得ル所ノ價
額ニ依ル但地役ノ爲メ承役地ノ價額ノ減シタル額カ要役地ノ
地役ニ依リ得ル所ノ價額ヨリ多キトキハ其減額ニ依ル
第三 貸貸借又ハ永貸借ノ契約ノ有無又ハ其時期カ訴訟物ナル
トキハ爭アル時期ニ當ル借賃ノ額ニ依ル但一个年借賃ノ二十

直チニ物ノ上ニ行
ヒ得ル權利ヲ云フ
(擔保) トハ義務
ノ執行ヲ保スル凡
テノ事柄ヲ云フ
(地役) トハ一箇
ノ土地ガ或他ノ土
地ノ役務ニ服スル
ヲ云フ其役務ヲ得
ル地ヲ(要役地)ト
云ヒ役務ニ服スル
地ヲ(承役地)ト云
フ
(竊束) トハ霸勒
抑束ノ略語ニシテ

倍ノ額カ右ノ額ヨリ寡キトキハ其二十倍ノ額ニ依ル
第四 定時ノ供給又ハ収益ニ付テノ權利カ訴訟物ナルトキハ一
个年收入ノ二十倍ノ額ニ依ル但収入權ノ期限定マリタルモノ
ニ付テハ其將來ノ収入ノ總額カ二十倍ノ額ヨリ寡キトキハ其
額ニ依ル
第六條 訴訟物ノ價額ハ必要ナル場合ニ於テハ第三條乃至第五條ノ
規定ニ從ヒ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム
裁判所ハ申立ニ因リ證據調ヲ命シ又ハ職權ヲ以テ檢證若シハ鑑定
ヲ命スルコトヲ得
第七條 地方裁判所ノ判決ニ對シテハ其事件カ區裁判所ノ事物ノ管
轄ニ屬ス可キ理由ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
第八條 事物ノ管轄ニ付キ區裁判所又ハ地方裁判所カ管轄違ナリト
宣言シ其裁判確定シタルトキハ此裁判ハ後ニ其事件ノ繫屬ス可キ

服従スベク餘義ナ
シスルヲ云フ

裁判所ヲ羈束ス

第九條 地方裁判所カ事物ノ管轄違ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ原告ノ申立ニ因リ同時ニ判決ヲ以テ原告ノ指定シタル自己ノ管轄内ノ區裁判所ニ其訴訟ヲ移送ス可シ

區裁判所カ事物ノ管轄違ナリトシテ訴ヲ却下スルトキハ同時ニ判決ヲ以テ其訴訟ヲ所屬ノ地方裁判所ニ移送ス可シ
移送ノ申立ハ判決ニ接着スル口頭辨論ノ終結前ニ之ヲ爲ス可シ
移送言渡ノ判決確定シタルトキハ其訴訟ハ移送ヲ受ケタル裁判所ニ繫屬スルモノト看做ス

第二節 裁判所ノ土地ノ管轄 (裁判籍)

(解) 裁判所ノ土地ノ管轄トハ事物ト一定ノ裁判所ノ管轄區トニ基キテ裁判所ノ訴訟事件ニ對シテ取扱ヒヲ爲シ得ルノ機能ヲ有スルヲ云フ

土地ニ就テノ裁判管轄ハ多シハ人ノ住所ニ因リテ定マルト雖平常ニ然ルニアラズシテ或ハ義務履行地ナルヲアリ(第十八條)或ハ不正ノ行爲ノアリタル地ナルヲアリ(第二十條)或ハ又不動産所在地ナルヲアリ其他二三ノ變態ナキニアラザルモ原則ハ人ノ住所ニ因リテ定マルモノナルガ故ニ法律ニ明言シアラザル時ハ皆人ノ住所ヲ以テ管轄裁判所ヲ定メザルベカラザルナリ

第十條 人ノ普通裁判籍ハ其住所ニ依リテ定マル

普通裁判籍アル地ノ裁判所ハ其人ニ對スル總テノ訴ニ付キ管轄ヲ有ス但訴ニ付キ專屬裁判籍ヲ定メサル場合ニ限ル

第十一條 軍人、軍屬ハ裁判籍ニ付テハ兵營地若シハ軍艦定繫所ヲ以テ住所トス但此規定ハ豫備、後備ノ軍籍ニ在ル者及ヒ兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍人、軍屬ニ之ヲ適用セズ

(公使) トハ自國

第十二條 外國ニ在ル本邦ノ公使及ヒ公使館ノ官吏并ニ其家族、從

政府ヲ代表シテ外國ニ駐在スル一ノ使臣ナリ

(官吏) トハ官ノ俸給ニ衣食スル者ヲ云フ
(法人) トハ法律ノ假想ニヨリ定メラレタル一ノ無形

者ノ裁判籍上ノ住所ハ本邦ニ於テ本人ノ最後ニ有セシ住所ナリトス此住所ナキモノニ付テハ司法大臣ノ命令ヲ以テ豫メ定マル東京内ノ區ヲ以テ其住所ナリトス

第十三條 内國ニ住所ヲ有セサル者ノ普通裁判籍ハ本人ノ現在地ニ依リテ定マル若シ其現在地ノ知レサルカ又ハ外國ニ在ルトキハ其最後ニ有セシ内國ノ住所ニ依リテ定マル

然レトモ外國ニ住所ヲ有スル者ニ對シテハ内國ニ於テ生シタル權利關係ニ照リ前項ノ裁判籍ニ於テ訴ヲ起スコトヲ得

第十四條 國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付キ國ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依リテ定マル但訴訟ニ付キ國ヲ代表スルニ付テノ規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公又ハ私ノ法人及ヒ其資格ニ於テ訴ヘラル、コトヲ得ル會社其他ノ社團又ハ財團ノ普通裁判籍ハ其所在地ニ依リテ定マル此所在地

人ニシテ有形人ニ等シク權利ヲ有シ義務ヲ負ヒ得ル者ヲ云フ

(社團) トハ即チ所謂ル組合ニシテ法人タル資格ヲ有セザル會社ヲ云フ
(財團) トハ例ヘハ遺留セラレタル相續財産解散シタル會社ノ財産破産管財人ノ管理ニ歸シタル財産等ノ如ク未タ所有主ノ定マラサルカ又ハ何レノ部分カ其人ノ

ハ別段ノ定ナキトキハ事務所所在ノ地トス若シ事務所ナキトキ又ハ數所ニ於テ事務ヲ取扱フトキハ其首長又ハ事務擔當者ノ住所ヲ以テ事務所ト看做ス

第十五條 生徒、雇人、營業使用人、職工、習業者其他性質上一定ノ地ニ永ク寓在ス可キ者ニ對スル財産權上ノ請求ニ付テノ訴ハ其現在地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得

兵役義務履行ノ爲メノミニ服役スル軍人、軍屬ニ對シテハ其ノ兵營地若クハ軍艦定繫所ノ裁判所ニ前項ノ訴ヲ起スコトヲ得

第十六條 製造、商業其他ノ營業ニ付キ直接ニ取引ヲ爲ス店舗ヲ有スル者ニ對シテハ其店舗所在地ノ裁判所ニ營業上ニ關スル訴ヲ起スコトヲ得

前項ノ裁判籍ハ住家及ヒ農業用建物アル地所ヲ利用スル所有者、用益者又ハ賃借人ニ對スル訴ニ付テモ亦之ヲ適用ス但此訴カ地所

有ナルカ確ト所有
者ノ定マラザル數
多ノ財産ノ集マレ
ルモノナ云フ

(所有者) トハ一
物ヲ使用シ収益シ
處分スルノ權利ヲ
有セル者ニ名シ
(用益者) トハ一
物ノ使用収益ノ權
利ノミチ有シ虛有
權ヲ欠ケルモノナ
云フ

ノ利用ニ付テノ權利關係ヲ有スルトキニ限ル

第十七條 内國ニ住所ヲ有セサル債務者ニ對スル財産權上ノ請求ニ
付テノ訴ハ其財産又ハ訴ヲ爲シテ請求スル物ノ所在地ノ裁判所ニ
之ヲ起スコトヲ得

債權ニ付テハ債務者(第三債務者)ノ住所ヲ以テ其財産ノ所在地ト
ス又債權ニ付キ物カ擔保ノ責ヲ負フトキハ其物ノ所在地ヲ以テ財
産ノ所在地トス

第十八條 契約ノ成立若クハ不成立ノ確定又ハ其履行若クハ銷除
廢罷、解除又ハ其不履行若クハ不十分ノ履行ニ關スル賠償ノ訴ハ
其訴訟ニ係ル義務ヲ履行ス可キ地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得

第十九條 會社其他ノ社團ヨリ社員ニ對シ又ハ社員ヨリ社員ニ對シ
其社員タル資格ニ基ク請求ノ訴ハ其會社其他ノ社團ノ普通裁判籍
アル地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得

第二十條 不正ノ損害ノ訴ハ責任者ニ對シ其行爲ノ有リタル地ノ裁
判所ニ之ヲ起スコトヲ得

第二十一條 辨護士又ハ執達吏ノ手数料及ヒ立替金ニ付キ其委任者
ニ對スル訴ハ訴訟物ノ價額ノ多寡ニ拘ハラズ本訴訟ノ第一審裁判
所ニ之ヲ起スコトヲ得

第二十二條 不動産ニ付テハ其所在地ノ裁判所ハ總テ不動産上ノ訴
殊ニ本權並ニ占有ノ訴及ヒ分割並ニ經界ノ訴ヲ專ラニ管轄ス
地役ニ付テノ訴ハ承役地所在地ノ裁判所專ラニ之ヲ管轄ス

第二十三條 不動産上ノ裁判籍ニ於テハ債權ノ擔保ヲ爲ス從タル物
權ニ基ク不動産上ノ訴ニ附帶シテ同一被告ニ對スル債權ノ訴ヲ起
スコトヲ得

不動産上ノ裁判籍ニ於テハ不動産ノ所有者若クハ占有者ニ對スル
人權ノ訴又ハ不動産ニ加ヘタル損害ノ訴ヲ起スコトヲ得

第二十四條 相続権、遺贈其他死亡ニ因リテ效果ヲ生スル處分ニ基
ク請求ノ訴ハ遺産者死亡ノ時普通裁判籍ヲ有セシ裁判所ニ之ヲ起
スコトヲ得

相續裁判籍ニ於テハ遺産債權者ヨリ遺産者又ハ相續人ニ對スル請
求ノ訴ヲ起スコトヲ得但遺産ノ全部又ハ一分カ其裁判所ノ管轄區
内ニ存在スルトキニ限ル

第二十五條 第二十二條ノ規定ヲ除クノ外原告ハ數箇ノ管轄裁判所
ノ中ニ就キ撰擇ヲ爲スコトヲ得

第三節 管轄裁判所ノ指定

(解) 裁判所構成法第十條ニ規定セル如キ場合ノ生ズル時及ビ一
訴訟ヲ不動産所在地ノ裁判所ニ爲スベキ場合ニ其不動産カ數多ノ
裁判所ノ管轄區ニ跨ガリ居レル時ノ如キハ何レノ裁判所ガ正當ニ
管掌審理ヲ爲スノ權利ヲ有スベキモノナルヤ之レヲ何レノ裁判所

(申請) トハ或事
ヲ申述ヘテ請願ヲ
爲スヲ云フ

ニ屬セシムベキヤヲ定メザルヘカラズ然ラザレバ訴訟人ハ權利ヲ
有シナガラ之レヲ訴フルニ所ナキニ至ルノ不都合ヲ見ルベシ是レ
豈ニ法律ノ等閑ニ付スルヲ得ベキ事項ナランヤ此ノ如キ場合ニ於
テ其管轄裁判所ヲ決定シ指示スル之ヲ管轄裁判所ノ指定ト云フ本
節ハ即チ此事ニ關セル諸種ノ事柄ヲ規定セルモノナリ

第二十六條 管轄裁判所ノ指定ハ裁判所構成法ニ定メタル場合ノ外
尙ホ不動産上ノ裁判籍ニ訴ヲ起ス可キ場合ニ於テ不動産カ數箇ノ
裁判所ノ管轄區内ニ散在スルトキモ亦之ヲ爲ス

第二十七條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其ノ決定
ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ從フ

第二十八條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ
其申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得
右裁判所ハ口頭辨論ヲ經スシテ其申請ヲ決定ス

管轄裁判所ヲ定メタル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四節 裁判所ノ管轄ニ付テノ合意

(解) 裁判所ガ訴訟事件ヲ取扱フニ就テノ權力ヲ有スルヤ否ヤヲ定ムルハ余ガ第二節ト第三節ニ於テ述ベシガ如クナルモ事ニ害ナキ限りハ人ノ運動スベキ領域ヲ廣汎ナラシムルハ法律ノ欲スル所ナルニヨリ法律ハ或ル制限ヲ守ルニ於テハ合意ニヨリテ裁判所ノ管轄ヲ變シ得ル事ニナセルナリ

合意ニヨリテ裁判所ノ管轄ヲ定メシ時世人之ヲ呼ンテ合意上ノ裁判管轄ト云ヘリ蓋シ法律ノ規定ニヨリテ定マレル裁判所ノ管轄ヲ法律上ノ裁判管轄ト云ヒ裁判所ノ指定ニヨリテ定マル裁判管轄ヲ裁判上ノ裁判管轄ト云フニ對シテ唱道セルモテナリ

第二十九條 第一審裁判所ハ當然管轄權ヲ有セサルモ當事者ノ合意ニ因リ管轄權ヲ有ス但書面ヲ以テ合意ヲ爲シ且其合意カ一定ノ權

利關係及ヒ其權利關係ヨリ生スル訴訟ニ係ルトキニ限ル

第三十條 被告カ管轄違ノ申立ヲ爲サスシテ本案ノ口頭辨論ヲ爲ストキハ亦前條ト同一ノ効力ヲ生ス

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ第二十九條及ヒ第三十條ノ規定ヲ適用セス

第一 財産權上ノ請求ニ非サル訴訟ニ係ルトキ

第二 專屬管轄ニ屬スル訴ナルトキ

第五節 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避

(解) 人ハ有情動物ナリ其親シキモノ愛スル者ノ爲メニ寛ニシテ疎キモノ憎メルモノ怨ムルモノノ爲メニ酷ナルハ到底之ヲ避クベキコアラズ中ニハ正廉潔白私情ノ爲メニ法ヲ枉グルガ如キヲ爲サザルモノナキコアラザルベキモ此ノ如キハ千百万人中僅カニ一二ニ過ギザレバ之ガ爲メニ法律ニ於テ其豫防ヲ爲スヲ怠ルベキ

ニアラザルナリ之ヲ以テ我法律ハ此ニ裁判所職員ノ除斥及忌避ノ
 一ヲ規定シテ以テ此ノ如キ弊害ノ發生セシムルヲ防遏セリ
 裁判所職員法律ノ規定ニヨリテ訴訟事件ニ關係スル一ヲ禁止セ
 ラル、時之レヲ除斥ト云ヒ裁判所職員が法律ニヨリ除斥セラル、
 場合ニ其他偏頗ノ處置ノアルベキ恐レアルトキニ訴訟關係者ヨリ
 裁判所職員ノ職務ノ執行ヨリ脱セン一ヲ求ムルヲ忌避ト云要スル
 ニ皆ナ偏頗ノ所置ヲ爲スノ恐レアル裁判所職員ヲ訴訟事件ニ關カ
 ラシメズシテ以テ審理判決ニ公平ヲ保タシメンガ爲メナルニ外ナ
 ラサルナリ

第三十二條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除
 斥セラル可シ

第一 判事又ハ其婦カ原告若クハ被告タルトキ又ハ訴訟ニ係ル請
 求ニ付キ當事者ノ一方若クハ雙方ト共同權利者、共同義務者

若クハ償還義務者タル關係ヲ有スルトキ

第二 判事又ハ其婦カ當事者ノ一方若クハ雙方又ハ其配偶者ト
 親族ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦
 同シ

第三 判事カ同一ノ事件ニ付キ證人若クハ鑑定人ト爲リテ訊問
 ヲ受クルトキ又ハ訴訟代理人タル任ヲ受クルトキ若クハ受ケ
 タルトキ又ハ法律上代理人ト爲ル權利ヲ有スルトキ若クハ之
 ナ有シタルトキ

(前審) トハ先キ
 ニナサレタル審理
 ナ云フ
 (干與) トハ關係
 スル一ナリ

第四 判事カ不服ノ申立アル裁判ヲ前審又ハ仲裁ニ於テ爲スニ
 當リ判事又ハ仲裁人トシテ干與シタルトキ但此場合ニ於テ判
 事ハ受命判事又ハ受託判事トシテハ職務ノ執行ヨリ除斥セラ
 ルルコト無シ

第三十三條 判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルルトキ及

ヒ偏頗ノ恐アルトキハ總テノ場合ニ於テ各當事者ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

偏頗ノ忌避ハ判事ノ不公平ナル裁判ヲ除スコトヲ疑フニ足ル可キ事情アルトキ之ヲ爲スコトヲ得

(偏頗) トハ一方ニ傾キ公平ナラザルヲ云フ

第三十四條 判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合ニ於ケル判事ノ忌避ハ其ノ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス之ヲ爲スコトヲ得

偏頗ノ恐アル場合ニ於テハ原告若クハ被告其覺知シタル忌避ノ原因ヲ主張セスシテ判事ノ面前ニ於テ申立ヲ爲シ又ハ相手方ノ申立ニ對シ陳述ヲ爲シタル後ハ其判事ヲ忌避スルコトヲ得ス

第三十五條 忌避ノ申請ハ判事所屬ノ裁判所ニ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

(疏明) トハ分疏證明ノ畧語ナリ要スルニ充分明了ニ顯示スベキヲ云フ

忌避ノ原因ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス忌避セラレタル判事ノ職務

フナリ

上ノ陳述ハ其疏明ノ用ニ充ツルコトヲ得

原告若クハ被告カ判事ノ面前ニ於テ申立ヲ爲シ又ハ相手方ノ申立ニ對シ陳述ヲ爲シタル後其判事ニ對シ偏頗ノ忌避ヲ爲ストキハ忌避ノ原因其後ニ生シ又ハ之ヲ其後ニ覺知シタルコトヲ疏明ス可シ

第三十六條 忌避セラレタル判事合議裁判所ニ屬スルトキハ其裁判所忌避ノ申請ヲ裁判ス但忌避セラレタル判事ハ其裁判ニ參與スルコトヲ得ス

若シ其裁判所右判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ直近上級ノ裁判所其申請ヲ裁判ス

區判裁判所忌避セラレタルトキハ上級ノ地方裁判所其申請ヲ裁判ス若シ區裁判所判事カ忌避ノ申請ヲ正當ナリト爲ストキハ裁判ヲ要セス

第三十七條 忌避ノ申請ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲

スコトヲ得忌避セラレタル判事ハ先ツ申請ノ理由ニ付キ職務上意見ヲ述フ可シ

(即時抗告ヲ爲ス
トハ即時ニ抗告ヲ爲スヲ得トノ意ニアラズ

第三十八條 忌避ノ申請ヲ正當ナリト宣言スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス其申請ヲ不當ナリト宣言スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

シテ即時抗告ト云フ一種ノ抗告ヲ爲スヲ得ルヲ云フ即時抗告トハ抗告

第三十九條 忌避セラレタル判事ハ忌避申請ノ完結スルマテ總テノ行爲ヲ避ク可シ然レトモ偏頗ノ爲ニ忌避セラレタル判事ハ猶豫ス可カラサル行爲ヲ爲ス可シ

ノ一種ニシテ純然タル抗告ニ對シテ名ケラレタル名ナリトス詳シキコトハ抗告ノ篇ヲ見ルベシ

第四十條 忌避申請ノ管轄裁判所ハ其申請アラサルモ忌避ノ原因タル事情ニ付キ判事ヨリ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ判事カ法律ニ依リ除斥セラルル疑アルトキモ亦裁判ヲ爲ス
此判裁ハ豫メ當事者ヲ審訊セスシテ之ヲ爲ス又其裁判ハ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要セス

第四十一條 本節ノ規定ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス

第六節 檢事ノ立會

(解) 檢事ハ公益ヲ保護シ公安ヲ維持スルガ爲メニ任セラレタル一官吏ナリ故ニ事ノ公安公益ニ影響スルモノ、アル時ハ檢事ハ必ズ之レニ立會ヒ自己ノ意見ヲ述ベテ以テ判事ノ注意ヲ喚起シ苟モ事ヲ決了シ世ノ秩序ヲ乱シ安寧ヲ破リ公益ヲ傷ツクル如キコトアラザルニ注意セザルベカラザルナリ

第四十二條 檢事ハ左ノ訴訟ニ付キ意見ヲ述フル爲メ其口頭辯論ニ立會フ可シ

- 第一 公ノ法人ニ關スル訴訟
- 第二 婚姻ニ關スル訴訟
- 第三 夫婦間ノ財産ニ關スル訴訟

(更正) トハ改メ直ルヲ云フ

第四 親子若シハ養親子ノ分限其他總テ人ノ分限ニ關スル訴訟

第五 無能力者ニ關スル訴訟

第六 養料ニ關スル訴訟

第七 失踪者及ヒ相續人虧缺ノ遺産ニ關スル訴訟

第八 證書ノ偽造若シハ變造ノ訴訟

第九 再審

檢事ノ陳述ハ當事者ノ辯論終リタルトキ之ヲ爲ス

當事者ハ檢事ノ意見ニ對シ事實ノ更正ノミニ付キ陳述ヲ爲スコトヲ得

第二章 當事者

(解) 當事者トハ訴訟ニ與レル凡ベテノ人ヲ指シテ言ヘルモノナルガ當事者ハ通例ハ一箇ノ訴訟事件ニ於テ互ヒニ直接ノ對手人トナリ對立スル所ノ原被兩造ナルモ常ニ必ラズシモ然ルモノニアラ

ザルナリ時ニ或ヒハ從タル訴訟人ノアルアリテ之レニ加ハルコトアリ讀者ハ本章ノ第三節ニ至ラバ其者ノ如何ナルモノナルヤヲ知ルヲ得ン本章ハ即チ此訴訟關係人ニ關スル諸種ノ事柄ヲ規定セルモノナリ

第一節 訴訟能力

(解) 訴訟能力トハ訴訟ヲ爲シ得ル力ヲ云フ此力ハ如何ナル者ニ之ヲ許シ如何ナル者ニ之ヲ禁スベキヤ此ノ如キハ固トヨリ本節ノ規定スベキモノナルガ本節ハ之レヲ民法ノ規定ニ讓リテ之ヲ省ケリ民法ニ於テハ人ノ能力ニ關スル事柄ハ之レヲ人事篇ノ中ニ収メテ規定スベキモノナルモ人事篇ハ未ダ發布セラレサレハ訴訟能力者ト訴訟無能力者ノ如何ナルモノナルヤ得テ之ヲ知ルコト能ハザレト併シ人ハ皆ナ能力者ト見做ササルベカラズ無能力ナリトスルハ例外ニ屬スルモノナルガ故ニ法律ニ於テ明ラシニ無能力者タルコト

(特別授權) トハ
 特ニ或ル事ヲ爲ス
 權利ヲ授クルヲ
 爲スヲ云フ

(遲滯ノ爲メニ危
 害アル場合) ト
 ハ猶豫シ居ル時ハ
 機會ヲ失シテ恢復
 スルヲ能ハサルノ
 恐アル場合ヲ云フ

(接着) トハ猶ホ
 近接ト云フカ如シ
 (訴訟行爲) トハ
 訴訟ニ關スル諸般
 ノ所爲ヲ云フ

ナ規定シ置カザルハ皆ナ之ヲ能力者ト見サルベカラサルナリ
 第四十三條 原告若クハ被告カ自ラ訴訟ヲ爲シ又ハ訴訟代理人ヲシ
 テ之ヲ爲サシムル能力ト法律上代理人ニ依レル訴訟無能力者ノ代
 表ト法律上代理人ヲ訴訟ヲ爲シ又ハ一ノ訴訟行爲ヲ爲スニ付テノ
 特別授權ノ必要トハ民法ノ規定ニ從フ

第四十四條 外國人ハ自國ノ法律ニ從ヒ訴訟能力ヲ有セサルモ本邦
 ノ法律ニ從ヒ訴訟能力ヲ有スルモノナルトキハ之ヲ有スルモノト
 看做ス

第四十五條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハズ職權ヲ以
 テ訴訟能力、法律上代理人タル資格及ヒ訴訟ヲ爲スニ必要ナル授
 權ニ欠缺ナキヤ否ヤヲ調査ス可シ
 裁判所ハ遲滯ノ爲メ原告若クハ被告ニ危害アリ且其欠缺ノ補正ヲ
 爲シ得ルモノト認ムルトキハ原告若クハ被告又ハ其法律上代理人

ニ其欠缺ノ補正ヲ爲ス條件ヲ以テ一時訴訟ヲ爲スヲ許ス事ヲ得此
 場合ニ於テ裁判所ハ欠缺補正ノ爲メ相當ノ期間ヲ定メ其期間ノ滿
 了前ニ判決ヲ爲スコトヲ得ス但其欠缺ノ補正ハ判決ニ接着スル口
 頭辯論ノ終結マテ之ヲ追完スルコトヲ得

第四十六條 訴訟無能力者又ハ相讀人ノ未定ノ遺産又ハ不分明ナル
 相讀人ニ對シ訴訟ヲ起ス可キ場合ニ於テ法律上代理人アラサルトキ
 ハ其事件ノ繫續ス可キ裁判所ノ裁判長ハ申立ニ因リ遲滯ノ爲メ危
 害ノ恐アル場合ニ限り特別代理人任ス可シ
 右申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此裁判ハ口頭辯論
 ナ經スシテ之ヲ爲シ其裁判ハ申請人ニ之ヲ送達シ又申請ヲ認許シ
 タルトキハ其任セラレタル特別代理人ニモ亦之ヲ送達ス可シ
 申請ヲ却下スル裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得
 裁判長ヨリ任セラレタル特別代理人ハ法律上代理人又ハ相讀人ノ

出頭スルマテ訴訟行為ニ付キ法律上代理人ノ權利及ヒ義務ヲ有ス
 第四十七條 第十五條ニ掲ケタル場合ニ於テ訴訟無能力者カ其現在
 地又ハ兵營地若シハ軍艦定繫所ノ裁判所ニ訴テ受ク可キ場合ニ於
 テ其法律上代理人他ノ地ニ住スルトキハ遲滯ノ爲メ危害ナシト雖
 モ前條ノ規定ニ從ヒ特別代理人ヲ任スルコトヲ得
 此他裁判ニ對シ抗告ヲ許ス規定ヲ除ク外總テ前條ノ規定ヲ適用ス

第二節 共同訴訟人

(解) 共同訴訟人トハ數名ガ同一ノ訴訟事件ニ於テ原告若シクハ
 被告トナリ以テ共ニ運動ヲ爲スナク云フ
 法律ハ數人ガ共同訴訟人ト爲リ同一訴訟ニ於テ共モニ運動ヲ爲シ
 得ル場合ニ於テハ通常ノ法則ニ違フモ特ニ同一ノ裁判管轄ニ屬ス
 ベキモノト爲セリ盡シ成ルベク手續ヲ容易ニシ其落着ヲ速カニス
 ルト共モニ訴訟ノ數ヲ減セシメガ爲メナルベシ

(第一ノ場合) ハ
 共有物ノ取戻シチ
 第三者ヨリ爲サレ
 又ハ之レニ對シテ
 爲スガ如キ場合チ
 云フ
 (第二ノ場合) ハ
 例ヘハ共ニ爲セル
 法律上ノ行為ニヨ
 リ權利者又ハ義務
 者ト爲レル場合又
 ハ債主又ハ負債主
 ノ共同相續人タル
 カ如キ場合チ云フ
 (第三ノ場合) ハ
 例ヘハ二名以上ノ
 借家人同種ノ建物

第四十八條 左ノ場合ニ於テハ共同訴訟人トシテ數人カ共ニ訴テ爲
 シ又ハ訴テ受クルコトヲ得

第一 數人カ訴訟物ニ付キ權利共通若クハ義務共通ノ地位ニ立
 ヲトキ

第二 同一ナル事實上及ヒ法律上ノ原因ニ基ク請求又ハ義務カ
 訴訟ノ目的物タルトキ

第三 性質ニ於テ同種類ナル事實上及ヒ法律上ノ原因ニ基ク同
 種類ナル請求又ハ義務カ訴訟ノ目的物タルトキ

第四十九條 共同訴訟人ハ其資格ニ於テハ各別ニ相手方ニ對立シ其
 一人ノ訴訟行為ハヒ懈怠又ハ相手方ヨリ其一人ニ對スル訴訟行為
 及ヒ懈怠ハ他ノ共同訴訟人ニ利害ヲ及ボサス

第五十條 然レトモ總テノ共同訴訟人ニ對シ訴訟ニ係ル權利關係カ
 合一ニノミ確定スベキトキニ限リ左ノ規定ヲ適用ス

貸借契約ニ依リ貸
金ニ對シテ原告又
ハ被告ト爲レル時
ノ如キ場合ヲ云フ

共同訴訟人中ノ或ル人ノ攻撃及ヒ防禦ノ方法(證據方法ヲ包含ス)
ハ他ノ共同訴訟人ノ利益ニ於テ効テ生ス

共同訴訟人中ノ或ル人カ争ヒ又ハ認諾セサルトキト雖モ總テノ共
同訴訟人カ悉ク争ヒ又ハ認諾セサルモノト看做ス

共同訴訟人中ノ或ル人ノミカ期日又ハ期間ヲ懈怠シタルトキハ其
懈怠シタル者ハ懈怠セサル者ニ代理ヲ任シタルモノト看做ス

然レトモ懈怠シタル共同訴訟人ニハ其懈怠セサリシ場合ニ於テ爲
ス可キ總テノ送達及ヒ呼出ヲ爲スコトヲ要ス其懈怠シタル共同訴
訟人ハ何時タリトモ其後ノ訴訟手續ニ再ヒ加ハルコトヲ得

第三節 第三者ノ訴訟參加

(解) 此ニ所謂ル第三者ノ訴訟參加トハ訴訟ニ關係セザリシ他人カ
現ニ他人ノ爲シ居ル訴訟ノ自己ノ權利ニ妨害ヲ來スベキヲ主張
シ之ヲ攻撃シ自己ニ關スル部分若シクハ其訴訟全部ヲ排却センカ

爲メニ訴訟ニ與カルヲ云フモノナリ

讀者或ヒハ裁判ノ契約ニ同シク訴訟ニ關係セザリシ他人ニ利害ヲ

及ボスベキモノニ非ザルヲ以テ第三者ニ參加訴訟ヲ爲スナキ許スハ
無用ナルヲ思フモノアルベシ然レドモ是レ深ク思ハザルノ謗リ

ヲ免カル、一能ハザルナリ成程裁判ハ契約ニ等シク關係的ノモノ
ナレバ之レニ與カラザリシ他人ニ利害ノ影響ヲ及ボス一能ハザル

モ他人ガ正當ニ訴ヲ起シテ權利ノ救濟ヲ爲サントスル間ニハ其物
件ノ他ニ轉讓シテ之ヲ己レニ得ル一能ハザル一アルベク或ヒハ又

己レハ他ノ承權者タルカ故ニ己レニ權利ヲ移セルモノ、訴訟ニ敗
テ取ルトキハ己レモ亦從テ權利ノ解除ニ遭ガ如キ一等アルヘキニ

ヨリ第三者ニ訴訟ニ參加シテ權利ノ保全ヲ計ル一ヲ許スハ決シテ
益ナシト云フベカラザルナリ

第三者ノ爲ス此參加訴訟ニハ主タルモノアリ從タルモノアリ又告

(權利拘束)ノ解
ハ之ヲ第九十五
條ノ所ニ爲セシニ
ヨリ同條ノ所ニ至
リテ見ルベシ

知參加ト稱スルモノアリ
參加ノ目的訴訟事件ノ原被兩造ヲ其モニ其對手トノ請求スルニ在
ル時ハ訴訟ニ主參加アリト云ヒ訴訟事件ニ加ハリテ主タル訴訟人
ノ一方ノ補助ヲ爲スニ止マル時ハ之レヲ從參告アリト云ヒ第三者
ニ訴訟ノ告知ヲ爲シテ其補助ヲ請求シ第三者ノ訴訟ニ參加スル時
之ヲ告知參加ト云フ法律ハ第五十一條及第五十二條ニ於テ主參加
ノ一ヲ規定シ第五十三條以下ニ於テ從參加ノ一ヲ規定シ第五十八
條以下ニ於テ告知參加ノ一ヲ規定セリ

第五十一條 他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟ノ目的物ノ全部又
ハ一分ヲ自己ノ爲ニ請求スル第三者ハ本訴訟ノ權利拘束ノ終ニ至
ルマテ其訴訟カ第一審ニ於テ繫屬シタル裁判所ニ當事者雙方ニ對
スル訴(主參加)ヲ爲シテ其請求ヲ主張スルコトヲ得
第三者カ原告及ヒ被告ノ共謀ニ因リ自己ノ債權ニ損害ヲ生スルコ

ト主張スルトキモ亦同シ

第五十二條 本訴訟ハ第一審ニ繫屬スルト上級審ニ繫屬スルトヲ問
ハス原告、被告若シハ主參加人ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ主參
加ニ付テノ權利拘束ノ終ニ至ルマテ之ヲ中止スルコトヲ得
中止ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ本訴訟ノ繫屬スル裁判所ニ之ヲ
爲スコトヲ得

決定ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得
中止ヲ命スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 他人ノ間ニ權利拘束ト爲リタル訴訟ニ於テ其一方ノ勝
訴ニ依リ權利上利害ノ關係ヲ有スル者ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在
ルヲ問ハス權利拘束ノ繼續スル間ハ其一方ヲ補助(從參加)スル爲
メ之ニ附隨スルコトヲ得

第五十四條 從參加人ハ其附隨スル時ニ於ケル訴訟ノ程度ヲ妨ケサ

(一方ノ勝訴ニ依
リ權利上利害ノ關
係ヲ有スル場合)
トハ例之ヘハ己レ
ヨリ不動産ヲ買得
セル者ガ取戻シノ

訴ニ遭ヒシ時ノ如ク甲者ガ敗訴スル時ハ己レハ代價ノ辨濟ヲ得サルノミナラス損害賠償ノ責ニモ任セザルベカラザルガ如キ場合ナ云フ

(訴訟ノ程度ニヨリ妨ケラル、時)トハ訴訟ノ起リアルヲ知リタル時カ上告ノアリ場合ニシテ最早事實ニ關

ル限リハ其主タル原告若クハ被告ノ爲ニ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ施用シ且總テノ訴訟行爲ヲ有効ニ行ヒ殊ニ主タル原告若クハ被告ノ爲ニ存スル期間内ニ故障、支拂命令ニ對スル異議又ハ上訴ヲ爲ス權利ヲ有ス

從參加人ノ陳述及ヒ行爲ト主タル原告若クハ被告ノ陳述及ヒ行爲ト相抵觸スル場合ニ於テハ主タル原告若クハ被告ノ陳述及ヒ行爲ヲ以テ標準ト爲ス但民法ニ於テ此ニ異ナル規定アルトキハ此限ニ在ラス

第五十五條 從參加人ハ訴訟ヨリ脱退シタルトキト雖モ其補助シタル原告若クハ被告トノ關係ニ於テハ其訴訟ノ確定裁判ヲ不當ナリト主張スルコトヲ得ス

從參加人ハ其附隨ノ時ノ訴訟ノ程度ニ因リ又ハ主タル原告若クハ被告ノ所爲ニ因リ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ施用スルコトヲ妨ケラル

スル申立ヲ爲ス能ハサリシ如キ場合ナ云フ

(故意) トハ俗ニ所謂「ハザト」ト云フ義ニシテ知リナガラ之ヲ爲シ又ハ爲サ、ルナ云フ(重過失) トハ粗忽者モ之ヲ爲サ、ルカ如キ大粗忽ヲ云フ

(附隨) トハ起リ居ル訴訟ニ一致セシムルナ云フ

ルトキ又ハ主タル原告若クハ被告カ從參加人ノ當時知ラサリシ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ故意又ハ重過失ニ因リ施行セサリシトキニ限リ其補助シタル原告若クハ被告カ訴訟ヲ不十分ニ爲シタリト主張スルコトヲ得

第五十六條 從參加ハ本訴訟ノ繫屬スル裁判所ニ申請ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

申請ニハ當事者及ヒ訴訟ヲ表示シ又一定ノ利害關係及ヒ附隨セントスル陳述ヲ開示ス可シ
申請ハ當事者ニ之ヲ送達ス可シ

從參加ハ故障、異議又ハ上訴ト併合シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 原告若クハ被告カ從參加ニ付キ異議ヲ述フルトキハ當事者及ヒ從參加人ヲ審訊シタル後決定ヲ以テ參加ノ許否ヲ裁判ス其裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

利害關係ノ存否ニ付キ争アルトキハ從參加人其關係ヲ説明スルノ
ミヲ以テ參加ヲ許スニ足ル

右ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

參加ヲ許サ、ル裁判確定セサル間ハ從參加人ヲ本訴訟ニ立會ハシ
メ殊ニ總テノ期日ニ之ヲ呼出シ又本訴訟ニ關係アル裁判ヲ爲シタ
ルトキハ從參加人ニ其裁判ヲ送達ス可シ

第五十八條 從參加人ハ當事者雙方ノ承諾ヲ得テ其附隨シタル原告
若クハ被告ニ代リ訴訟ヲ擔任スルコトヲ得此場合ニ於テハ其原告
若クハ被告ノ申立ニ因リ判決ヲ以テ訴訟ヨリ其原告若クハ被告ヲ
脱退セシム可シ

第五十九條 原告若クハ被告若シ敗訴スルトキハ第三者ニ對シ擔保
又ハ賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘント信シ又ハ第三者ヨリ請求ヲ受ク可
キコトヲ恐ルル場合ニ於テハ訴訟ノ權利拘束間第三者ニ訴訟ヲ告

知スルコトヲ得

訴訟ノ告知ヲ受ケタル者ハ更ニ訴訟ヲ告知スルコトヲ得

第六十條 訴訟告知ハ訴訟ノ繫屬スル裁判所ニ其訴訟告知ノ理由及
ヒ訴訟ノ程度ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ爲ス可シ

此書面ハ第三者ニ送達スルコトヲ要ス又訴訟ヲ告知スル原告若ク
ハ被告ノ相手方ニハ其謄本ヲ送付ス可シ

第六十一條 訴訟ハ訴訟告知ニ拘ハラス之ヲ續行ス

第三者參加ス可キコトヲ陳述スルトキハ從參加ノ規定ヲ適用ス

第六十二條 第三者ノ名ヲ以テ物ヲ占有スルコトヲ主張スル者其物
ノ占有者トシテ被告ト爲リタルトキハ本案ノ辨論前第三者ヲ指名
シ之ニ陳述ヲ爲サシムル爲メ其呼出ヲ求ムルトキハ第三者ノ陳述
ヲ爲シ又ハ之ヲ爲ス可キ期日マテ本案ノ辨論ヲ拒ムコトヲ得
第三者カ被告ノ主張ヲ争フトキ又ハ陳述ヲ爲ササルトキハ被告ハ

(脱退) トハ起リ
居ル訴訟ヨリ其關
係ヲ絶ツヲ云フ

原告ノ申立ニ應スルコトヲ得
第三者カ被告ノ主張ヲ正當ト認ムルトキハ被告ノ承諾ヲ得テ之ニ
代リ訴訟ヲ引受クルコトヲ得

第三者カ訴訟ヲ引受ケタルトキハ裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ其被
告ヲ訴訟ヨリ脱退セシム可シ其物ニ付テノ裁判ハ被告ニ對シテモ
効力ヲ有シ且之ヲ執行スルコトヲ得

第四節 訴訟代理人及ヒ輔佐人

(解) 訴訟代理人トハ代理人ノ一種類ニシテ其諾セル委任ニ因リ
本人ヲ代表シ本人ノ名義ヲ以テ本人ノ爲メニ訴訟ヲ爲ス者ヲ云フ
又補佐人トハ本人ト共モニ認廷ニ出テ之ヲ補助庇保シテ以テ訴訟
事件ニ與カルモノヲ云フ蓋シ訴訟代理人ハ本人ニ代リテ本人ニ同
シク訴訟ヲ爲スモノナルガ故ニ本人ノ出廷ハ必要ナラサルモ補佐
人ハ本人ニ代ハリテ訴訟ヲ爲スモノニアラス本人ヲ佐ケテ以テ訴

(訴訟能力者) ト
ハ訴訟ヲ爲シ得ル
力ヲ有スル者ヲ云
フ

訟ヲ爲スモノナレバ本人ノ出廷ヲ必要ト爲ス也

人ハ如何ニ法律ニ通曉シ如何ニ訴訟ニ巧妙ナルモ時ニ或ヒハ事ニ
妨ケラレテ自カラ之ヲ爲ス可能ハザルコトアルヘク或ヒハ自カラ訴
訟ヲ爲サント欲スルモ法律ヲ知ラズ訴訟事件ニ明ラカナラスシテ
以テ自ラ之ヲ爲ス可能ハサルコトアル可シ於是カ訴訟代理人又ハ輔
佐人ヲ撰定スルノ必要ヲ生ズルナリ本節ハ則チ此場合ニ付キ委任
者代理人又ハ輔佐人トノ關係代理人若シクハ輔佐人ト爲ルニ要ス
ル條件等ヨリシテ此者等ニ關スル許多ノ規定ヲ爲セルモノナリ

第六十三條 原告若クハ被告自ラ訴訟ヲ爲ササルトキハ辯護士ヲ以

テ訴訟代理人トシ之ヲ爲ス
辯護士ノ在ラサル場合ニ於テハ訴訟能力者タル親族若クハ雇人ヲ
以テ訴訟代理人ト爲シ若シ此等ノ者ノ在ラサルトキハ他訴訟能力
者ヲ以テ訴訟代理人ト爲スコトヲ得

區裁判所ニ於テハ辨護士ノ在ルトキト雖モ訴訟能力者タル親族若クハ雇人ヲ以テ訴訟代理人ト爲スコトヲ得

第六十四條 訴訟委任ハ裁判所ノ記録ニ備フ可キ書面委任ヲ以テ之ヲ證ス可シ

私署證書ハ相手方ノ求ニ因リ之ヲ認證ス可シ其認證ハ公證人之ヲ爲シ又相當官吏之ヲ爲スコトヲ得

口頭辨論ノ期日又ハ受命判事若クハ受托判事ノ面前ニ於テ口頭委任ヲ爲シ其陳述ヲ調審ニ記載セシムルトキハ書面委任ト同一ナリトス

第六十五條 訴訟委任ハ反訴、主參加、故障、假差押若クハ假處分又ハ強制執行ニ因リ生スル訴訟行爲ヲ併セ訴訟ニ關スル總テノ訴訟行爲ヲ爲シ及ヒ相手方ヨリ辨濟スル費用ノ領收ヲ爲ス權ヲ授與ス訴訟代理人ハ特別ノ委任ヲ受クルニ非サレハ控訴若クハ上告ヲ爲

シ、再審ヲ求メ、代人ヲ任シ、和解ヲ爲シ、訴訟物ヲ拋棄シ又ハ相手方ヨリ主張シタル請求ヲ認諾スル權ヲ有セス、

第六十六條 訴訟委任ハ法律上ノ範圍(第六十五條第一項ヲ制限スルモ其制限ハ相手方ニ對シ効力ナシ

然レトモ辨護士ニ依レル代理ヲ除ク外ハ各箇ノ訴訟行爲ニ付キ委任ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 訴訟代理人數人アルトキハ共同若クハ各別ニテ代理スルコトヲ得但委任ニ之ト異ナル定アルモ相手方ニ對シ其効力ナシ

第六十八條 訴訟代理人カ委任ノ範圍内ニ於テ爲シタル訴訟上ノ行爲及ヒ不行爲ハ原告若クハ被告ニ對シテハ其本人ノ行爲又ハ不行爲ト同一ナリトス

然レトモ代理人ノ事實上ノ陳述ハ其代理人ト共ニ裁判所ニ出頭シタル原告若クハ被告ヨリ即時ニ之ヲ取消シ又ハ更正シタルトキニ

(私署證書) トハ
事ト地ト人トニ付
キ管轄ノ權利ヲ有
スル公吏カ法律ニ
定メタル方式ニ循
据シテ作レル証書
ヲ除ク他ノ凡テノ
書面ヲ云フ

限リ其効力ヲ失フ

第六十九條 委任者ノ死亡、訴訟能力若クハ法律上代理ノ變更、委任ノ廢罷及ヒ代理ノ謝絶ニ因ル委任ノ消滅ヲ通知スルマテ相手方ニ對シ其効力ナシ

此通知書ハ原告若クハ被告ヨリ受訴裁判所ニ之ヲ差出シ裁判所ハ相手方ニ之ヲ送達ス可シ

代理人ハ謝絶ヲ爲スモ委任者他ノ方法ヲ以テ自己ノ權利ノ防衛ヲ爲サ、ル間ハ其委任者ノ爲ニ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十條 委任ノ欠缺ハ原告若クハ被告ノ爲メ其代理人ナキモノト看做ス

裁判所ハ職權ヲ以テ委任ノ欠缺ヲ調査シ委任ナク又ハ適式ノ委任ナク代理人トシテ出頭スル者ニ事情ニ從ヒ費用及ヒ損害ノ保證ヲ立テシメ又ハ之ヲ立テシメスシテ假ニ訴訟ヲ爲スヲ許スコトヲ得

判決ハ欠缺ヲ補正シ又ハ之ヲ補正スル爲メ裁判所ノ適宜ニ定ムル期間ノ滿了後ニ限り之ヲ爲スコトヲ得但欠缺ノ補正ハ判決ニ接著スル口頭辨論ノ終結マテ之ヲ追完スルコトヲ得

第七十一條 原告若クハ被告ハ辨護士ヲ輔佐人ト爲シ又ハ何時ニテモ裁判所ノ取消シ得ヘキ許可ヲ得テ他ノ訴訟能力者ヲ輔佐人ト爲シテ共ニ出頭スルコトヲ得其輔佐人ハ口頭辨論ニ於テ權利ヲ伸張シ又ハ防禦スル爲メ原告若クハ被告ヲ補助スルモノトス
輔佐人ノ演述ハ原告若クハ被告即時ニ之ヲ取消シ又ハ更正セサルトキニ限り原告若クハ被告自ラ演述シタルモノト看做ス

第五節 訴訟費用

(解) 訴訟費用トハ訴訟ヲ爲スニ付キ爲セル諸般ノ費ヲ云フ此費ハ如何ナル場合ニ如何ナル額迄如何ナル人ノ負擔シ支出セサルヘカラサルモノナルカ是レ本節ニ於テ規定セルモノニシテ其箇條

(適式) トハ法式
ニ合ヒルヲ云フ
(取下ケ) トハ訴
訟ヲ引下グルヲ云
フ
(認諾) トハ相手
ノ言フヲ眞實ナ
リトスルヲ云フ

頗ブル多キモ之レヲ要スルニ何レモ皆ナ權利ナクシテ損害ヲ他人
ニ加エタルモノハ之レヲ償ハザルヘカラズトノ原則ヲ適用シテ規
定セルモノニ外ナラザレバ讀者ニ於テ之ヲ服膺シテ忘ル、トアラ
ザレバ本節何レノ條モ皆ナ容易ニ理解スルヲ得ヘシ

第七十二條 敗訴ノ原告若クハ被告ハ訴訟ノ費用ヲ負擔シ殊ニ訴訟
ニ因リ生シタル費用ヲ相手方ニ辨濟ス可シ但其費用ハ裁判所ノ意
見ニ於テ相當ナル權利伸張又ハ權利防禦ニ必要ナリト認ムルモノ
ニ限ル

訴訟中ニ訴ヲ取下ケ、請求ヲ拋棄シ又ハ相手方ノ請求ヲ認諾スル
原告若クハ被告ハ敗訴ノ原告若クハ被告ニ同シ

第七十三條 當事者ノ各方一分ハ勝訴ト爲リ一分ハ敗訴ト爲ルトキ
ハ其費用ヲ相消シ又ハ割合ヲ以テ之ヲ分擔ス可シ第一ノ場合ニ於
テハ各當事者ハ其支出シタル費用ヲ自ラ負擔シ他ノ一方ニ對シ辨

濟ヲ請求スルコトヲ得ス

然レトモ裁判所ハ相手方ノ要求格外ニ過分ナルニ非ス且別段ノ費
用ヲ生セサリシトキ又ハ判事ノ意見、鑑定人ノ鑑定若クハ相互ノ
計算ニ因リ要求額ヲ定ムルニ非サレハ容易ニ過分ノ要求ヲ避クル
コトヲ得サリシトキハ當事者ノ一方ニ訴訟費用ノ全部ヲ負擔セシ
ムルコトヲ得

第七十四條 被告直チニ請求ヲ認諾シ且其作爲ニ因リ訴ヲ起スニ至
ラシメタルニ非サルトキハ訴訟費用ハ原告ノ勝訴ト爲リタルニ拘
ハラス其負擔ニ歸ス

第七十五條 期日若クハ期間ヲ懈怠シ又ハ自己ノ過失ニ因リ期日ノ
變更、辨論ノ延期、辨論續行ノ爲ニスル期日ノ指定、期間ノ延長其
他訴訟ノ遲滯ヲ生セシメタル原告若クハ被告ハ本案ノ勝訴者ト爲
リタルニ拘ハラス此カ爲ニ生シタル費用ヲ負擔ス可シ

第七十六條 裁判所ハ無益ナル攻撃又ハ防禦ノ方法（證據方法ヲ包含ス）ヲ主張シタル原告若クハ被告ヲシテ本案ノ勝訴者ト爲リタルニ拘ハラス其方法ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七十七條 無益ナル上訴又ハ取下ケタル上訴ノ費用ハ之ヲ提出シタル原告若クハ被告ノ負擔ニ歸ス

第七十八條 上訴ニ因リ裁判ノ全部又ハ一分ヲ廢棄若クハ破毀スルトキハ訴訟ノ總費用（上訴ノ費用ヲ包含ス）ノ裁判ハ本案ノ終局裁判ト併合シテ更ニ之ヲ爲ス可シ

原告若クハ被告カ前審ニ於テ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實又ハ攻撃若クハ防禦ノ方法ヲ新ニ提出スルニ因リ勝訴者ト爲ルトキハ其原告若クハ被告ニ上訴費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七十九條 當事者カ訴訟物ニ付キ和解ヲ爲ストキハ其訴訟ノ費用

及ヒ和解ノ費用ハ共ニ相消シタルモノト看做ス但當事者別段ノ合意ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第八十條 法律ノ規定ニ從ヒ費用ニ付キ共同訴訟人ノ連滯義務ノ生セサルトキニ限リ其共同訴訟人ハ相手方ニ對シ平等ニ費用ヲ負擔ス然レトモ共同訴訟人ノ訴訟ニ於ケル利害ノ關係著シク相異ナルトキハ裁判所ハ其利害關係ノ割合ニ從ヒ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

共同訴訟人中ノ或ル人カ特別ノ攻撃又ハ防禦ノ方法ヲ主張シタルトキハ他ノ共同訴訟人ハ此カ爲ニ生シタル費用ヲ負擔セス

第八十一條 從參加ニ對シ原告若クハ被告カ異議ヲ述フルトキハ其異議ノ決定ニ於テ從參加人ト其原告若クハ被告トノ中間訴訟ノ費用ニ付キ第七十二條乃至第七十八條ノ規定ニ從ヒテ裁判ヲ爲ス可シ

從參加ヲ許シタルトキ又ハ異議ヲ述ヘサルトキハ本訴訟ノ判決ニ於テ從參加人ト相手方ナル原告若クハ被告トノ間ニ從參加ニ因リ生シタル費用ニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從ヒテ裁判ヲ爲ス可シ

第八十二條 費用ノ點ニ限リタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス然レトモ本案ノ裁判ニ對シ許ス可キ上訴ヲ提出シ且追行スルトキニ限リ費用ノ點ニ付キ不服ヲ申立ツルコトヲ得費用ノ點ニ限リタルトキト雖トモ相手方ヨリ提出シタル上訴ニ附帶スル場合ニ於テハ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第八十三條 裁判所書記、法律上代理人、辯護士其他ノ代理人及ヒ執達吏ノ過失又ハ懈怠ニ因リ費用ノ生シタルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其費用ノ辨濟ヲ負擔セシムル決定ヲ爲スコトヲ得但其決定前關係人ニ口頭又ハ書面ニテ陳辨ヲ爲ス機會ヲ與フ可シ

此裁判ハ口頭辨論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得其決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第八十四條 辨濟ス可キ費用額ノ確定ハ申請ニ因リ訴訟ノ第一審ニ繫屬シタル裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

申請ハ第七十二條第二項又ハ上訴取下ノ場合ヲ除ク外執行シ得ヘキ裁判ニ依ルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
申請ニハ費用計算書、相手方ニ付與ス可キ計算書ノ原本及ヒ各箇費用額ノ疏明ニ必要ナル證書ヲ添附ス可シ

第八十五條 費用額確定ノ裁判ハ口頭辨論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ裁判所書記ニ費用計算書ノ計算上ノ檢査ヲ命ズルコトヲ得

裁判所ハ費用額確定ノ決定ヲ爲ス前相手方ニ計算書ヲ付與シテ裁判所ノ定ムル期間内ニ陳述ヲ爲ス可キ旨ヲ之ニ催告スルコトヲ得此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 當事者ハ訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ割合ニ從ヒ分擔ス可キトキハ裁判所ハ費用額確定ノ決定ヲ爲ス前相手方ニ裁判所ノ定ムル期間内ニ其費用ノ計算書ヲ差出ス可キ旨ヲ催告ス可シ此期間ヲ徒過シタル後ハ費用額確定ノ決定ハ相手方ノ費用ヲ願ミス之ヲ爲ス可シ但相手方ハ後ニ自己ノ費用ヲ以テ其費用額確定ノ申請ヲ爲ス妨ト爲ルコト無シ

第六節 保証

(解) 此ニ所謂ル保証トハ或ル義務ノ執行ヲ保スルガ爲メニ爲シル現金又ハ有價証券ノ供託ヲ云フ

此保証ハ原告ノ敗訴セル時ニ被告ニ訴訟費用ノ辨償ヲ得セシムル

(供託) トハ提供シテ寄託スルヲ云フ

カ爲メニ要求セラレタルモノナリ即チ被告ノ利益ヲノミ圖リタルモノナルカ故ニ被告ハ自由ニ原告ニ此義務ノ免除ヲ與フルヲ得ベシ
無資無産ノ徒ノ確乎タル定見モナク萬一ノ勝訴ヲ僥倖シテ他人ニ係リテ訴訟ヲ起シ敗訴セル時ハ逃亡潜伏以テ原告ニ訴訟費用ノ辨償ヲ得セシメザル者世間往々之レアリ是レ惡ムベク防ガザルベカラナザルヲタリ我立法者此弊ノアルヲ知リシ故ニ此ニ保証ナル一節ヲ設ケテ之ヲ防遏セント爲セルモノナリ

第八十七條 訴訟上ノ保証ハ當事者カ別段ノ合意ヲ爲ス場合又ハ此法律ニ於テ保証ヲ定ムルコトヲ裁判所ノ自由ナル意見ニ任スル場合ヲ除ク外裁判所ノ意見ニ於テ擔保ニ十分ナリトスル現金又ハ有價証券ヲ供託シテ之ヲ爲ス

第八十八條 原告又ハ原告ノ從參加人タル外國人ハ被告ニ對シ其求

ニ因リ訴訟費用ニ付キ保證ヲ立ツ可シ

左ノ場合ニ於テハ保證ヲ立ツル義務ヲ生セス

第一 國際條約又ハ原告ノ屬スル國ノ法律ニ依リ本邦人カ同一

ノ場合ニ於テ保證ヲ立ツル義務ナキトキ

第二 反訴ノ場合

第三 證書訴訟及ヒ爲替訴訟ノ場合

第四 公示催告ニ基キ起シタル訴ノ場合

第八十九條 裁判所ハ前條第一項ノ場合ニ於テハ保證ヲ立ツ可キ數

額ヲ確定ス可シ

此數額ヲ確定スルニハ被告ノ訴ヲ受ケタルカ爲メ各審級ニ於テ支

出ス可キ訴訟費用ノ額ヲ標準ト爲ス可シ

訴訟中ニ保證ノ不足ヲ生シ且追増保證ヲ立ツ可キコトヲ被告カ求

ムルトキハ前項ト同一ノ手續ニ依ル可シ但爭ナキ請求ノ部分カ擔

(追増保證) トハ
先キニ爲セル保證
ノ不足ヲ補ハンガ
爲メニ爲ス保證ヲ
云フ

保ニ十分ナルトキハ此限ニ在ラス

第九十條 裁判所ハ保證ヲ立ツ可キ期間ヲ定ム可シ

此期間ノ經過後裁判アルマテニ保證ヲ立テサル場合ニ於テハ被告

ノ申立ニ因リ判決ヲ以テ訴ヲ取下ケリト宣言シ又原告カ上訴ヲ

爲シタルトキハ其上訴ヲ取下ケタリト宣言ス可シ

第七節 訴訟上ノ救助

(解) 訴訟上ノ救助トハ貧困窮迫ニノ自己及ビ其家族ノ必要ナル

生活ヲ害スルニアラザレバ訴訟ニ付テノ費用ヲ支出スルヲ能ハザ

ナル者ニ一時若シクハ永遠ニ其費用ヲ拂フヲ免除スルヲ云フ

權利アル者ガ他人ノ爲メニ枉屈セラレ無法ナル所爲ノ爲メニ苦シ

メラレ居ルモ貧困ニシテ訴訟費用ヲ出スノ力ナキトキハ之ニ其伸

暢ヲ爲スノ途ヲ得セシメザルハ當ニ苛酷ニ渉ルノミナラズ此ノ如

キハ抑モ主治者ノ看過シ去ル能ハザルモノタリ是レ蓋シ此節ノ規

定テ起サシメタル所以ナルベシ讀者此觀念ヲ其心ニ置キ以テ本節ノ諸條ニ臨マハ之ヲ解スルヲ難キニアラザルベシ

第九十一條 何人ヲ問ハス自己及ヒ其家族ノ必要ナル生活ヲ害スルニ非サレハ訴訟費用ヲ出タスコト能ハサル者ハ訴訟上ノ救助ヲ求ムルコトヲ得但其目的トスル權利ノ伸張又ハ防禦ノ輕忽ナラス又ハ見込ナキニ非スト見ユルトキニ限ル

第九十二條 外國人ハ國際條約又ハ其屬スル國ノ法律ニ依リ本邦人カ同一ノ場合ニ於テ訴訟上ノ救助ヲ求ムルコトヲ得ルトキニ限り之ヲ求ムルコトヲ得

第九十三條 訴訟上救助ノ申請ハ訴訟ノ關係ヲ表明シ且證據方法ヲ開示シテ其救助ヲ求ムル審級ノ裁判所ニ之ヲ提出ス可シ其申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
原告若クハ被告ハ申請ノ提出ト共ニ管轄市町村長ヨリ發シタル證

書ヲ出タスコトヲ要ス其證書ニハ原告若クハ被告ノ身分、職業、財産并ニ家族ノ實況及ヒ其納ム可キ直税ノ額ヲ開示シテ訴訟費用支拂ノ無資力ヲ證ス可シ

第九十四條 訴訟上ノ救助ハ各審ニ於テ各別ニ之ヲ附與ス第一審ニ於テハ強制執行ニ付テモ之ヲ付與スルモノトス
前審ニ於テ訴訟上ノ救助ヲ受ケタルトキハ上級審ニ於テハ無資力ヲ證スルコトヲ要セス相手方上訴ヲ提出シタルトキハ上級審ニ於テハ訴訟上ノ救助ヲ求ムル原告若クハ被告ノ權利ノ伸張又ハ防禦ノ輕忽ナラス又ハ見込ナキニ非スト見ユルヤヲ調査スルコトヲ要セス

第九十五條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル條件ノ存セサリシトキ又ハ消滅シタルトキハ何時タリトモ之ヲ取消スコトヲ得

第九十六條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ死亡ト

(濟清) トハ則チ
清算ノ義ニ外ナラ
ザルナリ

共ニ消滅ス

第九十七條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ爲ニ左
ノ效力ヲ生ス

第一 裁判費用(國庫ノ立替金ヲ包含ス)ヲ濟清スルコトノ假免
除

第二 訴訟費用ノ保證ヲ立ツルコトノ免除

第三 送達及ヒ執行行為ヲ爲サシムル爲メ一時無報酬ニテ執達
吏ノ附添ヲ求ムル權利

受訴裁判所ハ必要ナル場合ニ於テハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル原告
若クハ被告ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ一時無報酬ニテ辯護士ノ
附添ヲ命スルコトヲ得

第九十八條 訴訟上ノ救助ハ相手方ニ生シタル費用ヲ辨濟スル義務
ニ影響ヲ及ホサス

第九十九條 救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ノ爲メ假ニ濟清ヲ免除
シタル裁判費用ハ訴訟費用ニ付キ確定裁判ヲ受ケタル相手方又ハ
訴若クハ上訴ノ取下、拋棄、認諾若クハ和解ニ因リ訴訟費用ヲ負擔
ス可キ相手方ヨリ之ヲ取立ツルコトヲ得

救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ニ附添ヒタル執達吏又ハ辯護士ハ
同一ノ條件アルトキハ亦自己ノ權利ニ依リ費用確定ノ方法ヲ以テ
其手數料及ヒ立替金ヲ取立ツルコトヲ得

第一百條 救助ヲ受ケタル原告若クハ被告ハ自己及ヒ其家族ノ必要ナ
ル生活ヲ害セスシテ費用ノ濟清ヲ爲シ得ルニ至ルトキハ假免除ヲ
得タル數額(第九十七條第一號)ヲ直チニ追拂ヒスル義務アリ

第一百一條 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後訴訟上救助ノ付與并ニ
辯護士附添ノ命令ニ付テノ申請、訴訟上救助ノ取消及ヒ數額追拂
ノ義務ニ付キ決定ヲ爲ス

此裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第二百二條 訴訟上ノ救助ヲ附與シ又ハ其取消ヲ拒ミ若クハ費用追拂ヲ命スルコトヲ拒ム決定ニ對シテハ檢事ニ限り抗告ヲ爲スコトヲ得

辯護士ノ附添ヲ命スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス
訴訟上ノ救助ヲ拒ミ若クハ取消シ又ハ辯護士ノ附添ヲ拒ミ又ハ費用ノ追拂ヲ命スル決定ニ對シテハ原告若クハ被告ハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三章 訴訟手續

(解) 訴訟ヲ爲スニ付テ爲スベキノ方法及其順序等之ヲ訴訟手續ト云フ本章ハ即チ此事ヲ規定セル者ニシテ訴訟法中ニ於テ必要ノ地位ヲ占ムルモノナリ蓋シ訴訟手續ニシテ整然トシテ其宜シキニ合フキハ訴訟ノ落着スルヲ迅速ニシテ國家ノ爲メニ煩累ヲ免カ

ルベク當事者ハ亦迷惑ヲ蒙ルヲナカルベク裁判モ亦錯誤ニ陥弗ルヲ少ナカルベシ訴訟法中此部ノ學理ヲ含ムヲ少ナキノ故ヲ以テ之ヲ蔑視スルモノ世間其人ニ乏シカラザルガ誤レルノ甚ダシキモノト云ハザル可カラザルナリ

第一節 口頭辯論及ビ準備書面

(解) 口述ヲ以テ辯難論證スル之ヲ口頭辯論ト云ヒ此口頭辯論ヲ爲スノ仕度ヲ爲スガ爲メニ供スル書類ヲ準備書面ト云フ
我法律ニ於テハ法律ニ於テ特ニ明定セル場合ヲ除クノ外ハ悉ク皆ナ口頭ニテ辯論ヲ爲スベキモノト爲セリ是レ大ヒニ可ナリ何トナレバ書面ニテ辯論ヲ爲スト爲ス時ハ冗言贅語ヲ陳テテ無用ノ長文ヲ綴リ其要旨ヲ知ルニ難カラシメ以テ訴訟ヲシテ滯滞セシメ或ヒハ又錯リテ裁判ヲ爲スニ至ラシムルヲ免カレザルベクレバナリ

第二百三條 判決裁判所ニ於ケル訴訟ニ付テノ當事者ノ辯論ハ口頭ナリトス但此法律ニ於テ口頭辯論ヲ經スシテ裁判ヲ爲スコトヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス

(準備) トハ則チ仕度ノ義ナリ

第二百四條 口頭辯論ハ書面ヲ以テ之ヲ準備ス

第二百五條 準備書面ニハ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

- 第一 當事者及ヒ其法律上代理人ノ氏名、身分、職業、住所、裁判所、訴訟物及ヒ附屬書類ノ表示
- 第二 原告若クハ被告カ法廷ニ於テ爲サント欲スル申立
- 第三 申立ノ原因タル事實上ノ關係
- 第四 相手方ノ事實上ノ主張ニ對スル陳述
- 第五 原告若クハ被告カ事實上主張ノ證明又ハ攻撃ノ爲メ用井ントスル證據方法及ヒ相手方ノ申出タル證據方法ニ對スル陳述

第六 原告若クハ被告又ハ其訴訟代理人ノ署名及ヒ捺印

第七 年月日

第二百六條 準備書面ニ於テ提出ス可キ事實ハ簡明ニ之ヲ記載ス可シ此他事實上ノ關係ノ説明並ニ法律上ノ討論ハ書面ニ之ヲ掲クルコトヲ得ス

(謄本) トハ寫本ヲ云ヒ(抄本)トハ省察シテ要用ナル部分ノミヲ摘記セル書面ヲ云フ

第二百七條 準備書面ニハ訴訟ヲ爲ス可キ資格ニ付テノ證書ノ原本、正本又ハ謄本其他總テ原告若クハ被告ノ手中ニ存スル證書ニシテ書面中ニ申立ノ原因トシテ引用シタルモノノ謄本ヲ添附ス可シ證書ノ一部分ノミヲ要用トスルトキハ其ノ冒頭、事件ニ屬スル部分、終尾、日附、署名及ヒ印章ヲ謄寫シタル抄本ヲ添附スルヲ以テ足ル

證書カ既ニ相手方ニ知レタルキ又ハ大部ナルトキハ其證書ヲ表示シ且相手方ニ之ヲ閱覽セシメント欲スル旨ヲ附記スルヲ以テ足ル

第百八條 當事者ハ準備書面及ヒ其附屬書類并ニ相手方ニ付與スル爲メ必要ナル謄本ヲ裁判所書記課ニ差出ス可シ

第百九條 裁判長ハ口頭辯論ヲ開キ且之ヲ指揮ス

裁判長ハ發言ヲ許シ又其命ニ從ハサル者ニ發言ヲ禁スルヲ得

裁判長ハ事件ニ付キ十分ナル説明ヲ爲サシメ且問斷ナク辯論ノ終了スルコトニ注意ス又必要ナル場合ニ於テハ直ニ辯論續行ノ期日ヲ定ム

裁判所ニ於テ事件ニ付キ十分ナル説明ヲ爲セリト認ムルトキハ裁判長ハ口頭辯論ヲ閉チ及ヒ裁判所ノ判決并ニ決定ヲ言渡ス

第百十條 口頭辯論ハ當事者ノ申立ヲ爲スニ因リテ始マル

常事者ノ演述ハ事實上及ヒ法律上ノ點ニ於ケル訴訟關係ヲ包括ス可シ

口頭演述ニ換ヘテ書類ヲ援用スルコトヲ許サス文字上ノ旨趣ヲ要

用トスルトキハ其要用ナル部分ニ限り之ヲ朗讀スルコトヲ得

第百十一條 各當事者ハ相手方ノ主張シタル事實ニ對シ陳述ヲ爲ス可シ

明カニ爭ハサル事實ハ原告若クハ被告ノ他ノ陳述ヨリ之ヲ爭ハントスル意思カ顯レサルトキハ自白シタルモノト看做ス

不知ノ陳述ハ原告若クハ被告ノ自己ノ行爲ニ非ス又自己ノ實驗シタルモノニモ非サル事實ニ限り之ヲ許ス此場合ニ於テ不知ヲ以テ答ヘタル事實ハ爭ヒタルモノト看做ス

第百十二條 裁判長ハ職權上調査ス可キ點ニ關シ相手方ヨリ起ササル疑ノ存スルトキハ其疑ニ付キ注意ヲ爲スコトヲ得

裁判長ハ問ヲ發シテ不明瞭ナル申立ヲ釋明シ主張シタル事實ノ不十分ナル證明ヲ補充シ證據方法ヲ申出テ其他事件ノ關係ヲ定ムルニ必要ナル陳述ヲ爲サシム可シ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケテ問ヲ發スルコトヲ得
 當事者ハ相手方ニ對シ自ラ問ヲ發スルヲ得然レトモ其問ヲ發
 ス可キ旨ヲ裁判長ニ求ムルコトヲ得

若シ其問ニ對シテ答ヘス又ハ判然答ヘサルトキハ相手方ノ利益ト
 爲ル可キ答ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

第百十三條 事件ノ指揮ニ關スル裁判長ノ命又ハ裁判長若クハ陪席
 判事ノ發シタル問ニ對シ辯論ニ與カル者ヨリ不適法ナリトシテ異
 議ヲ述ヘタルトキハ裁判所ハ其異議ニ付キ直チニ裁判ヲ爲ス

第百十四條 裁判所ハ事件ノ關係ヲ明瞭ナラシムル爲メ原告若クハ
 被告ノ自身出頭ヲ命スルコトヲ得

第百十五條 裁判所ハ原告若クハ被告ノ採用シタル證書ニシテ其手
 中ニ存スルモノヲ提出ス可キヲ命スルコトヲ得
 裁判所ハ外國語ヲ以テ作りタル證書ニ付テハ其譯書ヲ添附ス可キ

ヲ命スルコトヲ得

第百十六條 裁判所ハ當事者ノ所持スル訴訟記録ニシテ事件ノ辯論
 及ヒ裁判ニ關スルモノヲ提出ス可キヲ命スルコトヲ得

第百十七條 裁判所ハ檢證及ヒ鑑定ヲ命スルコトヲ得

此手續ハ申立ニ因リ命スル檢證及ヒ鑑定ニ付テノ規定ニ從フ

第百十八條 裁判所ハ一箇ノ訴ニ於テ爲シタル數個ノ請求又ハ本訴
 及ヒ反訴ニ付テノ辯論ヲ分離シテ爲ス可キヲ命スルコトヲ得

第百十九條 同一ノ請求ニ關シ數箇ノ獨立ナル攻撃及ヒ防禦ノ方法
 ナ提出シタルトキハ裁判所ハ先ツ辯論ヲ其一二ニ制限ス可キヲ命
 スルコトヲ得

(訴訟ノ目的物ヲ
 ル請求ヲ元來一箇
 ノ訴ニ於テ主張シ
 得ベキ時)トハ或

第百二十條 裁判所ハ同一ノ人又ハ別異ノ人ノ數個ノ訴訟ニシテ其
 裁判所ニ繫屬スルモノノ辯論及ヒ裁判ヲ併合ス可キヲ命スルコト
 ナ得但其訴訟ノ目的物タル請求ヲ元來一個ノ訴ニ於テ主張シ得ヘ

八カ或ハニ對シテ有セル債權ヲ或數人ニ賣却セルノ故ヲ以テ其債權ノ分裂セル時ノ如キヲ云フ

(分離) トハ一箇ノ訴訟ヲ數個ニ分ツテ云ヒ(併合)トハ之レニ反シテ現ニ起リ居ル數箇ノ訴訟ヲ一箇ニ集ムルヲ云フ

(通事) トハ二人又ハ二人以上ノ間ニ立テテ思想ノ交通ヲ媒介スル者ヲ云フ

(相當ノ演述ヲ爲ス能力ノ缺ケタル者) トハ身体上演述ヲ爲スニ妨ゲアル者ノミナラズ愚ニシテ事理ヲ解セザル者ノ如ク知識上ノ妨ゲアル者ヲモ包含ス

(秩序維持) トハ紛擾混雜ヲ致サ

キトキニ限ル

第二百一十一條 裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一分ノ裁判カ他ノ繫屬スル訴訟ニ於テ定マル可キ權利關係ノ成立又ハ不成立ニ繫ルトキハ他ノ訴訟ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス可シ

第二百二十二條 裁判所ハ民事訴訟中罰ス可キ行爲ノ嫌疑生スルトキハ刑事訴訟手續ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス可シ但其罰ス可キ行爲カ訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ホストキニ限ル

第二百二十三條 裁判所ハ分離若クハ併合ニ關シ發シタル命令ヲ取消ス可トナ得

第二百二十四條 裁判所ハ閉ナタル辯論ノ再開ヲ命スルコトヲ得

第二百二十五條 裁判所ハ辯論ニ與カル者日本語ニ通セサルトキハ通事ヲ立會ハシム但裁判所構成法第百十八條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第二百二十六條 裁判所ハ辯論ニ與カル者聲又ハ啞ナルトキ之ニ文字

ヲ以テ理會セシムルコトヲ得サル場合ニ限り通事ヲ立會ハシムルコトヲ得

第二百二十七條 裁判所ハ相當ノ演述ヲ爲ス能力ノ缺ケタル原告若クハ被告又ハ訴訟代理人若クハ輔佐人ニ其後ノ演述ヲ禁シ且新期日ヲ定メ辯護士ヲシテ演述セシム可キコトヲ命ス可シ

裁判所ハ裁判所ニ於テ辯論ヲ業トスル訴訟代理人若クハ輔佐人ヲ退斥セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ新期日ヲ定メ且退斥ノ決定ヲ原告若クハ被告ニ送達ス可シ

本條ノ規定ニ從ヒ爲シタル命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

辯護士ニハ本條ノ規定ヲ適用セス

第二百二十八條 辯論ニ與カル者秩序維持ノ爲メ辯論ノ場所ヨリ退斥セラレタルトキハ申立ニ因リ本人ノ任意ニ退去シタルト同一ノ方

ル機取計ヲフイテ
云フ

法ヲ以テ之ヲ取扱フコトヲ得但裁判所構成法第百十條ニ依リ中止
シタル場合ハ此限ニ在ラス

前條ノ場合ニ於テ禁止又ハ退斥ノ命ヲ受ケタル者再ヒ出頭スルト
キハ前項ノ方法ヲ以テ之ヲ取扱フコトヲ得

第二百二十九條 口頭辯論ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

調書ニハ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

第一 辯論ノ場所、年月日

第二 判事、裁判所書記及ヒ立會ヒタル檢事若クハ通事ノ氏名

第三 訴訟物及ヒ當事者ノ氏名

第四 出頭シタル當事者、法律上代理人、訴訟代理人及ヒ輔佐人

ノ氏名若シ原告若クハ被告闕席シタルキハ其闕席シタルコト

第五 公ニ辯論ヲ爲シ又ハ公開ヲ禁シタルコト

第百三十條 辯論ノ進行ニ付テハ其要領ノミヲ調書ニ記載ス可シ

調書ニ記載シテ明確ニス可キ諸件ハ左ノ如シ

第一 自白、認諾、拋棄及ヒ和解

第二 明確ニス可キ規定アル申立及ヒ陳述

第三 證人及ヒ鑑定人ノ供述但其供述ハ以前聽カサルモノナル

トキ又ハ以前ノ供述ニ異ナルトキニ限ル

第四 檢證ノ結果

第五 書面ニ作り調書ニ添附セサル裁判（判決、決定及ヒ命令）

第六 裁判ノ言渡

附録トシテ調書ニ添附シ且調書ニ附録トシテ表示シタル書類ニ於

ケル記載ハ調書ニ於ケル記載ニ同シ

第百三十一條 前條第一號乃至第四號ニ掲ケタル調書ノ部分ハ法廷

ニ於テ之ヲ關係人ニ讀聞カセ又ハ閱覽ノ爲メ之ヲ關係人ニ示ス

調書ニハ前項ノ手續ヲ履ミタルコト及ヒ承諾ヲ爲シタルコト又ハ

承諾ヲ拒ミタル理由ヲ附記ス可シ

第二百二十二條 調書ニハ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長差支アルトキハ官等最モ高キ陪席判事之ニ代リ署名捺印ス
區裁判所判事差支アルトキハ其裁判所書記ノ署名捺印ヲ以テ足ル

第二百二十三條 受命判事若シハ受託判事又ハ區裁判所判事カ法廷外

ニ於テ爲ス審問ニモ亦裁判所書記ヲ立會ハシム

前四條ノ規定ハ右ノ審問調書ニ之ヲ準用ス

第二百三十四條 口頭辨論ノ爲メ規定シタル方式ノ遵守ハ調書ヲ以テ

ノミ之ヲ證スルコトヲ得

第二百三十五條 此法律ニ從ヒ口頭ヲ以テ訴、抗告、申立、申請及ヒ陳

述ヲ爲シ又ハ證言ヲ拒ム場合ニ於テハ裁判所書記ハ其調書ヲ作ル

可シ

第二節 送達

(遵守) トハ定メ
ラレタル通りニ違
フコトナク行ヒ又ハ
行ハザルコトヲ云フ

(解) 送達トハ書類ヲ交付シテ其之レニ記載セラレタル事項ヲ知
ラシムベク爲ス所ノ所爲ヲ云フ

送達ヲ爲ス所ノ者之レヲ能働的送達人ト云ヒ之ヲ受クル所ノモノ
之レヲ受働的送達人ト云フ

送達ハ本人又ハ其代理人ニ休暇日コアラザル日ノ晝ニ之ヲ爲スナ
以テ原則トシ止ムヲ得サル場合ニ於テハ之レニ對スル若干ノ例外

ヲ規定セリ公示送達ノ如キハ其重ナルモノナリ

第二百三十六條 送達ハ裁判所書記職權ヲ以テ之ヲ爲サシム

裁判所書記ハ執達吏ニ送達ノ施行ヲ委任シ又ハ送達ヲ施行ス可キ
地ヲ管轄スル區裁判所ノ書記ニ送達ノ施行ヲ執達吏ニ委任ス可キ

コトヲ囑托ス

裁判所書記ハ郵便ニ依リテモ亦送達ヲ爲サシムルコトヲ得

第二項ノ場合ニ於テハ執達吏又第三項ノ場合ニ於テハ郵便配達人

チ以下ニ規定スル送達吏ト爲ス

第三百三十七條 送達ハ其送達ス可キ書類ノ正本又ハ認證シタル謄本
チ交付ス可キ規定アルトキハ其正本又ハ其謄本ノ交付ヲ以テ之ヲ
爲シ其他ノ場合ニ於テハ謄本ノ交付ヲ以テ之ヲ爲ス

原告若クハ被告數人ノ代理人ニ爲シ又ハ同一ナル原告若クハ被告
ノ代理人數人中ノ一人ニ爲ス可キ送達ハ謄本又ハ正本ノ一通ヲ交
付スルヲ以テ足ル

第三百三十八條 訴訟能力ヲ有セサル原告若クハ被告ニ對スル送達ハ
其法律上代理人ニ之ヲ爲ス

公又ハ私ノ法人及ヒ其資格ニ於テ訴ヘ又ハ訴ヘラルルコトヲ得ル
會社又ハ社團ニ對スル送達ハ其首長又ハ事務擔當者ニ之ヲ爲スヲ
以テ足ル

數人ノ首長若クハ事務擔當者アル場合ニ於テハ送達ハ其一人ニ之

ヲ爲スヲ以テ足ル

第三百二十九條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ
對スル送達ハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ之ヲ爲ス

第三百四十條 囚人ニ對スル送達ハ監獄署ノ首長ニ之ヲ爲ス

第三百四十一條 送達ハ財産權上ノ訴訟ニ付テハ總理代人ニ之ヲ爲シ
又商業上ヨリ生シタル訴訟ニ付テハ代務人ニ之ヲ爲スヲ以テ原告
若クハ被告ノ本人ニ爲シタルト同一ノ効力ヲ有ス

第三百四十二條 訴訟代理人アルトキハ送達ハ其代理人委任ノ旨趣ニ
依リ原告若クハ被告ノ代理ヲ爲ス權ヲ有スルトキニ限り其代理人
ニ之ヲ爲ス

然レトモ原告若クハ被告ノ本人ニ爲シタル送達ハ其訴訟代理人ア
ルトキト雖モ効力ヲ有ス

第三百四十三條 受訴裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セサル

原告若シハ被告ハ其所在地ニ假住所ヲ撰定シテ之ヲ届出ツ可シ
 假住所撰定ノ届出ハ遅トモ最近ノ口頭辨論ニ於テ之ヲ爲シ又其前
 ニ書面ヲ差出ストキハ其書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ
 前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ裁判所書記又ハ其委任ヲ受ケタル吏
 員交付ス可キ書類ヲ原告若クハ被告ノ名宛ニテ郵便ニ付シテ送達
 ヲ爲スコトヲ得此送達ハ其書類ノ原告若クハ被告ニ到達スルト否
 トヲ問ハス又何時ニ到達スルトヲ問ハス郵便ニ付シタル時ヲ以テ
 之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百十四條 送達ハ何レノ地ヲ問ハス送達ヲ受ク可キ人ニ出會ヒ
 ヲル地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得然レトモ其人カ其地ニ住居又ハ事
 務所ヲ有スルトキ其住居又ハ事務所ノ外ニ於テ爲シタル送達ハ其
 受取ヲ拒マサリシトキニ限り効力ヲ有ス

第二百二十八條第二項ノ場合ニ於テ特別ノ事務所アルトキハ其事務
 所ノ外ニ於テ法律上代理人又ハ首長若クハ事務擔當者ニ爲シタル
 送達ハ其受取ヲ拒マサリシトキニ限り効力ヲ有ス

第四百十五條 送達ヲ受ク可キ人ニ住居ニ於テ出會ハサルトキハ其
 住居ニ於テスル送達ハ成長シタル同居ノ親族又ハ雇人ニ之ヲ爲ス
 コトヲ得

此規定ニ從ヒ送達ヲ施行スルコトヲ得サルトキハ其送達ハ交付ス
 可キ書類ヲ其地ノ市町村長ニ預置キ送達ノ告知書ヲ作り之ヲ住居
 ノ戸ニ貼附シ且近隣ニ住居スル者二人ニ其旨ヲ口頭ヲ以テ通知シ
 テ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十六條 住居ノ外ニ事務所ヲ有スル人ニ對スル送達ハ事務所
 ニ於テ之ニ出會ハサルトキハ其事務所ニ在ル營業使用人ニ之ヲ爲
 スコトヲ得此規定ハ辨護士ニモ亦之ヲ適用ス但此場合ニ於ケル送
 達ハ筆生ニモ亦之ヲ爲スコトヲ得

第四百十七條 第三百十八條第二項ノ場合ニ於テ法律上代理人又ハ首長若クハ事務擔當者ニ事務所ニ於テ出會ハス又ハ此等ノ者受取ニ付キ差支アルトキハ送達ハ事務所ニ在ル他ノ役員又ハ雇人ニ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十八條 前二條ノ規定ニ從ヒ送達ヲ施行スルコトヲ得サルトキハ第四百十五條第二項ニ準シ送達ヲ爲スコシ但住居ニ於ケル送達ヲ施行スルヲ得サルコトノ明白ナルトキニ限ル

前項ノ場合ニ於テハ送達告知書ノ貼附ハ事務所又ハ住居ノ戸ニ之ヲ爲ス

第四百十九條 法律上ノ理由ナクシテ送達ノ受取ヲ拒ムトキハ交付ス可キ書類ヲ送達ノ場所ニ差置ク可シ

第四百五十條 日曜日及ヒ一般ノ祝祭日ニハ執達吏ノ爲スコキ送達ハ裁判官ノ許可ヲ得ルトキニ限り之ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ハ郵便ニ付シテ爲ス送達ヲ除ク外ハ夜間ニ爲スコキ送達ニ之ヲ適用ス夜間トハ日没ヨリ日出マテノ時間ヲ謂フ

右ノ許可ハ受訴裁判所ノ裁判長又ハ送達ヲ爲スコキ地ヲ管轄スル區裁判所ノ判事之ヲ與ヘ又ハ受命判事若クハ受託判事ノ完結ス可キ事件ニ在テハ其判事之ヲ與フ

許可ノ命令ハ認證シタル謄本ヲ以テ送達ノ際之ヲ交付ス可シ本條ノ規定ヲ遵守セサル送達ハ之ヲ受取リタルトキニ限り効力ヲ有ス

第五百十一條 送達ニ付テハ之ヲ施行スル吏員ハ送達ノ場所、年月日時、方法及ヒ受取人ノ受取證并ニ送達吏ノ署名捺印ヲ具備スル證書ヲ作ルコトヲ要ス

受取人受取ヲ拒ミ若クハ受取書ヲ出ダスコトヲ拒ミタルトキ又ハ受取證ヲ作ルコト能ハサル旨ヲ述フルトキハ之ヲ送達證書ニ記載

ス可シ

第四百十三條 第三項ノ場合ニ於テハ郵便ニ付シタル吏員ノ報告書
ヲ以テ送達ノ證ト爲スニ足ル

第四百二十二條 外國ニ在ル本邦ノ公使及ヒ公使館ノ官吏並ニ其家族
從者ニ對スル送達ハ外務大臣ニ囑託シテ之ヲ爲ス

第四百十三條 前條ノ場合ヲ除ク外外國ニ於テ施行ス可キ送達ハ外
國ノ管轄官廳又ハ外國ニ駐在スル帝國ノ公使又ハ領事ニ囑託シテ
之ヲ爲ス

第四百十四條 出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬ス
ル人ニ對スル送達ハ上班司令官廳ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十五條 前三條ノ場合ニ於テ必要ナル囑託書ハ受訴裁判所ノ
裁判長之ヲ發ス

送達ハ囑託ヲ受ケタル官廳又ハ官吏ノ送達施行濟ノ證書ヲ以テ之

ヲ證ス

第四百十六條 原告若クハ被告ノ現在地知レサルトキ又ハ外國ニ於
テ爲ス可キ送達ニ付テハ其規定ニ從フコト能ハス若クハ之ニ從フ
モ其効ナキコトヲ豫知スルトキハ其送達ハ公ノ告示ヲ以テ之ヲ爲
スコトヲ得

第四百十七條 公示送達ハ原告若クハ被告ノ申立ニ因リ裁判所ノ命
ヲ以テ裁判所書記之ヲ取扱フ

此送達ハ交付ス可キ書類ヲ裁判所ノ掲示板ニ貼附シテ之ヲ爲ス判
決及ヒ決定ニ在テハ其裁判ノ部分ノミヲ貼附ス可シ

右ノ外裁判所ハ送達ス可キ書類ノ抄本ヲ一個又ハ數個ノ新聞紙ニ
一回又ハ數回掲載ス可キヲ命スルコトヲ得其抄本ニハ裁判所當事
者并ニ訟訴物及ヒ送達ス可キ書類ノ要旨ヲ掲クルコトヲ要ス

第四百十八條 公示送達ハ書類ノ貼附ヨリ十四日ヲ經過シタル日ヲ

以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス然レトモ裁判所ハ公示送達ヲ命スルニ際シ此ヨリ長キ期間ヲ必要トスルトキハ相當ナル期限ヲ定ムルコトヲ得

同一ノ事件ニ付キ同一ノ原告若クハ被告ニ對シテ爲ス其後ノ公示送達ハ貼附ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三節 期日及び期間

(解) 或ル事ヲ爲スベク定メラレタル日之ヲ期日ト云ヒ或ル所爲ヲ爲スカ爲メニ與フル所ノ猶豫ノ時間之ヲ期間ト云フ

凡ソ事ヲ爲スニ付テハ之ヲ爲スベキ日ヲ定メ又或ル事ヲ爲スニ付テ猶豫ヲ與フルニハ其時間ヲ當然ト定ムルコトハ甚ダ必要ナリ然ラズンバ互ヒニ行キ違ヒテ生シ訴訟事件ヲシテ徒ラニ紛雜ト延滞ヲ受クルヲ免カレザラシメ遂ニハ以テ判事ニ錯誤ヲ致サシムルニ至ルベキナリ故ニ我立法者ハ此ニ特ニ節ヲ設ケテ期日ト期間ノコトヲ

規定セルモノナリ

第二百五十九條 期日ハ裁判長日及ヒ時ヲ以テ定ム

第六十條 期日ハ己ムテ得サル場合ニ限り日曜日及ヒ一般ノ祝祭日ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第六十一條 期日ニ付テノ呼出ハ裁判長ノ命ニ從ヒ裁判所書記正本ノ送達ヲ以テ之ヲ爲ス但在廷シタル者ニ期日ヲ定メ出頭ヲ命シタルトキハ之ヲ送達スルコトヲ要セス

第六十二條 期日ハ裁判所内ニ於テ之ヲ開ク但臨檢又ハ裁判所ニ出頭スルニ差支アル人ノ審問其他裁判所内ニ於テ爲スコトヲ得サル行爲ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第六十三條 期日ハ事件ノ呼上ヲ以テ始マル
原告若クハ被告カ期日ノ終ニ至ルマデ辯論ヲ爲ササルトキハ期日ヲ怠リタルモノト看做ス

第六十四條 裁判所又ハ裁判長ノ定ムル期限ノ進行ハ期間ヲ定メタル書類ノ送達ヲ以テ始マリ又其送達ヲ要セサル場合ニ於テハ期間ノ言渡ヲ以テ始マル但期間指定ノ際此ヨリ遅キ起期ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス

第六十五條 期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ又日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス

第六十六條 一日ノ期間ハ二十四時トシ一月ノ期間ハ三十日トシ一ケ年ノ期間ハ曆ニ從フ

期間ノ終カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルトキハ其日ヲ期間ニ算入セス

第六十七條 法律上ノ期間ハ裁判所ノ所在地ニ住居セサル原告若シハ被告ノ爲メ其住居地ト裁判所所在地トノ距離ノ割合ニ應シ海陸路八里毎ニ一日ヲ伸長ス八里以外ノ端數三里ヲ超ユルトキモ亦

同シ

裁判所ハ外國又ハ嶋嶼ニ於テ住所ヲ有スル原告若クハ被告ノ爲メ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第六十八條 期間ノ進行ハ裁判所ノ休暇ニ依リテ停止ス其期間ノ殘餘ノ部分ハ休暇ノ終ヲ以テ其進行ヲ始ム期間ノ初カ休暇ニ當ルトキハ其期間ノ進行ハ休暇ノ終ヲ以テ始マル

前項ノ規定ハ不變期間及ヒ休暇事件ノ期間ニハ之ヲ適用セス不變期間ハ此法律ニ於テ不變期間トシテ掲ケタル期間ニ限ル

休暇事件トハ裁判所構成法第二百二十八條、第二百二十九條ニ掲ケタル事件ヲ謂フ

第六十九條 期日ノ辨更、辯論ノ延期、辨論續行ノ期日ノ指定ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但申立ニ因レル期日ノ變更ハ合意ノ場合ヲ除ク外顯著ナル理由アルトキニ限り之ヲ許ス

第七十條 期間ハ不變期間ヲ除ク外當事者ノ合意ノ申立ニ因リ之ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得

裁判所又ハ裁判長ノ定ムル期間及ヒ法律上ノ期間ハ合意ナキモ申立ニ因リ顯著ナル理由アルトキハ之ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得然レドモ法律上ノ期間ノ短縮又ハ伸長ハ此法律ニ特定シタル場合ニ限り之ヲ許ス

伸長ニ係ル新期間ハ前期間ノ満了ヨリ之ヲ起算ス

第七十一條 明日ノ變更又ハ期間ノ短縮若クハ伸長ニ付テノ申請ノ理由ハ之ヲ説明ス可シ其申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得申請ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

同一期日ノ再度ノ變更又ハ同一期間ノ再度ノ伸長ハ相手方ノ承諾書ヲ提出セサルトキハ相手方ヲ審訊シタル後ニ限り之ヲ許スコトヲ得又相手方カ異議ヲ述フルトキハ顯著ナル差支ノ理由及ヒ其差

支ヲ除去スルコトノ特別ナル困難ヲ生ジタルコトヲ證スルトキニ限り之ヲ許スコトヲ得訴訟代理人ノ差支ニ原因スル期日ノ再度ノ變更又ハ期間ノ再度ノ伸長ハ相手方ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ許サス期日ノ變更又ハ期間ノ伸長ニ付テノ申請ヲ却下スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十二條 本節ニ於テ裁判所及ヒ裁判長ニ與ヘタル權ハ受命判事又ハ受託判事モ亦其定ム可キ期日及ヒ期間ニ付キ之ヲ行フコトヲ得

第四節 懈怠ノ結果及ビ原狀回復

(解) 故意ニ出デシニアラザルモ爲スベキ時ニ之ヲ爲サズ爲スベカラサル時ニ之ヲ爲セシニ付キ正當辨解ノ事由ヲ有セザル片之ヲ懈怠アリト云フ此懈怠アリタル時ニハ其懈怠ノアリタル者ヲ如何スヘキ乎懈怠者ノ對手トノ關係ハ如何ニ之ヲ定ムベキ乎本節ハ即

ナ此疑問ニ就キ規定ヲ爲セル者ナルガ法律ハ働ク者ヲ保護スルノ
 ミ權利ノ上ニ睡眠ヲ貪ボルモノ、如キハ決メ之ヲ保護スルニ及ハ
 ザルナリ故ニ法律ハ懈怠者ニハ不利ナル結果ヲ生ゼシメ訴訟行爲
 ナ爲スヲ若シクハ爲サザルヲ怠レルトキハ後ニ之ヲ爲シ又ハ爲
 サザルヲ得ル權利ヲ失却スルヲ爲セリ是レ甚ダ至當ノ事タリ
 然レドモ訴訟人ニ於テ訴訟行爲ヲ爲シ又ハ爲サザリシハ正當ノ事
 由アリシニヨルモノナルトキハ此者ヲ懈怠者ト同一ニ取扱フベキ
 ニアラサレバ立法者ハ此ノ如キ時ニハ原狀ニ復セシムルヲ爲セ
 リ然レドモ余思フニ訴訟行爲ヲ爲シ又ハ爲サザリシニ付キ正當辨
 解ノ事由ヲ有セル訴訟人ハ之ヲ懈怠者ナリト云フヲ能ハズシテ而
 シテ訴訟行爲ヲ爲シ又ハ爲サザルガ爲メニ失權ノ結果ヲ受クルハ
 懈怠者ノミニ限ルガ故ニ懈怠ニ出デシニアラズシテ訴訟行爲ヲ爲
 シ又ハ爲サザリシモノハ失權ヲ受クルヲアルベキニアラズ失權ヲ

受クルヲアラザレバ原狀回復ヲ許サント欲スルモ許ス能ハザルニ
 ヨリ訴訟行爲ヲ爲シ又ハ爲サザリシニ付キ正當ノ理由ヲ有セルモ
 ノニ一旦失墜セル權利ヲ更ラニ法律ガ付與スルニ等シク原狀回復
 ナ許ス云々ト規定ヲ爲セルハ表面上ハ甚ダ美ナルモ余ハ之ヲ非難
 スルヲ憚カラザルナリ

第一百七十三條 訴訟行爲ヲ怠リタル原告若シハ被告ハ其訴訟行爲ヲ
 爲ス權利ヲ失フ但此法律ニ於テ追完ヲ許ストキハ此限ニ在ラス
 法律上懈怠ノ結果ハ當然生スルモノトス但此法律ニ於テ失權ヲ爲
 サシムルコトニ付キ相手方ノ申立ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第一百七十四條 天災其他避ク可ラサル事變ノ爲ニ不變ノ期間ヲ遵守
 スルヲ得サル原告若シハ被告ニハ申立ニ因リ原狀回復ヲ許ス
 原告若シハ被告ガ故障期間ヲ懈怠シタルトキハ其過失ニ非スシテ
 闕席判決ノ送達ヲ知ラザリシ場合ニ於テモ亦之ニ原狀回復ヲ許ス

(障碍) トハ妨ゲナリ

第七十五條 原狀回復ハ十四日ノ期間内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス

右期間ハ障碍ノ止ミタル日ヲ以テ始マル此期間ハ當事者ノ合意ニ因リ之ヲ伸長スルコトヲ得ス

懈怠シタル不變期間ノ終ヨリ起算シテ一年ノ満了後ハ原狀回復ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十六條 原狀回復ハ追完スル訴訟行為ニ付キ裁判ヲ爲ス權アリ

此書面ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 第一 原狀回復ノ原因タル事實
- 第二 原狀回復ノ疎明方法
- 第三 懈怠シタル訴訟行為ノ追完

即時抗告ノ提出ヲ懈怠シタルトキハ原狀回復ノ申立ハ不服ヲ申立

テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ抗告裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七十七條 原狀回復ノ申立ニ付テノ訴訟手續ハ追完スル訴訟行為ニ付テノ訴訟手續ト之ヲ併合ス然レトモ裁判所ハ先ツ申立ニ付

テノ辯論及ヒ裁判ノミヨ其訴訟手續ヲ制限スルコトヲ得

申立ノ許否ニ關スル裁判及ヒ其裁判ニ對スル不服ノ申立ニ付テハ追完スル訴訟行為ニ於テ行ハル可キ規定ヲ適用ス然レトモ申立ヲ爲シタル原告若シハ被告ハ故障ヲ爲スコトヲ得ス

原狀回復ノ訴訟ハ申立人之ヲ負擔ス但相手方ノ不當ナル異議ニ因リ生シタルモノハ此限ニ在ラス

第五節 訴訟手續ノ中斷及ビ中止

(解) 法律ニ定メタル原因ノアルトキニ訴訟手續ノ進行ヲ止メ之ヲシテ其時ニ於ケル原狀ノ有様ニテ存セシムルコトヲ目シテ訴訟

手續ノ中斷若シクハ中止ト云フ
 中止モ中斷モ期間ニ付テハ其進行ヲ止メタル上中止中斷ノ終レル
 後更テニ新タニ全期間ノ進行ヲ始ムルノ力ヲ有ス
 此中斷ト中止トハ如何ナル區別アルカト云フニ法律ノ規定ニ付キ
 之ヲ見ルニ法律ニ定メタル原因ノ存スルニヨリ裁判官ニ於テ義務
 トシテ訴訟手續ノ進行ヲ止メサルベカラサル時ハ之中斷ト云ヒ
 當事者ノ法律ニ定メタル原因ノアルヲ申立テ、訴訟手續ノ進行
 ヲ止ムベク申請スルニヨリ裁判官ニ於テ之ヲ正當ナリト認メテ訴
 訟手續ノ進行ヲ止ムルモノ之中止ト云フガ如シ
 時効ニ付キ世人ノ此中止ト中斷トノ兩語ヲ用キ來リシ所ヲ見ル
 ニ中止ハ中止ヲ致セル原由ノ消滅スルト同時ニ先キニ經過シ來レ
 ル時間ニ繼テ進行ヲ始ムルモ中斷ハ其先キニ經過シ來ル時間ハ
 全ク之ヲ除棄セシメ更テニ新タニ時間ノ經過ヲ始ムルモノヲ指シ

テ言ヘルヨリノ讀者中ニハ或ヒハ中斷ハ先キニ爲セル訴訟手續ヲ
 無効ニ屬セシムルモノナルモ中止ハ既デニ爲セル手續ニ繼テ爲シ
 得ルモノナリト思惟スルモノアルベシ然レドモ此ノ如キ讀者ハ本
 節第八十六條ニ規定セル所ヲ熟讀セバ其見解ノ誤レルヲ發見ス
 ルヲ得ベシ同條ニ於テハ我立法者ハ中止ト中斷トノ間ニ此ノ如キ
 區別ヲナサザルナリ
第七十八條 原告若クハ被告ノ死亡シタル場合ニ於テハ承繼人カ
 訴訟手續ヲ受繼クマテ之中斷ス
 受繼ヲ遲滯シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ受繼及ヒ本案辯論ノ
 爲メ其承繼人ヲ呼出ス
 承繼人期日ニ出頭セサルトキハ申立ニ因リ相手方ノ主張シタル承
 繼ヲ自白シタルモノト看做シ且裁判所ハ闕席判決ヲ以テ承繼人訴
 訟手續ヲ受繼キタリト言渡ス又本案ノ辯論ハ故障期間ノ滿了後始

メテ之ヲ爲シ又其期間内ニ故障ヲ申立テタルトキハ其完結後始メテ之ヲ爲ス

(破産) トハ負債ノ資産ニ超過セル人ノ狀況ヲ云フ
(破産財團) トハ破産者ノ管理ヲ脱シテ破産管財人ノ管理ニ歸シタル財産ノ集リヲ云フ

第七十九條 原告若シハ被告ノ財産ニ付キ破産ノ開始シタル場合ニ於テ訴訟手續カ破産財團ニ關スルトキハ破産ニ付テノ規定ニ從ヒ手續ヲ受繼キ又ハ破産手續ヲ解止スルマテ之ヲ中斷ス

第八十條 原告若シハ被告カ訴訟能力ヲ失ヒ又ハ其法律上代理人カ死亡シ又ハ其代理權カ原告若シハ被告ノ訴訟能力ヲ得ル前ニ消滅シタルトキハ訴訟手續ハ法律上代理人又ハ新法律上代理人カ其任設テ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ訴訟手續ヲ續行セントスルコトヲ其代理人ニ通知スルマテ之ヲ中斷ス

第八十一條 原告若シハ被告ノ死亡ニ因リ訴訟手續ヲ中斷スル場合ニ於ケル訴訟手續ノ受繼ニ關シ遺產ニ付キ管理人ヲ任設スルルハ前條ノ規定又ハ遺產ニ付キ破産ヲ開始スルトキハ第七十九條ノ規定ヲ適用ス

(行務) トハ事務ノ取扱ヲ云フ

第八十二條 戰爭其他ノ事故ニ因リ裁判所ノ行務ヲ止メタルトキハ此事情ノ繼續間訴訟手續ヲ中斷ス

第八十三條 訴訟代理人ヲ以テ訴訟ヲ爲ス場合ニ於テ原告若シハ被告カ死亡シ又ハ訴訟能力ヲ失ヒ又ハ法律上代理人カ死亡シ又ハ其代理權カ消滅スルトキハ委任消滅ノ通知ニ因リ訴訟手續ヲ中斷ス

訴訟手續ノ受繼ニ付テハ第七十八條、第八十條、第八十一條ノ規定ニ從フ

(消除) トハ消滅ノ除却ヲ云フ

第八十四條 原告若シハ被告カ戰時兵役ニ服スルトキ又ハ官廳ノ布令、戰爭其他ノ事變ニ因リ受訴裁判所ト交通ノ絶ニタル地ニ在ルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ障礙ノ消除スルマテ訴訟手續ノ中止ヲ命スルコトヲ得

第百八十五條 訴訟手續中止ノ申請ハ受訴裁判所ニ之ヲ提出ス其申請ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

此裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

第百八十六條 訴訟手續ノ中斷及中止ハ各期間ノ進行ヲ止メ及ヒ中斷又ハ中止ノ終リタル後更ニ全期間ノ進行ヲ始ムル効力ヲ有ス
中斷及ヒ中止ノ間本案ニ付キ爲シタル原告若クハ被告ノ訴訟行爲ハ他ノ一方ニ對シ其効力ナシ

口頭辯論ノ終結後ニ生シタル中斷ハ其辯論ニ基キテ爲ス可キ裁判ノ言渡ヲ妨クルコト無シ

第百八十七條 中斷シ又ハ中止シタル訴訟手續ノ受繼及ヒ本節ニ定メタル通知ハ原告若クハ被告ヨリ其書面ヲ受訴裁判所ニ差出シ裁判所ハ相手方ニ之ヲ送達ス可シ

第百八十八條 當事者ハ訴訟手續ヲ休止ス可キ合意ヲ爲スコトヲ得

其合意ハ不變期間ノ進行ニ影響ヲ及ボサス

口頭辯論ノ期日ニ於テ當事者雙方出頭セサルトキハ訴訟手續ハ其一方ヨリ更ニ口頭辯論ノ期日ヲ定ム可キコトヲ申立ツルマテ之ヲ休止ス

一ケ年內ニ前項ノ申立ヲ爲ササルトキハ本訴及ヒ反訴ヲ取下ケタルモノト看做ス

第百八十九條 本節ノ規定其他此法律ノ規定ニ基キ訴訟手續ノ中止ヲ命スル裁判ニ對シテハ抗告ヲナスコトヲ得又其中止ヲ拒ム裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二篇 第一審ノ訴訟手續

(解) 本篇ハ訴訟事件第一審ノ裁判ヲ掌ル裁判所ニ於テ爲ス訴訟手續ノコトヲ規定セルモノナリ本篇ハ前篇ノ末章ニ次テ訴訟法

ノ要部ヲ占メ忽諸ニ付スベカラザルモノタリ蓋シ訴訟ヲ爲スニ付テハ必ラズ此法式ニ循據セザルベカラザルモノナレバナリ讀者本篇方學理ヲ含ムト多カラザルノ故ヲ以テ之ヲ等閑ニ讀過スルヲナカレ然ラズンハ權義ヲ認庭ニ諍フニ當リ不測ノ災禍ニ陷ルルヲアルベシ

第一章 地方裁判所ノ訴訟手續

(解) 第一審ノ裁判ヲ掌ドルモノニアリ區裁判所ト地方裁判所即チ是レナリ地方裁判所ト區裁判所トハ民事訴訟ニ於テ裁判權ヲ有スル事項同シカラス裁判權ヲ有スル事項既ニ同シカラザレハ其裁判ヲ爲スニ付キ要スル手續ニ繁簡精疎ノ別ナカルヘカラス仍リテ地方裁判所ニ於テノ訴訟手續ト區裁判所ニ於テノ手續トナ章ヲ異ニシテ規定セルモノナリ

第一節 判決前ノ訴訟手續

(解) 本節ハ訴訟ノ起リテヨリ其勝敗ノ裁斷ヲ爲スニ至ル迄ノ間ニ於テ爲シ又ハ爲スベカラザル訴訟手續ヲ規定セルモノナリ

第九十條 訴ノ提起ハ訴狀ヲ裁判所ニ差出シテ之ヲ爲ス

此訴狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 第一 當事者及ヒ裁判所ノ表示
- 第二 起シタル請求ノ一定ノ目的物及ヒ其請求ノ一定ノ原因
- 第三 一定ノ申立

此他訴狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒ之ヲ作り且裁判所ノ管轄カ訴訟物ノ價額ニ依リ定マル場合ニ於テ訴訟物カ一定ノ金額ニ非サルトキハ其價額ヲ掲ク可シ

第九十一條 同一ノ被告ニ對スル原告ノ請求數個アル場合ニ於テ其ノ各請求ニ付キ受訴裁判官管轄權ヲ有シ且法律ニ於テ同一種類ノ訴訟手續ヲ許ストキハ原告ハ其請求ヲ一個ノ訴ニ併合スルコト

(訴訟提起) トハ訴訟ヲ爲シ始ムルヲ云フ
(請求ノ一定ノ目的物) トハ其訴ニ因リテ得ント欲スル定マレル物件ヲ云ヒ(請求ノ一定ノ原因) トハ請求ノ根基スル名義ノ謂ヒ也例令ヘハ代價辨濟ノ請求ニ於ケル賣買ノ如シ

ヲ得但民法ノ規定ニ反スルトキハ此限ニ在ラス

第九十二條 訴狀カ第九十條第一號乃至第三號ノ規定ニ適セサルキハ相當ノ期間ヲ定メ裁判長ノ命令ヲ以テ其期間内ニ欠缺ヲ補正ス可キコトヲ命ス若シ原告此命ニ従ハサルトキハ其期間ノ滿了後訴狀ヲ差戻ス可シ

此差戻ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第九十三條 訴狀カ第九十條第一號乃至第三號ノ規定ニ適スルトキハ口頭辨論ノ期日ヲ定メテ之ヲ被告ニ送達ス可シ

第九十四條 訴狀ノ送達ト口頭辨論ノ期日トノ間ニハ少ナクモ二十日ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス

外國ニ於テ送達ヲ施行ス可キトキハ裁判長相當ノ時間ヲ定ム

(權利拘束) トハ原告及ヒ被告カ提

第九十五條 訴狀物ノ權利拘束ハ訴狀ノ送達ニ因リテ生ス權利拘束ハ左ノ効力ヲ有ス

起セラレタル訴訟ニ基キ其訴ヲ受理セル裁判所ニ於テ法律上訴訟人タルノ關係ヲ生セシメ

第一 權利拘束ノ繼續中原告若クハ被告ヨリ同一ノ訴訟物ニ付キ他ノ裁判所ニ於テ本訴又ハ反訴ヲ以テ請求ヲ爲シタルトキハ相手方ハ權利拘束ノ抗辨ヲ爲スコトヲ得

無闇ニ之ヲ變更スルヲ得サル可ク束縛スルヲ云フ故ニ

第二 受訴裁判所ノ管轄ハ所訟物ノ價額ノ増減、住所ノ變更其他管轄ヲ定ムル事情ノ變更ニ因リテ變換スルコト無シ

訴訟物ノ權利拘束トハ訴訟ニ係ル物件ヲ原被雙方ノ間ニ拘束ノ之ヲ其一

第三 原告ハ訴ノ原因ヲ變更スル權利ナシ但變更シタル訴ニ對シ本案ノ口頭辨論前被告カ異議ヲ述ヘサルトキハ此限ニ在ラス

方ノ自由ニヨリ變動セシメサルヘシ制縛スルヲ云フ

第九十六條 原告カ訴ノ原因ヲ變更セシメテ左ノ諸件ヲ爲ストキハ被告ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

(本訴) トハ獨立

第一 事實上又ハ法律上ノ申述ヲ補充シ又ハ更正スルコト
第二 本案又ハ附帶請求ニ付キ訴ノ申立ヲ擴張シ又ハ減縮スルコト

シテ新タニ爲ス所ノ訴ヲ云ヒ(反訴)トハ求メテレタル訴訟ニ於テ更ニ其相手方ニ反ヘシ求ルコト云フ(抗辨)トハ被告カ原告ノ請求ニ對シテ爲ス所ノ抗拒ヲ云フ(訴ノ原因)トハ訴ノ因リテ成立ツ基本ヲ云フ例令ヘハ貸金催促ノ訴ニ於テノ貸借ノ如シ(應訴)トハ已レニ對シテ爲サレタル訴訟ニ相手方ト

第三 最初求メタル物ノ滅盡又ハ變更ニ因リ賠償ヲ求ムルコト
 第九十七條 訴ノ原因ニ變更ナシトスル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第九十八條 訴ノ全部又ハ一分ハ本案ニ付キ被告ノ第一口頭辨論ノ始マルマテハ被告ノ承諾ナクシテ之ヲ取下ケ又其後口頭辨論ノ終結ニ至ルマテハ被告ノ承諾ヲ得テ之ヲ取下ケルコトヲ得
 訴ノ取下ハ口頭辨論ニ於テ之ヲ爲サ、ルトキハ書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

訴狀ヲ既ニ送達シタル場合ニ於テハ訴取下ノ書面ハ之ヲ被告ニ送達ス可シ
 適法ナル取下ハ權利拘束ノ總テノ效力ヲ消滅セシムル結果ヲ生ス
 取下ケタル訴ヲ再ヒ起シタルトキハ被告ハ前訴訟費用ノ辨濟ヲ受クルマテ應訴ヲ拒ムコトヲ得

爲ルコト云フ

第九十九條 訴狀送達ノ際十四日ノ期間内ニ答辨書ヲ差出ス可キ

コトヲ被告ニ催告ス可シ

答辨書ニハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ヲ適用ス

第二百條 訴カ管轄裁判所ニ於テ權利拘束ト爲リタルトキハ被告ハ

原告ニ對シ其裁判所ニ反訴ヲ起スコトヲ得

然レトモ財産權上ノ請求ニ非サル請求ニ係ル反訴又ハ目的物ニ付キ專屬管轄ノ規定アル反訴ハ若シ其反訴カ本訴ナルトキ其裁判所ニ於テ管轄權ヲ有ス可キ場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ許ス

反訴ニ對シテハ更ニ反訴ヲ爲スコトヲ得ス

第二百一條 反訴ハ答辨書若シハ特別ノ書面ヲ以テ又ハ口頭辨論中

相手方ノ面前ニ於テ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

然レトモ答辨書差出ノ期間内ニ差出シタル書面ヲ以テ起ササル反訴ハ被告ノ請求ノ全部又ハ一分ト相殺ヲ爲ス可キ場合ニ於テ同時

(目的物ニ付キ專屬管轄ノ規定アル時)トハ例令ヘハ不動産ニ關スル訴訟ハ之ヲ其所在地ノ裁判所ノ管轄ニノミ屬スト規定シタル場合ノ如シ

ニ被告カ自己ノ過失ニ因ラスシテ其以前反訴ヲ起スヲ得サリシコトヲ疏明スルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ許ス

第二百二條 訴ニ關スル此法律ノ定規ハ反訴ニ之ヲ適用ス但其規定ニ因リ差異ノ生ス可キトキハ此限ニ在ラス

第二百三條 裁判長ハ申立ニ因リ其命令ヲ以テ第九十九條ニ定メタル時間ヲ相當ニ短縮若クハ伸長シ又テ第九十四條ニ定メタル時間ヲ切迫ナル危険ノ場合ニ限り二十四時マテニ短縮スルコトヲ得

前項時間ノ短縮ハ此カ爲メ答辨書ヲ差出スコトヲ得サルトキト雖モ亦之ヲ爲スコトヲ得

本條ノ規定ハ第六十七條ニ掲ケタル規定ヲ妨ケス

第二百四條 各當事者ハ訴狀又ハ答辨書ニ掲ケサリシ事實上ノ主張若クハ證據方法又ハ申立ニ付キ相手方カ豫メ穿鑿ヲ爲スニ非サレ

ハ陳述ヲ爲ス能ハスト豫知スル事項アルトキハ口頭辨論ノ前ニ書面ニテ差出スコシ但其書面ヲ相手方ニ送達スル時間及ヒ相手方ヲシテ必要ナル穿鑿ヲ爲ス時間ヲ得セシム可シ

口頭辨論ノ延期ヲ爲ストキハ裁判所ハ爾後必要ナル準備書面ヲ差出スコキ期間ヲ定ムルコトヲ得

第二百五條 口頭辨論ハ一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス

第二百六條 妨訴ノ抗辨ハ本案ニ付テノ被告ノ辨論前同時ニ之ヲ提出ス可シ

左ニ掲クルモノヲ妨訴ノ抗辨トス

- 第一 無訴權ノ抗辨
- 第二 裁判所管轄違ノ抗辨
- 第三 權利拘束ノ抗辨
- 第四 訴訟能力ノ欠缺又ハ法律上代理ノ欠缺ノ抗辨

(妨訴ノ抗辨) ト
ハ求メラレタル訴
認ニ於テ或條件ノ
具備スルマテ相手
タルベク拒ム所ノ
方法ヲ云フ

第五 訴訟費用保証ノ欠缺ノ抗辨

第六 再訴ニ付キ前訴訟費用未済ノ抗辨

第七 延期ノ抗辨

本案ニ付キ被告ノ口頭辨論ノ始マリタル後ハ妨訴ノ抗辨ハ被告ノ有效ニ拋棄スルコトヲ得サルモノナルトキ又ハ被告ノ過失ニ非スシテ本案ノ辨論前ニ其抗辨ヲ主張スル能ハサリシコトヲ疏明スルトキニ限り之ヲ主張スルコトヲ得

第二百七條 被告カ妨訴ノ抗辨ニ基キ本案ノ辨論ヲ拒ムトキ又ハ裁判所カ申立ニ因リ若クハ職權ヲ以テ別ニ辨論ヲ命スルトキハ其抗辨ニ付キ別ニ辨論ヲ爲シ及ヒ判決ヲ以テ裁判ヲ爲ス可シ

第二百八條 裁判所ハ計算事件、財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ニ於テハ口頭辨論ヲ延期シ準備手續ヲ命スルコトヲ得但妨訴ノ抗辨アリタルトキハ其完結後之ヲ爲ス

第二百九條 攻撃及ヒ防禦ノ方法(反訴、抗辨、再抗辨等)ハ第二一條ニ規定スル限制ヲ以テ判決ニ接著スル口頭辨論ノ終結ニ至ルマテ之ヲ提出スルコトヲ得

第二百十條 被告ヨリ時機ニ後レテ提出シタル防禦ノ方法ハ裁判所カ若シ之ヲ許スニ於テハ訴訟ヲ遅延ス可ク且被告ハ訴訟ヲ遅延セシメントスル故意ヲ以テ又ハ甚シキ怠慢ニ因リ早ク之ヲ提出セザリシコトノ心證ヲ得タルトキハ申立ニ因リ之ヲ却下スルコトヲ得

第二百十一條 訴訟ノ進行中ニ争ト爲リタル權利關係ノ成立又ハ不成立カ訴訟ノ裁判ノ全部又ハ一分ニ影響ヲ及ホストキハ判決ニ接著スル口頭辨論ノ終結ニ至ルマテ原告ハ訴ノ申立ノ擴張ニ依リ又被告ハ反訴ノ提起ニ依リ判決ヲ以テ其權利關係ヲ確定センコトヲ

(心証) トハ証言 証書宣誓其他自己 以外ノ證據ニ付キ 其眞實ナルヲ知 ルニアラズ已レノ 心ニテ眞實ナルベ ク感ズルヲ云フ

申立ツルコトヲ得

第二百十二條 訴狀其他ノ準備書面ニ於テ主張セサル請求ノ權利拘束ハ口頭辨論ニ於テ其請求ヲ主張シタル時ヲ以テ始マル

第二百十三條 各當事者ハ事實上ノ主張ヲ證明シ又ハ之ヲ辨駁セン爲ニ用キントスル證據方法ヲ開示シ且相手方ヨリ開示シタル證據方法ニ付キ陳述ス可シ

各箇ノ證據方法ニ付テノ證據申出及ヒ之ニ關スル陳述ハ第六節乃至第十節ノ規定ニ從フ

第二百十四條 證據方法及ヒ證據抗辨ハ判決ニ接着一ル口頭辨論ノ終結ニ至ルマテ之ヲ主張スルトコトヲ得

證據方法及ヒ證據抗辨ノ時機ニ後レタル提出ニ付テハ第二百十條ノ規定ヲ準用ス

證據ニ付テ調査ナ

第二百十五條 證據調并ニ證據決定ヲ以テスル特別ノ證據調手續ノ

ナス之ヲ(證據調)

ト云ヒ其調査ヲ了
リテ確定ナスル之
ヲ(證據決定)ト云
フ

命令ハ第五節乃至第十節ノ規定ニ從フ

第二百十六條 當事者ハ訴訟ノ關係ヲ表明シ證據調ノ結果ニ付キ辨論ヲ爲ス可シ

受命判事又ハ受諾判事ノ面前ニ於テ證據調ヲ爲シタルトキハ當事者ハ證據調ニ關スル審問調書ニ基キ其結果ヲ演述ス可シ

第二百十七條 裁判所ハ民法又ハ此法律ノ規定ニ反セサル限りハ辨論ノ全旨趣及ヒ或ル證據調ノ結果ヲ斟酌シ事實上ノ主張ヲ眞實ナルト認ム可キヤ否ヤ自由ナル心證ヲ以テ判斷ス可シ

第二百十八條 裁判所ニ於テ顯著ナル事實ハ之ヲ證スルコトヲ要セス

第二百十九條 地方習慣法、商慣習及ヒ規約又ハ外國ノ現行法ハ之ヲ證ス可シ裁判所ハ當事者ガ其證明ヲ爲スト否トニ拘ハラズ職權

ヲ以テ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得

第二百二十條 此法律ノ規定ニ依リ事實上ノ主張證據明ス可キトキハ裁判官チシテ其主張チ眞實ナリト認メシム可キ證據方法チ申出ツルチ以テ足ル但即時ニ爲スコトヲ得サル證據調ハ疏明ノ方法トシテハ之ヲ許サス

第二百二十一條 裁判所ハ事件ノ如何ナル程度ニ在ルチ問ハス自ラ又ハ受命判事若クハ受諾判事ニ依リ訴訟又ハ或ル争點ノ和解ヲ試ムル權アリ和解ヲ試ムル爲ニハ當事者ノ自身出頭ヲ命スルコトヲ得

第二百二十二條 判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ハ書面ニ基キ之ヲ爲スコトヲ要ス
コトヲ要ス
書面ニ掲ケサル申立アルトキハ調書ニ附録トシテ添附ス可キ書面チ差出シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
重要ノ點ニ於テ以前申立テタルモノト異ナル申立ニ付テモ亦同シ

本條ノ規定ヲ遵守セサルトキハ申立ナキモノト看做ス

第二百二十三條 前條ノ申立チ除ク外書面ニ掲ケサル重要ナル陳述又ハ其書面ノ旨趣ト重要ノ點ニ於テ差異ノ存スル事項ハ其差異カ附加、削除其他ノ變更ニ係ルチ問ハス申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ調書若クハ其附録トシテ添附ス可キタメ差出シタル書面ニ依リテ之ヲ明確ニス可シ

第二百二十四條 當事者ハ訴訟記録ヲ閱覽シ且裁判所書記チシテ其正本、抄本及ヒ謄本チ付與セシムルコトヲ得

裁判長ハ第三者カ權利上ノ利害ヲ疏明スルトキニ限り當事者ノ承諾ナクシテ訴訟記録ノ閱覽及ヒ其抄本並ニ謄本ノ付與ヲ許スコトヲ得

判決決定、命令ノ草案及ヒ其準備ニ供シタル書類並ニ評議又ハ處罰ニ關スル書類ハ其原本ナルト謄本ナルトヲ問ハス之ヲ閱覽スル

(第三者ガ權利上ノ利害ヲ有スル時) トハ原被兩造ノ中何レカ一方ガ勝ヲ得ルニヨリ影響ノ已レニ及ブヘキ場合ヲ云フ

コトヲ許サス

第二節 判決

(解) 判決トハ訴ラレタル事件ノ一部若シクハ全部ニ對シテ裁判官ノ與フル裁斷ナリ人ノ訴訟ヲ起ス所以ノモノハ皆其判決ヲ得テ以テ其對手ヲシテ己レノ權利ヲ遵奉セシメント欲スルニ由ル故ニ訴訟法中ニ規定スル諸種ノ法則ハ此ニ至ル準備ノモノタルニ過ギスト云フヲ得ベシ然レドモ判決ノ當否ハ概シテ其準備ノ精粗善惡ニ基クモノナレバ尤トモ慎重ヲ要スルベキハ此等ノ準備方法ニ在ルナリ

其判決ハ其觀察ノ點ヲ異ニスルニヨリ種々ノ名ヲ有ス曰ク終局判決曰ク一部判決曰ク欠席判決曰ク追加判決然レトモ何レモ皆平等ニ對シテ判事ノ與ヘタル裁斷タルニ外ナラサルナリ右ノ種諸ノ判決ハ皆必ラスノ其効力テ同フスル者ニアラサルナリ

其詳シキハ各條ノ規定ニ付テ之ヲ知レ

第二百二十五條 訴訟カ裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ裁判所ハ終局判決ヲ以テ裁判ヲ爲ス

同時ニ辨論及ヒ裁判ヲ爲ス爲メ併合シタル數個ノ訴訟中ノ一ノミ裁判ヲ爲スニ熟スルトキモ亦同シ

第二百二十六條 一ノ訴ヲ以テ起シタル數個ノ請求中ノ一個又ハ一個ノ請求中ノ一分又ハ反訴ヲ起シタル場合ニ於テハ本訴若クハ反訴ノミ裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ裁判所ハ結局判決(一分判決)ヲ以テ裁判ヲ爲ス

然レトモ裁判所ハ事件ノ事情ニ從ヒテ一分判決ヲ相當トセサルトキハ之ヲ爲ササルコトヲ得

第二百二十七條 各個ノ獨立ナル攻撃若クハ防禦ノ方法又ハ中間ノ争カ裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ中間判決ヲ以テ裁判ヲ爲スヲ得

(裁判ヲ爲スニ熟スル) トハ審理ヲ了リテ判決ヲ爲スノ外又何モ爲スベキコトナキニ至リシヲ云フ

(終局判決) トハ訴訟ノ全部若シハ一部ヲ終了スル所ノ裁斷ヲ云フ倘シ其判決ガ訴訟事件ノ一部ニ係ルキハ之ヲ一部判決ト云フ

(中間判決) トハ中間訴訟ニ對シテ

與フル裁判所ノ裁斷ナリ此裁斷ハ時トシテハ終局判決ヲ準備スルガ爲メニ獨立ナル攻撃防禦ノ方法ニ付キナスコトアルモ何時モ訴訟ノ終局ヲナスコトナリ豫備若シクハ中間ノ事項ニ付キ爲ス所ノモノナルコトヲ忘ルベカラサル也

(申立テサル事物)

ナ原告若クハ被告ニ歸セシムル權ナシトハ即チ告ケサルモノヲ判決スルノ權ナキコトヲ言ヒ顯ハセルモノナリ

(判決主文) 判決ノ主要ナル文詞ト云フノ義ナリ

第二百二十八條 請求ノ原因及ヒ數額ニ付キ争アルトキハ裁判所ハ先ツ其原因ニ付キ裁判ヲ爲スコトヲ得
請求ノ原因ヲ正當ナリトスル判決ハ上訴ニ關シテハ終局判決ト看做シ其判決確定ニ至ルマテ爾後ノ手續ヲ中止ス然レモ裁判所ハ申立ニ因リ其數額ニ付キ辯論ヲ爲スコト命スルコトヲ得

第二百二十九條 口頭辯論ノ際原告其訴ヘタル請求ヲ拋棄シ又ハ被告之ヲ認諾スルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ其拋棄又ハ認諾ニ基キ判決ヲ以テ却下又ハ敗訴ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第二百三十條 判決ハ辯論ヲ經タル總テノ攻撃及ヒ防禦ノ方法ヲ包括ス
然レトモ數個ノ獨立ナル攻撃又ハ防禦ノ方法中其一個ヲ適切ナリトスルトキハ裁判所ハ他ノ方法ニ付キ判斷スル義務ナシ

第二百三十一條 裁判所ハ申立テサル事物ヲ原告若クハ被告ニ歸セ

シムル權ナシ

裁判所ハ終局判決ヲ爲ス場合ニ於テハ訴訟費用ノ負擔ニ限り申立アラサルモ判決ヲ爲スコト然レトモ一分判決ヲ爲ス場合ニ於テハ費用ノ裁判ヲ後ノ判決ニ讓ルコトヲ得

第二百三十二條 判決ハ其基本タル口頭辯論ニ臨席シタル判事ニ限り之ヲ爲ス

第二百三十三條 判決ハ口頭辯論ノ終結スル期日又ハ直チニ指定スル期日ニ於テ之ヲ言渡ス但其期日ハ七日ヲ過クルコトヲ得ス

第二百三十四條 判決ノ言渡ハ其主文ヲ作ラサル前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得
判決ノ言渡ハ其主文ヲ作ラサル前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

裁判ノ理由ヲ言渡スコトヲ至當ト認ムルトキハ判決ノ言渡ト同時ニ其理由ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第二百三十五條 判決ノ言渡ハ當事者又ハ其一方ノ在廷スルト否ト

ニ拘ハラス其效力チ有ス

言渡アリタル判決ニ基キ訴訟手續ヲ續行シ又ハ他ニ其判決ヲ使用スル原告若クハ被告ノ權ハ此法律ニ特定シタル場合ヲ除ク外相手方ニ其判決ヲ送達スルト否トニ拘ハラサルモノトス

第二百三十六條 判決ニハ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

第一 當事者及ヒ其法律上代理人ノ氏名、身分、職業及ヒ住所

第二 事實及ヒ爭點ノ摘示但其摘示ハ當事者ノ口頭演述ニ基キ

殊ニ其提出シタル申立ヲ表示シテ之ヲ爲ス

第三 裁判ノ理由

第四 判決主文

第五 裁判所ノ名稱、裁判ヲ爲シタル判事ノ官氏名

第二百三十七條 判決ノ原本ニハ裁判ヲ爲シタル判事署名捺印ス若

シ陪席判事署名捺印スルニ差支アルトキハ其理由ヲ開示シテ裁判

長其旨ヲ附記シ裁判長差支アルトキハ官等最モ高キ陪席判事之ヲ附記ス

判決ノ原本ハ言渡ノ日ヨリ起算シテ七日内ニ裁判所書記ニ之ヲ交付ス可シ

裁判所書記ハ言渡ノ日及ヒ原本領収ノ日ヲ原本ニ附記シ且其附記ニ署名捺印ス可シ

第二百三十八條 各當事者ハ判決ノ送達アラシコトヲ申立ツルコトヲ得其申立アリタルトキハ判決ノ正本ヲ送達ス可シ

第二百三十九條 未ダ判決ヲ言渡サス又ハ未ダ判決ノ原本ニ署名捺印セサル間ハ裁判所書記ハ其正本、抄本及ヒ謄本ヲ付與スルコトヲ得ス

裁判所書記ハ判決ノ正本、抄本及ヒ謄本ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ捺シテ之ヲ認證ス可シ

第二百四十條 裁判所ハ其言渡シタル結局判決及ヒ中間判決ノ中ニ包含シタル裁判ニ羈束セラル

第二百四十一條 裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ判決中ノ違算、書損及ヒ此ニ類スル著シキ誤謬ヲ更正ス

此更正ニ付テハ口頭辨論ヲ經スシテ裁判ヲ爲スコトヲ得
右更正ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス更正ヲ宣言スル決定ニ對シテ即時ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百四十二條 主タル請求若クハ附帶ノ請求又ハ費用ノ全部若クハ一分ノ裁判ヲ爲スニ際シ脱漏シタルトキハ申立ニ因リ追加ノ裁判ヲ以テ判決ヲ補充ス可シ
判決ノ言渡後直チニ追加裁判ノ申立ヲ爲ササルトキハ遅クトモ判決ノ正本ヲ送達シタル日ヨリ起算シテ七日ノ期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

(追加裁判) トハ先キニ爲セル裁判ニ脱漏セル訴訟ニ對スル裁斷ヲ後チニ爲ス所スノ補足ヲ云フ

(更正) トハ存スル所ノ者ニ付キ爲ス所ノ變改ヲ云ヒ(補充) トハ存在セサルモノヲ既デニ存セルモノニ付ケ加フルヲ云フ

追加裁判ノ申立アルトキハ即時ニ又ハ新期日ヲ定メテ口頭辨論ヲ爲サシム可シ其辨論ハ訴訟ノ完結セサル部分ニ限り之ヲ爲ス

第二百四十三條 判決ヲ更正シ又ハ補充スル裁判ハ判決ノ原本及ヒ正本ニ之ヲ追加シ若シ正本ニ之ヲ追加スルコトヲ得サルトキハ更正又ハ補充ノ裁判ノ正本ヲ作ル可シ

第二百四十四條 判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有ス
第二百四十五條 口頭辨論ニ基キ爲ス裁判所ノ決定ハ之ヲ言渡スコトヲ要ス

第二百三十三條、第二百三十四條ノ規定ハ裁判所ノ決定ニ之ヲ準用シ又第二百三十五條、第二百三十九條及ヒ第二百四十條ノ規定ハ裁判所ノ決定及ヒ裁判長並ニ受命判事又ハ受託判事ノ命令ニ之ヲ準用ス
言渡ヲ爲ササル裁判所ノ決定及ヒ言渡ヲ爲ササル裁判長並ニ受命

判事又ハ受託判事ノ命令ハ職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達ス可シ

第三節 闕席判決

(解) 口頭辨論ノ期日ニ出席シタル原告中ノ一方ノ申立ノミナ聞テ爲ス所ノ訴訟ニ對スル裁斷之レヲ闕席判決ト云フ

片言以テ獄ヲ折ムルノ非ナルハ別ニ辨明ヲ假ラスシテ明ラカナリ
欠席判決ハ片言ニヨリテ獄ヲ決スルモノナリ故ニ亦之ヲ正當ナリト云フ能ハサルカ如シ然レトモ一方ガ懈怠ニヨリテ又ハ故ラニ欠席セルトキニ他ノ一方ナシテ期日ノ延引ヲ爲サシメサルヘカラスト爲スハ之レヲ正當ナリト云フヲ得ルカ讀者能ク此點ニ着意シタランニハ欠席裁判ハ片言ニヨリテ以テ獄ヲ決スルモノナルモ之ヲ不當ナリト非難スル能ハサルヲ知ルヘシ

第二百四十六條 原告若クハ被告口頭辨論ノ期日ニ出席セサル場合ニ於テハ出頭シタル相手方ノ申立ニ依リ闕席判決ヲ爲ス

第二百四十七條 出頭セサル一方カ原告ナルトキハ裁判所ハ闕席判決ヲ以テ其訴ノ却下ヲ言渡ス可シ

(自白) トハ己レニ對シテ申立テラレタル事實ノ眞ナルヲ己レ自カラ首白スルヲ云フ

(任意) トハ猶ホ隨意ト曰ハンガ如シ

第二百四十九條 延期シタル口頭辨論ノ期日又ハ口頭辨論ヲ續行スル爲ニ定ムル期日モ亦第二百四十六條ノ辨論期日ニ同シ

第二百五十條 原告若クハ被告出頭スルモ辨論ヲ爲ササルトキ又ハ辨論ヲ爲サスシテ任意ニ退廷シタルトキハ出頭セサルモノト看做ス

第二百五十一條 原告若クハ被告カ本案ノ辨論ヲ爲シタルトキハ各個ノ事實、證書又ハ發問ニ付キ陳述ヲ爲サス又ハ任意ニ退廷スル

モ本節ノ規定ヲ適用セズ

第二百五十二條 左ノ場合ニ於テハ闕席判決ノ申立ヲ却下ス然レトモ出頭シタル原告若クハ被告ハ口頭辨論ノ延期ヲ申立ツルコトヲ得

第一 出頭シタル原告若クハ被告カ裁判所ノ職權上調査ス可キ事情ニ付キ必要ナル證明ヲ爲ス能ハサルトキ

第二 出頭セサル原告若クハ被告ニ口頭上事實ノ供述又ハ申立ヲ適當ナル時期ニ書面ヲ以テ通知セサルトキ
辨論ヲ延期シタルトキハ出頭セサル原告若クハ被告ヲ新期日ニ呼出ス可シ

第二百五十三條 闕席判決ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スニ付テ得又其決定ヲ取消シタルトキハ出頭セサリシ原告若クハ被告ヲ新期日ニ呼出サスシテ闕席判決ヲ爲ス

第二百五十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ職權ヲ以テ闕席判決ノ申立ニ付テノ辨論ヲ延期スルコトヲ得

(合式ニ呼出サレザル時) トハ呼出シノ方式ニ違ヘル時ヲ云フ
本條第二項以下ノ規定アルモノハ不能ヲ人ニ責ムベカラサルニ由ルナリ

第一 出頭セサル原告若クハ被告カ合式ニ呼出サレサリシトキ

第二 出頭セサル原告若クハ被告カ天災其他避ク可カラサル事變ノ爲ニ出頭スル能ハサルコトノ眞實ト認ム可キ事情アルトキ

出頭セサリシ原告若クハ被告ハ新期日ニ之ヲ呼出ス可シ

第二百五十五條 闕席判決ヲ受ケタル原告若クハ被告ハ其判決ニ對シテ故障申立ツルコトヲ得

故障ヲ申立ノ期間ハ十四日トス此期間ハ不變期間ニシテ闕席判決ノ送達ヲ以テ始マル

故障申立ハ判決ノ送達前ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得
外國ニ於テ送達ヲ爲ス可キトキ又ハ公ノ告示ヲ以テ之ヲ爲ス可キ

トキハ裁判所ハ闕席判決ニ於テ故障期間ヲ定メ又ハ後日決定ヲ以テ之ヲ定ム此決定ハ口頭辨論ヲ經スシテ爲スコトヲ得

第二百五十六條 故障申立ハ闕席判決ヲ爲シタル裁判所ニ書面ヲ差出シテ之ヲ爲ス

此書面ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 故障ヲ申出テラレタル闕席判決ノ表示

第二 其判決ニ對スル故障ノ申立

此書面ニハ本案ニ付テノ口頭辨論準備ノ爲ニ必要ナル事項アルトキモ亦之ヲ掲ク可シ

第二百五十七條 判然許ス可カラサル故障又ハ判然法律上ノ方式ニ適セス若クハ其期間ノ經過後ニ起シタル故障ハ裁判長ノ命令ヲ以テ之ヲ却下ス可シ
此却下ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十八條 前條ノ場合ヲ除ク外裁判所ハ故障申立ノ書面ヲ相手方ニ送達シ且故障ニ付キ口頭辨論ノ新期日ヲ定メ當事者ノ雙方ヲ呼出ス可シ

第二百五十九條 裁判所ハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又法律上ノ方式ニ從ヒ若クハ其期間ニ於テ故障ヲ申立テタルヤ否ヤヲ調査ス可シ

若シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ不適法トシテ却下ス

第二百六十條 故障ヲ適法トスルトキハ訴訟ハ闕席前ノ程度ニ復ス

第二百六十一條 新辨論ニ基キ爲スコキ判決ハ闕席判決ト符合スルトキハ闕席判決ヲ維持スルコトヲ言渡シ其符合セサル場合ニ於テハ新判決ニ於テ闕席判決ヲ廢棄ス

第二百六十二條 法律ニ從ヒ闕席判決ヲ爲シタルトキ闕席ニ因リテ

(闕席前ノ程度ニ復ス) トハ闕席ヲ爲サザリシ前ト同一ノ狀況ニ爲ス
ト云フ

生シタル費用ハ相手方ノ不當ナル異議ニ因リ生セサルモノニ限り
故障ノ爲メ闕席判決ヲ變更スル場合ニ於テモ其闕席シタル原告若
クハ被告ニ之ヲ負擔セシム

第二百六十三條 故障ヲ申立テタル原告若クハ被告口頭辨論ノ期日
又ハ辨論延期ノ期日ニ出頭セサルトキハ第二百五十二條及ヒ第二
百五十四條ニ規定シタル場合ヲ除外出頭シタル相手方ノ申立ニ
因リ故障ヲ棄却スル新闕席判決ヲ言渡ス

新闕席判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二百六十四條 故障ノ拋棄及ヒ其取下ニ付テハ控訴ノ拋棄及ヒ其
取下ニ付テノ規定ヲ準用ス

第二百六十五條 本節ノ規定ハ反訴又ハ既ニ原因ノ確定シタル請求
ノ數額ノ定テ目的物トスル訴訟手續ニ之ヲ準用ス
中間訴訟ノ辯論ノ爲メ期日ヲ定メタルトキハ其闕席訴訟手續及ヒ

闕席判決ハ其中間訴訟ヲ完結スルニ止マリ本節ノ規定ヲ之ニ準用
ス

第四節 計算ノ事件財産ノ分別及ビ此ニ類スル訴訟ノ準
備手續

(解) 社員其他他人ノ爲メニ事ヲ爲セルモノハ之レヲ計算ヲ爲サ
ルベカラザルガ其計算ノ正當ナルヤ否ヤニ付キ爲ス所ノ詳其他
凡ベテ多數ノ物品引渡シテ爲ス時ニ其目錄ニ付キ争ノアルトキノ
如ク事件ハ唯一個ナルモ争ヒアル請求若シクハ異議ノ許多生ゼル
トキハ我法律ハ調書ニ於テ訴訟人ノ主張スル請求攻撃防禦ノ方法
ハ如何ナルカ如何ナル請求ト如何ナル攻撃如何ナル防禦ノ方法ハ
之ヲ争ヒ又ハ之ヲ争ハザルカ其争フ者ト争ハザルモノト争ト爲レ
ル請求攻撃及ビ防禦ノ方法ハ事實ニ如何ナル關係ヲ有シ當事者ノ
示セル證據ノ方法其主張セル證據抗辯證據方法及證據抗辯ニ就テ

爲セル陳述及提出セル申立等ハ何々ニシテ且、如何ナルカ等ヲ明
 ラカニシ確定セザルベカラザルモノト爲セリ蓋シ此方法ヲ設ケタ
 ルモノハ重罪若シクハ困難錯雜セル輕罪事件ニ於テ豫審ヲ爲スニ
 等シク事件ニ爲セル請求抗辯證據其他ノ方法ヲ明確ニシ錯雜紛騷
 審理ニ時日ト手數ヲ費シ遂ヒニ以テ誤判ニ陥ルガ如キナカラシ
 メント欲スルニ由ルモノナリ

(計算書) トハ俗
 ニ所謂勘定書ナ
 リ
 (財産目録) トハ
 財産ノ品目ヲ記載
 セル書面ヲ云フ

第二百六十六條 計算ノ當否、財産ノ分別又ハ此ニ類スル關係ヲ目
 的トスル訴訟ニ於テ計算書又ハ財産目録ニ對シ許多ノ爭ナル請求
 ノ生シ又ハ許多ノ爭アル異議ノ生シタルトキハ受訴裁判所ハ受命
 判事ノ面前ニ於ケル準備手續ヲ命スルコトヲ得
 第二百六十七條 準備手續ヲ命スル決定ヲ言渡スニ際シ裁判長ハ受
 命判事ヲ指定シ決定執行ノ期日ヲ定ム可シ若シ裁判長此期日ヲ定
 メサルトキハ受命判事之ヲ定ム又受命判事其委任ヲ施行スルニ差

支アルトキハ裁判長更ニ他ノ判事ヲ任ス

第二百六十八條 準備手續ニ於テハ調書ヲ以テ左ノ諸件ヲ明確ニス
 可シ

第一 如何ナル請求ヲ爲スヤ及ヒ如何ナル攻撃、防禦ノ方法ヲ
 主張スルヤ

第二 如何ナル請求及ヒ如何ナル攻撃、防禦ノ方法ヲ爭フヤ又
 ハ之ヲ爭ハサルヤ

第三 争ト爲リタル請求及ヒ争ト爲リタル攻撃、防禦ノ方法ニ
 付テハ其事實上ノ關係及ヒ當事者ノ表示シタル證據方法、主
 張シタル證據抗辯、證據方法並ニ證據抗辯ニ關シテ爲シタル
 陳述及ヒ提出シタル申立

此手續ハ受訴裁判所ニ於テ訴訟又ハ中間訴訟カ判決又ハ証據決定
 ナ爲スニ熟スルマテ之ヲ續行ス可シ

第二百六十九條 原告若クハ被告カ期日ニ於テ受命判事ノ面前ニ出頭セサルトキハ受命判事ハ前條ノ規定ニ依リ調書ヲ以テ出頭シタル原告若クハ被告ノ提供ヲ明確ニシ且新期日ヲ定メ出頭セサル原告若クハ被告ニハ調書ノ謄本ヲ付與シテ新期日ニ之ヲ呼出ス可シ原告若クハ被告カ新期日ニモ亦出頭セサルトキハ送達セシ調書ニ掲ケタル相手方ノ事實上ノ主張ヲ明白シタリト看做シ其主張ニ付テノ準備手續ハ完結シタルモノトス

第二百七十條 受命裁判所ハ準備手續ノ終結後ニ口頭辨論ノ期日ヲ定メ之ヲ當事者ニ通知ス可シ

第二百七十一條 當事者バ口頭辨論ニ於テ準備手續ノ結果ヲ調書ニ基キ演述ス可シ

原告若クハ被告カ出頭セサルトキハ準備手續ニ於テ争ハサル請求ハ一分判決ヲ以テ之ヲ完結ス其他ニ付テハ申立ニ因リテ闕席判決

ヲ爲ス可シ

(追完) トハ後日ニ其前日ノ仕誤リヲ正スナク云フ

第二百七十二條 受命判事ノ調書ヲ以テ明確ニス可キ事實又ハ證書ニ付キ陳述ヲ爲サス又ハ之ヲ拒ミタルトキハ口頭辨論ニ於テ之ヲ追完スルコトヲ得ス

請求、攻撃若クハ防禦ノ方法、證據方法及ヒ證據抗辨ニシテ受命判事ノ調書ヲ以テ之ヲ明確ニセサルモノニ付テハ後日ニ至リ始メテ生シ又ハ後日ニ至リ始メテ原告若クハ被告ノ知リタルコトヲ疏明スルトキニ限り口頭辨論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得

第五節 證據調ノ總則

(解) 證據トハ或申立テタル事實カ眞實ナルヲ法律ニテ許ス所ノ方法ニテ顯明スル所ノ方法ヲ云フ人ハ容易ニ己レノ不利ト爲ルベキ事柄ヲ申立ツルモノニアラザルモ己レノ利トナル事柄ハ他人ノ不利ヲ來スモ之ヲ主張スルヲ憚カラザルモノナレバ訴訟ノ裁判

ナ公正ニ爲サンニハ其一方ノモノガ主張スル所ノ言ノミヲ採用シ得ベキニアラズ其主張申立ツル所ノモノガ眞正確實ノモノナルヲ證セシメザルベカラザルナリ是レニ於テカ證據方法ノ規定ヲ爲スノ必要起ル是レ此節及ビ是レヨリ後ノ節ニ於テ證據ノヲ規定セル所以ナリ

(囑託) トハ俗ニ所謂タノム事ナリ

第二百七十三條 證據調ハ受訴裁判所ニ於テ之ヲ爲スヲ以テ通例トス

證據調ハ此法律ニ定メタル場合ニ限り受訴裁判所ノ部員一名ニ之ヲ命シ又ハ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

此證據調ヲ命スル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二百七十四條 當事者ノ申立テタル數多ノ證據中其調フ可キ限度ハ裁判所之ヲ定ム

當事者ノ演述ニ引續キ直チニ證據調ヲ爲サスシテ受訴裁判所ニ於

テ新期日ニ之ヲ爲シ又ハ受命判事若クハ受託判事ノ面前ニ於テ之ヲ爲ス可キトキハ證據決定ニ因リ之ヲ命ス可シ

第二百七十五條 證據調ニ付キ不定時間ノ障害アルトキハ申立ニ因リ相當ノ期間ヲ定ム可シ此期間ノ滿了後ト雖モ訴訟手續ヲ遲滯セシメサル限リハ其證據方法ヲ用井ルコトヲ得

第二百七十六條 證據決定ニハ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

第一 證ス可キ係爭事實ノ表示

第二 證據方法ノ表示殊ニ證人又ハ鑑定人ヲ訊問ス可キトキハ其表示

第三 證據方法ヲ申出タル原告若クハ被告ノ表示

第二百七十七條 證據決定ノ變更ハ其決定ノ施行完結前ニ在リテ新ナル辯論ニ基クトキニ限り之ヲ申立ツルコトヲ得

證據決定ノ施行ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

第二百七十八條 受訴裁判所ノ部員カ證據調ヲ爲ス可キトキハ裁判長證據決定言渡ノ際受命判事ヲ指名シ其證據調ノ期日ヲ定ム若シ其期日ヲ定メサルトキハ受命判事之ヲ定ム

受命判事其命ヲ施行スルニ差支アルトキハ裁判長更ニ他ノ部員ヲ命ス

第二百七十九條 他ノ裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ス可キトキハ裁判長ハ其屬託書ヲ發ス可シ

證據調ニ關スル書類ハ原本ヲ以テ受託判事ヨリ受訴裁判所書記ニ之ヲ送致シ其書記ハ之ヲ受領シタルコトヲ當事者ニ通知ス可シ

第二百八十條 受命判事又ハ受託判事カ證據調ノ期日ヲ定メタルトキハ其期日及ヒ場所ヲ當事者ニ通知ス可シ

第二百八十一條 外國ニ於テ爲ス可キ證據調ハ外國ノ管轄官廳又ハ其國駐在ノ帝國ノ公使若シハ領事ニ囑託シテ之ヲ爲ス其囑託ニ付

テハ第二百五十二條及ヒ第五百五十五條ノ規定ヲ準用ス

第二百八十二條 受命判事又ハ受託判事ハ他ノ裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ス可キコトノ至當ナル原因ノ爾後ニ生シタルトキハ其裁判所ニ證據調ヲ囑託スルコトヲ得此囑託ヲ爲シタルトキハ當事者ニ之ヲ通知ス可シ

第二百八十三條 受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ證據調ノ際ニ爭ヲ生シ其爭ノ完結スルニ非サレバ證據調ヲ續行スルコトヲ得ス且其判事之ヲ裁判スル權ナキトキハ其完結ハ受訴裁判所之ヲ爲ス

第二百八十四條 當事者ノ一方又ハ雙方證據調ノ期日ニ出頭セサルトキハ事件ノ程度ニ因リ爲シ得ヘキ限リハ證據調ヲ爲ス可シ原告若シハ被告ノ出頭セサルカ爲ニ證據調ノ全部又ハ一分ヲ爲スコトヲ得サル場合ニ於テハ其追完又ハ補充ハ此カ爲メ訴訟手續ノ遲滯セサルトキ又ハ舉證者其過失ニ非スシテ前期日ニ出頭スル能

ハサリシコトヲ疏明スルトキニ限り判決ニ接着スル口頭辨論ノ終結ニ至ルマテ申立ニ因リ之ヲ命ス

第二百八十五條 裁判所ハ事件ノ未ダ判決ヲ爲スニ熟セスト認ムルトキハ證據調ノ補充ヲ決定スルコトヲ得

第二百八十六條 證據調又ハ其續行ノ爲メ新期日ヲ定ムル必要アルトキハ舉證者又ハ當事者雙方前期日ニ出頭セサリシトキト雖モ職權ヲ以テ之ヲ定ム

第二百八十七條 受訴裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ストキハ其期日ハ同時ニ口頭辨論ヲ續行スル期日ナリトス

受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ證據調ヲ爲ス可キコトヲ命シタルトキハ受訴裁判所ハ證據決定中ニ併セテ口頭辨論續行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得若シ之ヲ定メサルトキハ證據調ノ終結後職權ヲ以テ其期日ヲ定メ之ヲ當事者ニ通知ス可シ

第二百八十八條 舉證者ハ裁判所ノ定ムル期間内ニ證據調ノ費用ヲ豫納ス可シ若シ其期間内ニ豫納セサルトキハ證據調ヲ爲サス但期間ノ滿了後ト雖モ豫納シタルトキハ訴訟手續ノ遲滯ヲ生セサル場合ニ限り證據調ヲ許ス

第六節 人証

(解) 人証トハ証人トシテ召喚セラレタルモノガ躬親カラ實驗セル事柄ヲ裁判官ニ爲ス所ノ確言ナリ是亦證據方法中ノ一ニ居ルモノナルガ裁判上ノ戰爭ニ於テハ最トモ多ク使用セラル所ノモノナリ而シテ又許多ノ證據方法中恐ラシハ危險是レヨリ甚シキモノハアラサルベシ故ニ立法官タルモノハ訴訟人ヲシテ此證據方法ヲ使用スルヲ得セシムト同時ニ能ク之レガ監督ニ注意シテ危險ヲ此社會ニ爲スコトヲ得セシメサルニ務メサルベカラサルナリ

第二百八十九條 何人ヲ問ハス法律ニ別段ノ規定ナキ限りハ民事訴訟

(黙秘) トハ秘密
 ニノ他人ニ告ゲサ
 ルベキコトヲ指ス
 (其所屬廳) トハ
 黙秘スベキ事情ノ
 屬スル官廳ヲ云フ
 (証言ガ國家ノ安
 寧ヲ害スル) ト
 ハ例之ヘハ証言ヲ
 爲シ事情ヲ公ケニ
 スル時ハ民心ヲ激
 昂動搖セシムル如
 キ性質ヲ有スルヲ
 云フ

(勾引) トハ勾束
 引致スルヲ云フ
 (証人ニ勾引セラ
 ルベキ義務ヲ科ス
 ル者ハ) 事實ノ
 實驗ヲ爲セルモノ

証ニ關シ裁判所ニ於テ証言スル義務アリ

第二百九十條 官吏、公吏ハ退職ノ後ト雖モ其職務上黙秘ス可キ義務アル事情ニ付テハ其所屬廳又ハ其最後ノ所屬廳ノ許可ヲ得タルトキニ限り證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得大臣ニ付テハ勅許ヲ得ルコトヲ要ス

此許可ハ証言ガ國家ノ安寧ヲ害スル恐アルトキニ限り之ヲ拒ムコトヲ得

右許可ハ受訴裁判所ヨリ之ヲ求メ且証人ニ之ヲ通知ス可シ

第二百九十一條 人証ノ申出ハ証人ヲ指名シ及ヒ證人ノ訊問ヲ受ク可キ事實ヲ表示シテ之ヲ爲ス

第二百九十二條 証人ノ呼出狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 第一 証人及ヒ當事者ノ表示
- 第二 證據決定ノ旨趣ニ依リ訊問ヲ爲ス可キ事實ノ表示

第三 証人ノ出頭ス可キ場所及ヒ日時

第四 出頭セサルトキハ法律ニ依リ處罰ス可キ旨

第五 裁判所ノ名稱

第二百九十三條 豫備、後備ノ軍籍ニ在テサル軍人、軍屬ヲ證人トシテ呼出スニハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス其長官又ハ隊長ハ期日ヲ遵守セシムル爲ニ其呼出ヲ受ケタル者ノ闕勤ヲ許ス可シ若シ軍務上之ヲ許ス能ハサルトキハ其旨ヲ裁判所ニ通知シ且他ノ期日ヲ定ムル求テ爲ス義務アリ

第二百九十四條 合式ニ呼出サレタル證人ニシテ正當ノ理由ナク出頭セサル者ニ對シテハ申立ナシト雖モ決定ヲ以テ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ貳拾圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ
 證人カ再度出頭セサル場合ニ於テハ更ニ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡ス可シ又其勾引ヲ命スルコトヲ得

ニアラサレハ証人
タル能ハズシテ而
シテ事實ノ實驗ヲ
爲セル者ハ他ニ多
クアラサルヲ以テ
其通例ト爲セバナ
リ

証人ハ右ノ決定ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止
スル效力ヲ有ス

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ
執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス其
勾引ニ付テモ亦同シ

第二百九十五條 証人其出頭セサリシコトヲ後日ニ正當ノ理由ヲ以
テ辨解スルトキハ罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

証人ノ不參届及ヒ決定取消ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲ス
コトヲ得

第二百九十六條 皇族証人ナルトキハ受命判事又ハ受託判事其所在
ニ就キ訊問ヲ爲ス

各大臣ニ付テハ其官廬ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外
ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス

(二百九十七條ノ
請人ニ証言ヲ拒ム
ヲ許セルモノハ)

其ノ親シキ者ノ爲
諍メニ認ニ關ル事
實ノ証言ヲ爲スカ
如キハ人情ノ忍ビ
サル所ナリト思料
セルニ因ル

(二百九十八條ノ
第一第二兩號ノ者
等ニ証言ヲ拒ム
ヲ許セルハ) 此
者ハ其証スベク求
メラレタル事物ヲ
黙秘スベキ義務ヲ
負フニ由ル

帝國議會の議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其
在地ニ於テ之ヲ訊問ス

第二百九十七條 左ニ掲グル者ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

第一 原告若クハ被告又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但姻族ニ付
テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ

第二 原告若クハ被告ノ後見ヲ受クル者

第三 原告若クハ被告ト同居スル者又ハ雇人トノ之ニ仕フル者

裁判長ハ訊問前ニ前項ノ者ニ証言ヲ拒ム權利アル旨ヲ告グ可シ

第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ証言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者カ其職務上黙秘ス可
キ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥商、穩婆、辨護士、公證人、神職及ヒ僧侶カ其身
分又ハ職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシ

(其第三號四號ノ場合ニ証言ヲ拒ムヲ許セルハ)自身若クハ己レニ親シキ者ノ爲メニ不利ナルヲ明カサシムルハ苛酷ナルヲ免カレサレバナリ

黙秘ス可キモノニ關スルトキ

第三 問ニ付テノ答辨カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ耻辱ニ歸スルカ又ハ其刑事上ノ訴追ヲ招ク恐アルトキ

第四 問ニ付テノ答辨カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ爲メ直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシム可キトキ

第五 證人カ其技術又ハ職業ノ秘密ヲ公ニスルニ非サレハ答辨スルコト能ハサルトキ

第二百九十九條 證人ハ第二百九十七條第一號及ヒ第二百九十八條

第四號ノ場合ニ於テ左ノ事項ニ付キ証言ヲ拒ムコトヲ得ス

第一 家族ノ出產、婚姻又ハ死亡

第二 家族ノ關係ニ因リ生スル財産事件ニ關スル事實

第三 證人トノ立會タル場合ニ於ケル權利行為ノ成立及ヒ旨趣

第四 原告若クハ被告ノ前主又ハ代理人トシテ係争ノ權利關係

ニ關シ爲シタル行為

前條第一號、第二號ニ掲ケタル者其黙秘ス可キ義務ヲ免除セラレタルトキハ証言ヲ拒ムコトヲ得ス

第三百條 証言ヲ拒ム證人ハ其訊問ノ期日前ニ書面又ハ口頭ヲ以テ

又ハ期日ニ於テ其拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明ス可シ

期日前ニ証言ヲ拒ミタル證人ハ期日ニ出頭スル義務ナシ

裁判所書記ハ拒絕ノ書面ヲ受領シ又ハ其陳述ニ付キ調書ヲ作りタ

ルトキハ之ヲ當事者ニ通知ス可シ

第三百一條 拒絕ノ當否ニ付テハ受訴裁判所當事者ヲ審訊シタル後

決定ヲ以テ其裁判ヲ爲ス但第二百九十八條第一號ノ場合ニ於テ爲

シタル拒絕ノ當否ニ付テハ所屬廳又ハ最後ノ所屬廳ノ裁定ニ任ス

原告若クハ被告カ出頭セサルトキハ出頭シタル者ノ申述ヲ斟酌シ

テ決定ヲ爲ス

右決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

第三百二條 原因ヲ開示セスシテ證言ヲ拒ミ又ハ開示シタル原因ノ棄却確定シタル後ニ之ヲ拒ミタルトキハ申立ヲ要セスシテ決定ヲ以テ證人ニ對シ其拒絕ニ依リテ生シタル費用ノ賠償及ヒ四十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス

證人ハ費用ノ賠償及ヒ罰金ノ言渡ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス
豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス

第三百三條 原告若クハ被告ハ相手方ト相手方ノ證人トノ間ニ第二百九十七條第一號乃至第三號ノ關係アルトキハ其證人ヲ忌避スルコトヲ得

第三百四條 忌避ノ申請ハ證人ノ訊問前ニ之ヲ爲スコトヲ得此期限後ハ其前ニ忌避ノ原因ヲ主張スルヲ得サリシコトヲ疏明スルトキニ限り其證人ヲ忌避スルコトヲ得
忌避ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
忌避ノ原因ハ之ヲ疏明ス可シ

第三百五條 忌避ノ申請ニ付テノ裁判ハ口頭辨論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

忌避ノ原因アリト宣言スル決定ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス
忌避ノ原因ナシト宣言スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百六條 各證人ニハ其携帶ス可キ呼出狀其他適當ノ方法ヲ以テ人違ナラサルコトヲ判然ナラシメタル後訊問前各別ニ宣誓ヲ爲サシム可シ

然レトモ宣誓ハ特別ノ原因アルトキ殊ニ之ヲ爲サシム可キヤ否ヤニ付キ疑ノ存スルトキハ訊問ノ終ルマテ之ヲ延フルコトヲ得

第三百七條 證人ハ訊問前ニ宣誓ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セサル旨ノ誓ヲ宣フ可シ

又訊問後ニ宣誓ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セサリシ旨ノ誓ヲ宣フ可シ

第三百八條 判事ハ宣誓前ニ相當ナル方法ヲ以テ宣誓者ニ偽證ノ罰ヲ諭示ス可シ

第三百九條 宣誓ヲ拒ム證人ニ付テハ第三百條乃至第三百二條ノ規定ヲ適用ス

第三百十條 左ノ者ハ宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メ之ヲ訊問スルコトヲ得

第一 訊問ノ時未タ滿十六歳ニ達セサル者

第二 宣誓ノ何物タルヤヲ了解スルニ必要ナル精神上ノ發達ノ缺クル者

第三 刑事上ノ判決ニ因リ公權ヲ剝奪又ハ停止セラレタル者

第四 第二百九十七條及ヒ第二百九十八條第三號并ニ第四號ノ規定ニ依リ證言ヲ拒絕スル權利アリテ之ヲ行使セサル者但第

二百九十八條第三號并ニ第四號ノ場合ニ於テハ拒絕ノ權利ニ關スル事實ニ付キ證言ヲ爲ス可キコトヲ申立テラレタルトキニ限ル

第五 訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者

第三百十一條 證人訊問ハ後ニ訊問ス可キ證人ノ在ラサル場所ニ於テ各別ニ之ヲ爲ス
證人ノ供述互ニ齟齬シタルトキハ之ヲ對質セシムルコトヲ得

(証人ヲ後ニ訊問セラルベキ証人ノ在ラサル所ニテ各別ニ訊問スル者

ハ) 雷同セシ
 ナ恐ル、ナリ
 (對質) トハ相對
 セシメテ質問スル
 ナ云フ
 (牽連) トハ訊問
 ヒラレタル事ト共
 モニノ意ナリ

第三百十二條 證人訊問ハ證人ニ其氏名、年齢、身分、職業及ヒ住居
 ナ問フヲ以テ始マル又必要ナル場合ニ於テハ其事件ニ於テ證言ノ
 信用ニ關スル事情殊ニ當事者トノ關係ニ付テノ問ヲ爲ス可シ
 第三百十三條 證人ニハ其一問事項ニ付キ知リタルモノヲ牽連シテ
 供述セシム可シ
 證人ノ供述ヲ明白及ヒ完全ナラシメ且其知り得タル原因ヲ穿鑿ス
 ル爲メ必要ナル場合ニ於テハ尙ホ他ノ問ヲ發ス可シ
 第三百十四條 證人ハ其供述ニ換ヘテ書類ヲ朗讀シ其他覺書ヲ用井
 ルコトヲ得ス但算數ノ關係ニ限り覺書ヲ用井ルコトヲ得
 第三百十五條 陪席判事ハ裁判長ニ告ケテ證人ニ問ヲ發スルコトヲ
 得
 當事者ハ證人ニ對シ自ラ問ヲ發スルコトヲ得ス然レトモ當事者ハ
 證人ノ供述ヲ明白ナラシムル爲ニ其必要ナリトスル問ヲ發センコ

トナ裁判長ニ申立ツルコトヲ得
 發問ノ許否ニ付キ異議アルトキハ裁判所ハ直チニ之ヲ裁判ス
 第三百十六條 調書ニハ證人カ其訊問ノ前若クハ後ニ宣誓シタルヤ
 又ハ宣誓セスシテ訊問ヲ受ケタルヤヲ記載ス可シ
 第三百十七條 受訴裁判所ハ左ノ場合ニ於テ證人ノ再訊問ヲ命スル
 コトヲ得
 第一 證人訊問カ法律上ノ規定ニ違ヒタルトキ
 第二 證人訊問ノ完全ナラサルトキ
 第三 證人ノ供述カ明白ナラス又ハ兩議ニ涉ルトキ
 第四 證人カ其供述ノ補充又ハ更正ヲ申立ツルトキ
 第五 此他裁判所カ再訊問ヲ必要トスルトキ
 第三百十八條 左ノ場合ニ於テ證人ニ依レル證據調ハ受訴裁判所ノ
 部員一名ニ之ヲ命シ又ハ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第一 眞實ヲ探知スル爲メ現場ニ就キ證人ヲ訊問スルノ必要ナルトキ

第二 證人カ疾病其他ノ事由ノ爲メ受訴裁判所ニ出頭スル能ハサルトキ

第三 證人カ受訴裁判所ノ所在地ヨリ遠隔ノ地ニ在リテ其裁判所ニ出頭スルニ付キ不相應ノ時日及ヒ費用ヲ要スルトキ

第三百十九條 第二百九十四條、第二百九十五條、第三百二條及ヒ第三百九條ニ掲ケタル證人ニ對スル受訴裁判所ノ權ハ受命判事又ハ受託判事ニモ屬ス

證人カ受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ理由ヲ開示シテ証言ヲ拒ミ又ハ宣誓ヲ拒ミ又ハ職權若シハ申立ニ因リ發シタル問ニ答フルコトヲ拒ムトキハ此拒絕ノ當否ニ付キ裁判ヲ爲ス權ハ受訴裁判所ニ屬ス

受命判事又ハ受託判事カ原告若クハ被告ヨリ申立テタル問ヲ發スルコトヲ否ムトキハ原告若クハ被告ハ其當否ニ付キ受訴裁判所ノ裁判ヲ求ムルコトヲ得

證人ノ再訊問ハ受命判事又ハ受託判事ノ意見ヲ以テ之ヲ命スルコトヲ得

第三百二十條 證人ヲ申立テタル原告若クハ被告ハ其問ノ開始マテハ此證據方法ヲ拋棄スルコトヲ得其後ハ相手方ノ承諾ヲ得ルトキニ限り之ヲ拋棄スルコトヲ得

第三百二十一條 各證人ハ日當ノ辨濟及ヒ其出頭ノ爲ニ旅行ヲ要スルトキハ旅費ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得
此金額ノ拂渡ハ 問期日ノ終リタル後直チニ之ヲ求ムルヲ得
舉證者ノ豫納シタル金額不足スルトキハ職權ヲ以テ其不足額ヲ取立ツ可シ

第七節 鑑定

(解) 學術技藝ニヨリ別段ノ知識ヲ有セルモノガ訴訟ニ係ル事物ニ付キ與フル所ノ意見之レヲ鑑定ト云フ

裁判官ハ法理ニ通曉シ且ツ他一般普通ノ事ニハ通シ居ルベキモ矢張吾人ニ同ク一箇ノ人タルヲ免カレズ其知識ニハ限りアリ知ルコト能ハザルモノ隨分少ナカラザルベシ故ニ己レノ知ラザル所ノ事物ニ就キ訴訟ノ起ルアリ之ヲ調査スルノ必要起ルトキハ他ノ能ク之レヲ知レルモノニ托シテ之ヲ鑑査考定セシメザルベカラズ是レ訴訟ニ付キ鑑定ノ必要ヲ感スル所以ナリ

鑑定ハ鑑定ヲ爲スモノ、爲ス一箇ノ意見ナルモ証言ハ事實ニ就キ實驗ヲ爲セル者ノ爲ス所ノ確言平易ニ之レヲ言ヘハ陳述タルニ過ギスシテ意見ハ之ヲ交ユルヲ許サ、ルモノナレハ証人ト鑑定人トハ之ヲ一見セル上ニテハ酷ダ相同シキモ之ヲ混同スベカラザルナリ

併シ此鑑定人ハ其外見上証人ニ相同シキカ如クニ又甚ダ危險ナルモノナレハ立法者ハ証人ノ上ニ加フルト同一ノ注意ヲ以テ其者ノ詐欺ヲ防止スルニ怠ルベカラザルナリ

第二百二十二條 鑑定ニ付テハ以下數條ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケサル限りハ人證ニ付テノ規定ヲ準用ス

第二百二十三條 鑑定ノ申出ハ鑑定ス可キ事項ヲ表示シテ之ヲ爲ス

第二百二十四條 立會フ可キ鑑定人ノ撰定及ヒ其員數ノ指定ハ受訴裁判所之ヲ爲ス其裁判所ハ鑑定人ノ任命ノ一名マテニ制限シ又ハ何時ニテモ既ニ任命シタル者ニ代ヘ他ノ鑑定人ヲ任命スルコトヲ得

裁判所ハ鑑定人トシテ訊問ヲ受クルニ適當ナル者ヲ指名ス可キ旨ヲ當事者ニ催告スルコトヲ得

當事者カ一定ノ者ヲ鑑定人ニ爲スコトヲ合意シタルトキハ裁判所ハ其合意ニ從フ可シ然レトモ裁判所ハ當事者ノ爲ス可キ鑑定人ニ定メ員數ニ制限スルコトヲ得

第三百二十五條 外國ノ書類又ハ產物ノ審査ヲ要スル場合ニ於テ必要ナル能力ヲ有スル本邦人ノ在ラサルトキハ裁判所ハ外國人ヲ鑑定人ニ任命スルコトヲ得

第三百二十六條 左ニ掲クル者ヲ鑑定人トシキハ之ヲ爲ス義務アリ

第一 必要ナル種類ノ鑑定人ヲ爲ス爲ニ公ニ任命セラレタル者

第二 鑑定ヲ爲スニ必要ナル學術、技藝若クハ職業ニ常ニ従事スル者又ハ學術、技藝若クハ職業ニ従事スル爲ニ公ニ任命セラレ若クハ授權セラレタル者

右ノ外鑑定ヲ爲ス可キ旨ヲ裁判所ニ於テ述ベタル者ハ鑑定人タル

義務ナキトキト雖モ鑑定人ヲ爲ス義務アリ

第三百二十七條 鑑定人ハ證人カ證言ヲ拒ムコトヲ得ルト同一ノ原因ニ依リ鑑定ヲ拒ム權利アリ

官吏、公吏ハ其所屬廳ニ於テ異議アルトキハ之ヲ鑑定人トシテ訊問スルコトヲ得ス

第三百二十八條 鑑定人ヲ爲ス義務アル鑑定人出頭セズ又ハ鑑定人拒ミタル場合ニ於テハ其者ニ對シ此カ爲ニ生シタル費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其鑑定人ヲ勾引スルコトヲ得ス

第三百二十九條 鑑定人ハ其鑑定ヲ爲ス前ニ其鑑定人タル義務ヲ公平且誠實ニ履行ス可キ旨ノ誓ヲ宣フ可シ

第三百三十條 受訴裁判所ハ其意見ヲ以テ左ノ諸件ヲ定ム可シ

第一 鑑定人ノ意見ハ口頭又ハ書面ニテ之ヲ述ヘシム可キヤ

第二 數名ノ鑑定人ヲ訊問ス可キ場合ニ於テ各意見カ異ナルト

(鑑定人出頭セサルモ拘引スルヲ許サ、ルモノハ) 此種ノ人ハ証人ニ異ナリ他ニ之ヲ求ムルコトヲ得レハナ

キハ共同ニテ鑑定書ヲ作ラシム可キヤ又ハ各別ニ之ヲ作ラシム可キヤ

第三 口頭辨論ノ際鑑定人ノ總員又ハ其一名ヲシテ鑑定書ヲ説明セシム可キヤ

第四 鑑定ノ結果カ不十分ナルトキハ同一又ハ他ノ鑑定人ヲシテ再ヒ鑑定ヲ爲サシム可キヤ

第三百三十一條 受訴裁判所ハ鑑定人ノ任命ヲ受命判事又ハ受託判事ニ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ受命判事又ハ受託判事ハ第三百二十四條及ヒ第三百三十條第一號并ニ第二號ノ規定ニ依リ受訴裁判所ニ屬スル權ヲ有ス

第三百三十二條 鑑定人ハ日當、旅費及ヒ立替金ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

此場合ニ於テハ第三百二十一條ノ規定ヲ準用ス

第三百三十三條 特別ノ智識ヲ要セシ過去ノ事實又ハ事情ニシテ其實驗アル者ノ訊問ニ因リテ鑑定ス可キトキハ人證ニ付テノ規定ヲ適用ス

第八節 書証

(解) 評訟ニ係ル所ノ事實ノ眞確ナルヲ顯示スル所ノ書面之レヲ書証ト云フ

書証ハ之レヲ前二節ニ於テ規定セル所ノ証據方法ニ比スレバ其危険ヲ與フルノ程度甚ダ少ナシト雖ドモ然レドモ未ダ全ク之レナシト斷言スベカラザルナリ故ニ之ニ適度ノ制度ヲ付セザルベカラズ此書証ハ人證ノ如ク之ヲ使用セラル、ト甚ダ多カラザルモノナリ蓋シ取引交通ノ頻繁ナルニ當リテハ法律上ノ關係ヲ証明スルカ爲メニ一々書面ノ説備ヲ爲スハ到底之ヲ行フ能ハザレハ少シク信用アル者ニ對シテハ書面ノ説備ヲ爲サルベケレバナリ

(舉証者) トハ先
ツ証明ヲ爲スベキ
任アル者ヲ云フ

第三百三十四條 書證ノ申出ハ証書ヲ提出シテ之ヲ爲ス

第三百三十五條 舉証者其使用セントスル証書カ相手方ノ手ニ存スル旨ヲ主張スルトキハ書証ノ申出ハ相手方ニ其証書ノ提出ヲ命ゼンコトヲ申立テテ之ヲ爲ス可シ

第三百三十六條 相手方ハ左ノ場合ニ於テ証書ヲ提出スル義務アリ

第一 舉証者カ民法ノ規定ニ從ヒ訴訟外ニ於テモ証書ノ引渡又ハ其提出ヲ求ムルコトヲ得ルトキ、

第二 証書カ其趣旨ニ因リ舉証者及ヒ相手方ニ共通ナルトキ

第三百三十七條 相手方ハ其手ニ存スル証書ニシテ其訴訟ニ於テ舉証ノ爲メ引用シタルモノヲ提出スル義務アリ準備書面中ニノミ引用シタルトキト雖モ亦同シ

第三百三十八條 証書ノ提出ヲ命ゼンコトノ申立ニハ左ノ諸件ヲ掲ク可シ

第一 証書ノ表示

第二 証書ニヨリ証ス可キ事實ノ表示

第三 証書ノ旨趣

第四 証書カ相手方ノ手ニ存スル旨ヲ主張スル理由タル事情

第五 証書ヲ提出スヘキ義務ノ原因ノ表示

第三百三十九條 裁判所ハ証書ニ依リ証ス可キ事實ノ重要ニシテ且申立テ正當ナリト認ムル場合ニ於テ相手方カ証書ノ其手ニ存スルコトヲ自認スルトキ又ハ申立ニ對シ陳述セサルトキハ證據決定ヲ以テ証書ノ提出ヲ命ス

第三百四十條 相手方カ証書ヲ所持セサル旨ヲ申立ツルトキハ此申立ノ眞實ナルヤ否ヤヲ定ムル爲メ又ハ証書ノ所在ヲ穿鑿スル爲メ又ハ舉証者ノ使用ヲ妨クル目的ヲ以テ故意ニ証書ヲ隱匿シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルヤ否ヤヲ穿鑿スル爲メ本章第十節ノ規定

ニ從ヒテ相手方本人ヲ訊問ス可シ

相手方カ官廳ナルトキハ証書カ其官廳ノ保藏ニ係ラス又ハ其所在ヲ開示スルヲ得サル旨ノ長官ノ証明書ヲ以テ訊問ニ換フ裁判所ハ此証明書ヲ差出サシムル爲メ相當ノ期間ヲ定ム可シ

第三百四十一條 証書ヲ所持スルコトヲ明白シ又ハ之ヲ所持セスト申立テサル相手方カ其証書ヲ提出ス可シトノ命ニ從ハス又ハ相手方カ所持セスト申立テタル証書ニ付キ訊問ヲ受ケテ供述ヲ爲スコトヲ拒ミタルトキ又ハ舉証者ノ使用ヲ妨クル目的ヲ以テ故意ニ証書ヲ隱匿シ若クハ使用ニ耐ヘサラシメタルコトノ明確ナルトキハ舉証者ノ差出シタル証書ノ謄本ヲ正當ナルモノト看做ス若シ謄本ヲ差出サ、ルトキハ裁判所ハ其意見ヲ以テ証書ノ性質及ヒ旨趣ニ付キ舉証者ノ主張ヲ正當ナリト認ムルコトヲ得

前條第二項ニ掲ケタル證明書ヲ裁判所ノ定メタル期間内ニ差出サ

サルトキハ相手方タル官廳ニ對シ前項ト同一ノ結果ヲ生ス

第三百四十二條 舉証者其使用セントスル証書カ第三者ノ手ニ存スル旨ヲ主張スルトキハ書証ノ申出ハ其証書ヲ取寄スル爲メ期間ヲ定メンコトヲ申立テテ之ヲ爲ス

第三百四十三條 第三者ハ舉証者ノ相手方ニ於ケルト同一ナル理由ニ因リ証書ヲ提出スル義務アリ然レトモ強テ証書ヲ提出セシムルコトハ訴ヲ以テノミ之ヲ爲スコトヲ得

第三百四十四條 第三百四十二條ニ從ヒ申立ヲ爲スニハ第三百三十八條第一號乃至第三號及ヒ第五號ノ要件ヲ履ミ且証書カ第三者ノ手ニ存スルコトヲ疏明ス可シ

第三百四十五條 証書ニ依リ証ス可キ事實ノ重要ニシテ且其申立カ前條ノ規定ニ適スルトキハ裁判所ハ証書提出ノ期間ヲ定ム可シ
第三者ニ對スル訴訟ノ完結シタルトキ又ハ舉証者カ訴ノ提起、訴

認ノ繼續又ハ強制執行ヲ遅延シタルトキハ相手方ハ前項ノ期間ノ満了前ト雖モ訴訟手續ノ繼續ヲ申立ルコトヲ得

第三百四十六條 舉証者其使用セントスル証書カ官廳又ハ公吏ノ手ニ存スル旨ヲ主張スルトキハ書証ノ申出ハ証書ノ送付ヲ官廳又ハ公吏ニ囑託セラレシコトヲ申立テテ之ヲ爲ス

此規定ハ當事者カ法律上ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ助力ナクシテ取寄スルコトヲ得ヘキ証書ニハ之ヲ適用セズ

官廳又ハ公吏カ第三百三十六條ノ規定ニ基キ証書ヲ提出スル義務アル場合ニ於テ其送付ヲ拒ムトキハ第三百四十二條乃至第三百四十五條ノ規定ヲ適用ス

第三百四十七條 証據決定ヲ爲シタル後第三百四十二條及ヒ第三百四十六條ノ規定ニ從ヒ書証ヲ申出テタル場合ニ於テ証書取寄ノ手續ノ爲ニ訴訟ノ完結ヲ遅延スルニ至ル可ク且裁判所ニ於テ原告若シ

クハ被告カ訴訟ヲ遅延スル故意ヲ以テ又ハ甚シキ怠慢ニ因リ書証ヲ早ク申出テサリシコトノ心證ヲ得タルトキハ申立ニ因リ其書証ノ申出ヲ却下スルコトヲ得

第三百四十八條 口頭辯論ノ際証書ヲ提出スルニ於テハ其毀損若クハ紛失ノ恐アリ又ハ他ノ顯著ナル障礙アルトキハ受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ証書ヲ提出ス可キ旨ヲ命スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ証書ノ明細書及ヒ其謄本ヲ調書ニ添附シ又証書ノ一分ノミ必要ナルトキハ第一百七條第二項ノ規定ニ從ヒテ作リタル抄本ヲ之ニ添附ス可シ

第三百四十九條 公正証書ハ正本又ハ認證ヲ受ケタル謄本ヲ以テ之ヲ提出スルコトヲ得然レトモ裁判所ハ舉証者ニ正本ノ提出ヲ命スルコトヲ得

私署証書ハ原本ヲ以テ之ヲ提出ス可シ若シ當事者カ未ダ提出セザ

(眞正ニ付キ一致スル) トハ眞正ナルコトヲ認ムルヲ云フ

証書ノ効力) トハ

証書ノ證據力ノイ
コシテ又(其解釋)
トハ証書ノ説キ
明カシ方ヲ云フ

(檢眞) トハ証書
ノ眞正ノモノナル
ヤ否ヤヲ確定スベ
ク爲ス所ノ方法ナ
リ
(偽造) トハ証書

ル原本ノ眞正ニ付キ一致シ只其證據ノ効力又ハ解釋ニ付テノミ等
ヲ爲ストキハ謄本ヲ提出スルヲ以テ足ル然レトモ裁判所ハ職權ヲ
以テ舉證者ニ原本ノ提出ヲ命スルコトヲ得
提出シタル謄本ニ換ヘテ正本又ハ原本ヲ提出ス可キ旨ノ命ニ從ハ
サルトキハ裁判所ハ心證ヲ以テ謄本ニ如何ナル證據力ヲ付ス可キ
ヤヲ裁判ス

第三百五十條 舉證者ハ證據ヲ提出シタル後ハ相手方ノ承諾ヲ得ル
トキニ限り此證據方法ヲ拋棄スルコトヲ得

第三百五十一條 公正證據又ハ檢眞ヲ經タル私署證據ヲ偽造若クハ
變造ナリト主張スル者ハ其證據ノ眞否ヲ確定センコトノ申立ヲ爲
ス可シ

此場合ニ於テハ裁判所ハ其證據ノ眞否ニ付キ中間判決ヲ以テ裁判
ヲ爲ス可シ

ヲ作ルノ權ナキ者
ガ存在セザル書面
ヲ新規ニ造リ出ス
云ヒ(變造) トハ
權利ヲ有セサル者
ガ既デニ存セル証
書ニ付加除削滅ヲ
施スチ云フ
(私署証書) トハ
公吏ニアラザル者
ガ作爲セル凡レテ
ノ書面ヲ云フ

第三百五十二條 私署證據ノ眞否ニ付キ爭アルトキハ裁判所ハ舉證
者ノ申立ニ因リ檢眞ヲ爲スコトヲ得

第三百五十三條 私署證據ノ檢眞ハ總テノ證據方法及ヒ手跡若クハ
印章ノ對照ニ因リテ之ヲ爲ス

證據ノ眞否ヲ證セントスル當事者ハ裁判所ノ定ムル期間内ニ手跡
若クハ印章ヲ對照スル爲ニ適當ナル書類ヲ提出ス可シ

眞正ナリトノ自白又ハ證明シタル適當ノ對照書類ナキトキハ對照
ノ爲メ原告若クハ被告ニ對シ裁判所ニ於テ一定ノ語辭ノ手記ヲ命
スルコトヲ得其手記シタル語辭ハ調書ノ附録トシテ之ニ添附ス可
シ

裁判所ハ手跡若クハ印章ヲ對照シタル結果ニ付キ自由ナル心證ヲ
以テ裁判ヲ爲シ又必要ナル場合ニ於テハ鑑定ヲ爲サシメタル後之
ヲ爲ス

原告若クハ被告カ裁判所ノ定メタル期間内ニ對照書類ヲ提出セサルトキ又ハ對照ス可キ語辭ヲ手記ス可キ裁判所ノ命ニ對シ十分ナル辯解ヲ爲サスシテ之ニ從ハサルトキ又ハ書様ヲ變シテ手記シタルトキハ證書ノ眞否ニ付テノ相手方ノ主張ハ其他ノ證據ヲ要セスシテ之ヲ眞正ナリト看做スコトヲ得

第三百五十四條 提出シタル證書ハ直チニ之ヲ還付シ又適當ナル場合ニ於テハ其原本ヲ記録ニ留メテ之ヲ還付ス可シ
然レトモ證書ノ偽造又ハ變造ナリト争フトキハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後ニ非サレバ之ヲ還付スルコトヲ得ス

第三百五十五條 公正證書ノ偽造若クハ變造ナルコトヲ眞實ニ反キテ主張シタル原告若クハ被告ニ惡意若クハ重過失ノ責アルトキハ五十圓以下ノ過料ヲ言渡ス
又私署證書ノ眞正ナルコトヲ眞實ニ反キテ争フトキハ前項ト同一

(事跡ノ紀念) ト

ハ或事ニ付テノ記憶ヲ永遠ニ存セシメンガ爲ス所ノ標識ナリ之ヲ例ヘバ石碑等ノ如シ

(權利ノ証徴) 爲メ) トハ權利ノ存立セルヲ証明スル爲ト云フト異ナラサルナリ

(割符) トハ合セテ以テ其眞實ヲ証明センガ爲メニ一個ノ物ヲ數個ニ割斷シ互ヒニ其一ヲ有スル符徴ヲ云フ

ナル條件ヲ以テ二十圓以下ノ過料ヲ言渡ス

第三百五十六條 本節ノ規定ハ事件ノ性質ニ於テ許ス限リハ事跡ノ紀念又ハ權利ノ証徴ノ爲メ作りタル割符、界標等ノ如キモノニモ之ヲ準用ス

第九節 檢証

(解) 檢証トハ裁判官ガ職務ヲ以テ爲ス所ノ實驗ヲ云フ此種ノ證據方法ハ不動産若クハ動産ナルモノ之ヲ裁判所ニ送置移動スベカラザル時ニ之ヲ使用スルヲ以テ其常トスマタ事實發見ニ就テノ一方法ナリ

檢証ヲ爲ス場合ト雖ドモ其必要ヲ感スル時ハ鑑定人ヲ使用スルヲ得ルヲ勿論ナリ

第三百五十七條 檢證ノ申出ハ檢證物ヲ表示シ及ヒ證ス可キ事實ヲ開示シテ之ヲ爲ス

(界標) トハ境界
ヲ賞スル標識ヲ云
フ

第二百五十八條 受訴裁判所ハ檢證ヲ爲スニ際シ鑑定人ノ立會ヲ命
スルコトヲ得

受訴裁判所ハ檢證及ヒ鑑定人ノ任命ヲ其部員一名ニ命シ又ハ區裁
判所ニ囑托スルコトヲ得

第三百五十九條 檢證ヲ爲ス際發見シタル事項ハ調書ニ記載シテ之
ヲ明確ナラシメ又必要ナル場合ニ於テハ調書ノ附録トシテ添附ス
可キ圖面ヲ作り之ヲ明確ナラシム可シ
若シ既ニ記録ニ圖面ノ存スルトキハ之ヲ檢證物ニ對照シ必要ナル
場合ニ於テハ之ヲ更正ス可シ

第十節 當事者本人ノ訊問

(解) 裁判所ニ於テ訴ヘラレタル事件ヲ管掌審理シ以テ其眞實ヲ
得ル所ノ方法手段其數頗ブル多シ証人訊問鑑定書証等其一ニ居
ル然レモ此等ノ方法タル其手續頗ブル復雜ニ涉ルヲ以テ甚ダ面倒

ナルノミナラズ此等ノ手續ヲ履ムモ尙ホ其事實ノ眞確ヲ得ルヲ能
ハザルヲアルベシ當事者ノ訊問トハ即チ斯カル場合ニ之ヲ爲ス者
ニシテ訊問ニヨリテ以テ自白ヲ爲サシメント欲スルニ在ルナリ此
証據方法ハ當事者ガ提出シタル許スベキ証據ヲ調べ了レル後ニ証
スベキ事實ノ明了セザル時ニ之ヲ爲スモノナレバ最後ノ証據方法
ト云フモ即チ可ナリ

(心証) トハ心裡
ニ感知スル証據ノ
謂ヒナリ
(職權) トハ職務
上ノ權利ヲ云フ

第三百六十條 當事者ノ提出シタル許ス可キ證據ヲ調べタル結果ニ
因リ證ス可キ事實ノ眞實ニ付キ裁判所カ心證ヲ得ルニ足ラサルト
キハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ原告若クハ被告ノ本人ヲ訊問スル
コトヲ得

第三百六十一條 裁判所ハ原告若クハ被告ヲ訊問スルコトヲ決定シ
且原告若クハ被告ノ自身カ決定言渡ノ際在廷スルトキハ直チニ其
訊問ヲ爲スヲ以テ通例トス

(覺書) トハ遺忘ニ備ヘンガ爲メニ記シ置ケル書面ヲ云フ

第三百六十二條 訊問ヲ受クル原告若クハ被告ハ供述ニ換ヘテ書類ヲ明讀シ其他覺書ヲ用非ルコトヲ得ス但算數ノ關係ニ限り覺書ヲ用非ルコトヲ得

第三百六十三條 原告若クハ被告カ十分ナル理由ナクシテ供述スルコトヲ拒ミ又ハ訊問期日ニ出頭セサルキハ裁判所ハ其意見ヲ以テ訊問ニ因リテ舉證ス可キ相手方ノ主張ヲ正當ナリト認ムルコトヲ得

(法律上代理人) トハ法律ニテ定メタル代理人ヲ指ス

第三百六十四條 訴訟無能力者ノ法律上代理人カ訴訟ヲ爲ストキハ法律上代理人若クハ訴訟無能力者ヲ訊問ス可キヤ又ハ此等ノ者ヲ共ニ訊問ス可キヤ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ決定ス
法律上代理人數人アルトキハ其一人ヲ訊問ス可キヤ又ハ數人ヲ訊問ス可キヤモ亦前項ニ同シ

第十一節 證據保全
(解) 裁判官ノ檢証又ハ鑑定或ヒハ証人ノ申述等ニヨリ證明スベ

キ事實ヲ若シ通常ノ方法ニテ證明スル時ハ狀況ニ因リ檢証シ若シクハ鑑定スベキ物件ノ滅盡シ或ヒハ又証人ト爲ルベキ者ガ疾病若シクハ長途ノ旅行ニ上ボルカ爲メニ立証ノ方法ヲ喪失スルカ或ヒハ然ラザルモ其使用ニ甚シキ困難ヲ與フル等ノ恐レアル場合ニ其證據ヲ保存セシメンガ爲メニナス所ノ申立ニヨリ裁判所ガ爲ス所ノ證據調べ之ヲ證據ノ保全ト云フナリ

證據調べトハ通例ハ訴訟ノ提起アリタル後ニ爲スモノナレバ尙シ此通常ノ方法ヲ墨守スルトキハ人ヲシテ其證據ヲ喪失スルニ至ラシムベクシテ苛酷ノ謗ヲ免カル、能ハザルノミナラズ之カ爲メニハ直チニ決落スベキ訴訟事件モ久シキニ亘リテ裁判所ノ紛雜ヲ致スコアルベキニヨリ證據調べハ訴訟ノ提起前ト雖ドモ之ヲ許シテ其保全ヲ爲サシメザルベカラザルナリ

紛失) トハ所在

第三百六十五條 證據ヲ紛失スル恐アリ又ハ之ヲ使用シ難キ恐アル

ノ知レサルニ至ル
 チ云フ
 (使用シ難クナル)
 トハ例之ハ証人
 ノ死亡スルニ至ル
 場合ノ如キチ云フ
 (繫屬) トハ裁判
 所ノ管掌内ニ入り
 シチ云フ
 (切迫ナル危険ノ
 際) トハ証人ノ死
 ニ類シ又ハ証セラ
 ルヘキ物ノ滅盡ス
 ルニ垂ンタル如キ
 場合チ云フ

トキハ證據保全ノ爲メ若クハ鑑定人ノ訊問又ハ檢証ヲ申立ツルコ
 トヲ得
 第三百六十六條 訴訟カ既ニ繫屬シタルトキハ此申請ハ受訴裁判所
 ニ之ヲ爲ス可シ
 切迫ナル危険ノ場合ニ於テハ訊問ヲ受ク可キ者ノ現在地又ハ檢証
 ス可キ物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ申請ヲ爲スコトヲ得
 訴訟ノ未タ繫屬セサルトキハ前項ニ記載シタル區裁判所ニ申請ヲ
 爲スコトヲ要ス
 右申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
 第三百六十七條 申請ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス
 第一 相手方ノ表示
 第二 證據調ヲ爲ス可キ事實ノ表示
 第三 證據方法殊ニ証人若クハ鑑定人ノ訊問ヲ爲スコキトキハ

其表示

第四 證據ヲ紛失スル恐アリ又ハ之ヲ使用シ難キ恐アル理由此
 理由ハ之ヲ説明ス可シ

第三百六十八條 申請ニ付テノ決定ハ口頭辨論ヲ經スシテ之ヲ爲ス
 コトヲ得

申請ヲ許容スル決定ニハ證據調ヲ爲ス可キ事實及ヒ證據方法殊ニ
 訊問ス可キ証人若クハ鑑定人ノ氏名ヲ記載ス可シ此決定ニ對シハ
 不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三百六十九條 證據調ノ期日ニハ申立人ヲ呼出シ又決定及ヒ申請
 ノ謄本ヲ送達シテ其權利防衛ノ爲ニ相手方ヲモ呼出ス可シ
 切迫ナル危険ノ場合ニ於テハ適當ナル時間ニ相手方ヲ呼出スコト
 ナ得ザリシトキト雖モ證據調ヲ妨クルコト無シ

第二百七十條 證據調ハ本章第六節、第七節及ヒ第九節ノ規定ニ從

ヒテ之ヲ爲ス

証據調ノ調査ハ証據調ヲ命シタル裁判所ニ之ヲ保存ス可シ各當事者ハ証據調ノ調査ヲ訴訟ニ於テ使用スル權利アリ

受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ再度ノ証據調ヲ命シ又ハ既ニ調ヘタル証據ノ補充ヲ命スルコトヲ得

第三百七十一條 証據調ハ第三百六十五條ノ條件ナキトキト雖モ相手方ノ承諾ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

(許容) トハ許可シ聽容スルヲ云フ即チ許スナリ

第三百七十二條 申立人カ相手方ヲ指定セサルトキハ申立人自己ノ

過失ニ非スシテ相手方ヲ指定シ能ハサルコトヲ説明スル場合ニ限リ其申請ヲ許ス

申請ヲ許容シタルトキハ裁判所ハ其知レサル相手方ノ權利防衛ノ爲ニ臨時代理人ヲ任スルコトヲ得

第一章 區裁判所ノ訴訟手續

(解) 區裁判所ノ何タルコトハ余輩之ヲ裁判所構成法ヲ解クニ當リテ述ブベケレバ茲ニハ之ヲ述ベザルベシ

第一節 通常ノ訴訟手續

(解) 此裁判所ノ訴訟手續ハ區裁判所ノ構成又ハ第一篇及ビ本節ノ規定ニヨリテ差異ノ生ゼザル限リハ前章ニ規定セル地方裁判所ノ訴訟手續ヲ適用ス唯其異ナル點ハ區裁判所ノ訴訟手續ハ之ヲ地方裁判所ノ訴訟手續ニ比スレバ著シク省畧シアルト裁判官が大ヒニ事件ニ干涉ヲ爲ストニ在ルナリ區裁判所ノ訴訟手續ト地方裁判所ノ訴訟手續トノ間ニ此ノ如キ差異アル所以ノ者ハ區裁判所ノ管轄スベキ事件ハ大概子簡易ニシテ且ツ小ナルニ由ル若シ斯カル簡易ニシテ且小ナル事件ニモ地方裁判所ニ訴フル訴訟手續ト同一ナラシムルトキハ訴訟ヲ延滞ヲ致シ多額ノ費用ヲ爲サシムベキガ故ニ訴

(構成) トハ組織
即チ組立テテ云フ

(交換) トハ取り
カハスチ云フ

訟人ニ於テ迷惑ヲ感ズベキハ勿論裁判所ニ於テモ亦紛擾ヲ致スチ
免カレザルベシ是レ我立法官ノ區裁判所ノ訴訟手續ニ著シキ省察
チ加ヘタル所以ナリトス

第三百七十三條 區裁判所ノ通常ノ訴訟手續ニ付テハ區裁判所ノ構
成又ハ第一編及ヒ本節ノ規定ニ依リ差異ノ生セサル限りハ地方裁
判所ノ訴訟手續ニ付テノ規定ヲ適用ス

第三百七十四條 訴ハ書面又ハ口頭ヲ以テ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ
得

第三百七十五條 起訴アリタルトキハ裁判所書記ハ訴狀ヲ被告ニ送
達スル手續ヲ爲ス
準備書面ノ交換ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第三百七十六條 原告若クハ被告ハ其申立及ヒ事實上ノ主張ニシテ
豫メ通知スルニ非サレハ相手方ニ於テ之ニ對シ陳述ヲ爲シ得ヘカ

(急迫) トハ遅延
スヘカラサルヲチ
云フ

テサルモノチ口頭辯論ノ前直接ニ相手方ニ通知スルコトヲ得

第三百七十七條 口頭辯論ノ期日ト訴狀送達トノ間ニ少ナクトモ三
日ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス急迫ナル場合ニ於テハ此時間ヲ二十
四時マテニ短縮スルコトヲ得

送達チ外國ニ於テ爲スコキトキハ事情ニ應シテ時間ヲ定ム可シ
第三百七十八條 當事者ハ通常ノ裁判日ニ於テハ豫メ期日ノ指定チ
クシテ裁判所ニ出頭シ訴訟ニ付キ辯論ヲ爲スコトヲ得

此場合ニ於テ訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ之ヲ爲ス
第三百七十九條 數個ノ妨訴ノ抗辨チ本案ノ辨論前同時ニ提出ス可
キ規定ハ裁判所管轄違ノ抗辨ニ限り之ヲ適用ス

被告ハ妨訴ノ抗辨ニ基キ本案ノ辨論ヲ拒ム權利ナシ然レトモ裁判
所ハ職權ヲ以テ右抗辨ニ付キ分離シタル辨論ヲ命スルコトヲ得
第三百八十條 第二百二十二條、第二百六十六條乃至第二百七十二

條ノ規定ハ區裁判所ノ訴訟手續ニ之ヲ適用セス
然レトモ原告若クハ被告ノ申立及ヒ陳述ハ裁判所ノ意見ニ從ヒ訴
訟關係ヲ十分ニ明確ナラシムル爲メ必要ナルモノニ限り調書ヲ以
テ之ヲ明確ナラシム可シ

第三百八十一條 訴ヲ起サントスル者ハ解和ノ爲メ請求ノ目的物ヲ
開示シテ相手方ヲ其普通裁判籍ヲ有スル區裁判所ニ呼出ス可キコ
トヲ申立ツルコトヲ得其中立ハ書而又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコト
ヲ得

當事者雙方出頭シ和解ノ調ヒタルトキハ調書ヲ以テ之ヲ明確ナラ
シム可シ

和解ノ調ハサルトキハ當事者雙方ノ申立ニ因リ其訴訟ニ付キ直チ
ニ辯論ヲ爲ス此場合ニ於ケル訴ノ提起ハ口頭ノ演述ヲ以テ之ヲ爲
ス

相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサルトキハ此カ爲ニ生シタル費
用ハ訴訟費用ノ一分ト看做ス

第二節 督促手續

(解) 督促手續トハ争ナキ請求ニ付キ簡易ニシテ且ツ多額ノ費用
ヲ要セザル方法ニテ終了セシメ得ル手續ナリ故ニ若シ支拂命令ニ
付キ適當ノ時間内ニ異議ノ申立アルニ於テハ支拂命令ハ其効力ヲ
失ヒ訴訟ハ此時ヨリ起ルモノト看做サレ權利拘束ハ其効力ヲ保續
スベシ併シ其起スベキ訴ガ地方裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノナル
トキハ申請者ニ於テ或ル手續ヲ或時間内ニ行ハザルベカラズ
要スルニ此手續モ亦當事者ノ利便ト裁判所ノ都合トヲ圖リテ設ケ
ラレタルモノナリ

第三百八十二條 一定ノ金額ノ支拂其他ノ代替物若クハ有價証券ノ
一定ノ數量ノ給付ヲ目的トスル請求ニ付キ債權者ハ通常ノ訴訟手

(金額支拂) トハ
金高ノ拂渡シナニ云
フ

(代替物) 他物ヲ以テ換ヘ得ヘキ物
 ナ云フ
 (支拂命令) トハ
 拂渡スヘキ命令ノ謂ナリ

(反對給與) トハ請求ヲ爲セル者ヨリ請求ヲ受クル者ニ爲ス辨濟ナリ
 (專屬) トハソレノミニ屬シ他ニ入ラサルナ云フ

續ニ依ラスシテ督促手續ニ依リ條件附ノ支拂命令ヲ債務者ニ對シ發センコトヲ申立ツルコトヲ得

申請ノ旨趣ニ依レハ申請者反對給付ヲ爲スニ非サレハ其請求ヲ主張スルコトヲ得サルトキ又ハ支拂命令ノ送達ヲ外國ニ於テ爲シ若クハ公示送達ヲ以テ爲ス可キトキハ督促手續ヲ許サス

第三百八十三條 支拂命令ハ區裁判所之ヲ發ス

此命令ハ區裁判所ノ第一審ノ事物ノ管轄ノ制限ナキモノト看做シ通常ノ訴訟手續ニ於ケル訴ノ提起ニ付キ普通裁判籍又ハ不動産上裁判籍ノ屬ス可キ區裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三百八十四條 支拂命令ヲ發スルコトノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

此申請ハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 當事者及ヒ裁判所ノ表示

第二 請求ノ一定ノ數額、目的物及ヒ原因ノ表示若シ請求ノ數額ナルトキハ其各個ノ一定ノ數額、目的物及ヒ原因ノ表示

第三 支拂命令ヲ發センコトノ申立

第三百八十五條 裁判所ハ申請ヲ調査シ其申請カ前三條ノ規定ニ適當セス又ハ申請ノ旨趣ニ於テ請求ノ理由ナク又ハ現時理由ナキコトノ顯ハルルトキハ其申請ヲ却下ス

請求ノ一分ノミニ付キ支拂命令ヲ發スルコトヲ得サルトキハ亦其申請ヲ却下ス然レトモ數個ノ請求中或ルモノニ理由ナクシテ其他ノモノニ理由アリト見ユルトキハ其理由アリト見ユルモノニ限り申請ヲ許容ス右却下ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス然レトモ通常ノ訴訟手續ニ依リ訴追スルヲ妨グルコト無シ

第三百八十六條 支拂命令ハ豫メ債務者ヲ審訊セスノ之ヲ發ス
 支拂命令ニハ第三百八十四條第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル申請ノ

(審訊) トハ審理
 訊問ノ謂ヒナリ

要件ヲ記載シ且即時ノ強制執行ヲ避ケント欲セハ此命令送達ノ日ヨリ十四日ノ期間内ニ請求ヲ満足セシメ及ヒ其手續ノ費用ニ付キ定ムル數額ヲ債權者ニ辨濟ス可ク又ハ裁判所ニ異議ヲ申立ツ可キ旨ノ債務者ニ對スル命令ヲ記載ス可シ

前項ノ期間ハ爲替ヨリ生スル請求ニ付テハ二十四時間其他ノ請求ニ付テハ申立ニ依リ三日マテニ之ヲ短縮スルコトヲ得

第三百八十七條 權利拘束ノ効力ハ支拂命令ヲ債務者ニ送達スルヲ以テ始マル

支拂命令ノ送達ハ之ヲ債權者ニ通知ス可シ

(異議) トハ尙ホ不服ト云ハシガ如シ

第三百八十八條 債務者ハ支拂命令ニ對シ書面又ハ口頭ヲ以テ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三百八十九條 債務者カ請求ノ全部又ハ一分ニ對シ適當ナル時間ニ異議ヲ申立ツルトキハ支拂命令ノ効力ヲ失フ然レトモ權利拘束

ノ効力ヲ存續ス

數個ノ請求中或ルモノニ對シ異議ヲ申立テタルトキハ支拂命令ハ其他ノ請求及ヒ之ニ相當スル費用ノ部分ニ付キ効力ヲ有ス

第三百九十條 適當ナル時間ニ異議ヲ申立テタル場合ニ於テ請求ニ付キ起ス可キ訴ヲ區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキハ其訴ハ支拂命令ノ送達ト同時ニ區裁判所ニ之ヲ起シタルモノト看做ス其口頭辯論ノ期日ハ第三百七十七條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ定ム

第三百九十一條 請求ニ付キ起ス可キ訴カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テハ適當ナル時間ニ異議ノ申立アリタルコトヲ債權者ニ通知ス可シ

債權者其通知書ノ送達アリタル日ヨリ起算シ一个月ノ期間内ニ管轄裁判所ニ訴ヲ起ササルトキハ權利拘束ノ効力ヲ失フ

第三百九十二條 督促手續ノ費用ハ適當ナル時間ニ異議ノ申立アリ

タル場合ニ於テハ起ス可キ訴訟ノ費用ノ一分ト看做ス
前條ノ場合ニ於テ期間内ニ訴ヲ起ササルトキハ手續ノ費用ハ債權者ノ負擔ニ歸ス

第三百九十三條 支拂命令ハ其命令中ニ掲ケタル期間ノ經過後債權者ノ申請ニ依リ之ヲ假ニ執行シ得ヘキコトヲ宣言ス但假執行ノ宣言前債務者異議ヲ申立テサルトキニ限ル

右假執行ノ宣言ハ支拂命令ニ付ス可キ執行命令ヲ以テ之ヲ爲ス其執行命令ニハ債權者ニ於テ計算スル手續ノ費用ヲ掲ク可シ

債權者ノ申請ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百九十四條 執行命令ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル關席判決ト同一ナリトス其執行命令ニ對シテハ第二百五十五條乃至第二百六十四條ノ規定ニ從ヒテ故障ヲ申立ツルコトヲ得請求カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ區裁判所ハ其故障ヲ法律上ノ方式及ヒ期間ニ

於テ申立テタルヤノ點ノミニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ爲ス此場合ニ於テハ第三百九十一條第二項ニ定メタル期間ハ故障ヲ許ス判決ノ確定ヲ以テ始マル

第三百九十五條 時期ニ後レテ申立テタル異議ハ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

此却下ノ命令ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三篇 上訴

(解) 此ニ所謂ル上訴トハ未ダ確定セザル裁判ニ對シ上級裁判所ニ對シ不服ヲ訴フル訴訟法上ノ手續ヲ云フ

此上訴ハ控訴上告及ヒ抗告ナリトス
裁判官ハ法理ニ練熟シ訴訟ニ老ケ居ルモノナルガ故ニ訴訟者ニ上訴ノ方法ヲ使用スルヲ得セシムルカ如キハ無用冗贅ノ一ナルヲ免

カレサルカ如シト雖ドモ併シ裁判官モ亦吾人々類ト其位ヲ同フス
ルモノナレバ五感ノ迷誤ニヨリ錯誤ニ陥ルルコトナキハ決シテ之ヲ
斷言スベカラサルナリ既デニ裁判官ト雖ドモ錯誤ニ陥ルルコト免
カレサルモノトモ之レニ對スル救済ノ方法ヲ人民ニ與フルハ治
者ノ被治者ニ對スル正當ノ義務ナリトス是レ一般訴訟手續ヲ規定
セル後ニ於テ上訴ノ方法ヲ規定セル所以ナリトス

第一章 控訴

(解) 控訴トハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ爲セル第一審ノ終局判
決ニ對シテ爲ス所ノ不服ナリ
此不服ニ主タルモノアリ附帶ノモノアリ
未タ控訴アラサルニ起ス所ノ區裁判所又ハ地方裁判所ノ爲セル第
一審ノ終局判決ニ對シテ爲ス不服之ヲ主タル控訴ト云ヒ此控訴ニ
付隨ノ其相手方ヨリ爲ス所ノ不服ノ申立之ヲ附帶ノ控訴ト云

フ何レモ皆ナ前判決ヲ攻撃スル所ノ方法ナリ併シ此二者ニハ重要
ナル差異アレバ之ヲ混視スベカラザルナリ

今其差異ノ重モナルモノヲ示セバ主タル控訴ニシテ附帶ノ控訴ノ
アラザルキハ前キニ爲サレタル判決ヨリモ不利ナル言渡ヲ控訴者
ニ爲スト能ハザルモ附帶ノ控訴アリタル場合ニ於テハ之レト反對
ノ結果ヲ生ズルヲ見ルベシ其他ノ差違ノ如キハ讀者各條ヲ對照比
較シテ以テ之レヲ知レ

第三百九十六條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲
シタル終局判決ニ對シテ之ヲ爲ス

第三百九十七條 終局判決前ニ爲シタル裁判ハ又控訴裁判所ノ判斷
ヲ受ク但此法律ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得スト明記シタルト
キ又ハ抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルトキハ此限ニ在ラス

第三百九十八條 闕席判決ニ對シテハ期日ヲ懈怠シタル者ヨリ控訴

ナ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス但故障ヲ許ササル闕席判決ニ對シテハ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキニ限り控訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第三百九十九條 控訴ハ口頭辯論ノ前ニ於テハ被控訴人ノ承諾ナクシテ之ヲ取下シルコトヲ得

控訴ノ取下ハ上訴權ヲ喪失スル結果ヲ生ス

第四百條 控訴期間ハ一ヶ月トス此期間ハ不變期間ニシテ判決ノ送達ヲ以テ始マル

判決ノ送達前ニ提起シタル控訴ハ無効トス

第二百四十二條ノ規定ニ從ヒ控訴期間内ニ追加裁判ヲ以テ判決ヲ補充シタルトキハ控訴期間ノ進行ハ最初ノ判決ニ對スル控訴ニ付テモ追加裁判ノ送達ヲ以テ始マル

新クニ主張ビント

第四百一條 控訴ノ提起ハ控訴狀ヲ控訴裁判所ニ差出ノ之ヲ爲ス

スル事實トハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ノ際ニ言ハサリシ事實ニシテ申立時ニ始メテ主張スルモノナク

此控訴狀ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 控訴セラルル判決ノ表示

第二 此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述

此他控訴狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作り且判決ニ對シ如何ナル程度ニ於テ不服ナルヤ及ヒ判決ニ付キ如何ナル變更ヲ爲ス可キヤノ申立ヲ掲ケ若シ新ニ主張セントスル事實及ヒ證據方法アルトキハ其新ナル事實及ヒ證據方法ヲモ掲ク可シ

第四百二條 判然許ス可カラサル控訴又ハ判然法律上ノ方式ニ適セス若クハ其期間ノ經過後ニ起シタル控訴ハ裁判長ノ命令ヲ以テ之ヲ却下ス

此却下ノ命令ニ對シテハ即日抗告ヲ爲スコトヲ得

第四百三條 控訴狀ノ送達ト口頭辯論ノ期日トノ間ニ存スルコトヲ要スル時間ニ付テハ第九十四條ノ規定ヲ適用シ答辯書ヲ差出ス

(拋棄) トハ拋擲
スルノ謂ニシテ即
チ捨ツルノ義ナリ

(不適法) トハ法
律ノ規定ニ適合セ
サルヲ云フ

可キ期間ノ催告ニ付テハ第九十九條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テモ亦第二百二條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第四百四條 答辯書ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ作
リ且被控訴人ノ一定ノ申立及ヒ其主張セントスル新ナル事實及ヒ
證據方法ヲ掲ク可シ

第四百五條 被控訴人ハ自己ノ控訴ヲ拋棄シタルトキ又ハ控訴期間
ノ經過シタルトキト雖モ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第四百六條 左ノ場合ニ於テハ附帶控訴ハ其効力ヲ失フ

第一 控訴ヲ不適法トシテ判決ヲ以テ棄却シタルトキ

第二 控訴ヲ取下ケタルトキ

然レトモ被控訴人カ控訴期間内ニ附帶控訴ヲ爲シタルトキハ之ヲ

獨立ノ控訴ト看做ス

第四百七條 答辯書ニ新ナル事實若クハ證據方法ヲ掲ク又ハ附帶控
訴ヲ爲ス旨ノ陳述ヲ掲ケタルトキハ之ヲ控訴人ニ送達ス可シ

第四百八條 右ノ外控訴ノ訴訟手續ニハ地方裁判所ノ第一審ノ訴訟
手續ノ規定ヲ準用ス但本章ノ規定ニ依リ差異ノ生スルモノハ此限
ニ在ラス

第四百九條 當事者ノ雙方ヨリ控訴ヲ起シタルトキハ其兩控訴ニ付
キ辨論及ヒ裁判ヲ同時ニ爲スヲ以テ通例トス

(期限ノ滿了) ト
ハ期限ノ切レルコ
ト云フ

(完結) トハ落着
ト云フト異ナルコ
トナシ

第四百十條 口頭辨論ハ其期日ニ於テ被控訴人ノ控訴期間ノ未ダ經
過セサルトキハ其申立ニ因リ期間ノ滿了マテ之ヲ延期ス

闕席判決ヲ受ケタル原告若クハ被告ヨリ其判決ニ對シ故障ヲ申立
テ相手方ヨリ控訴ヲ起シタルトキハ控訴ニ付テノ辨論及ヒ裁判ハ
故障ノ完結マテ職權ヲ以テ之ヲ延期ス